

R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事

■図面リスト 全図面枚数 (52枚)									
意匠 (B・28枚)		構造 (S・10枚)		電気 (E・5枚)		機械 (P・4枚)		機械 (C・5枚)	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
B-001~007	特記仕様書 (1) ~ (7)	S-001	基礎伏図・基礎詳細図	E-001	電気工事 特記仕様書	P-001	管工事 特記仕様書	C-001	空調工事 特記仕様書
B-008	附近見取図・面積算定図	S-002	土台伏図・1階壁伏図	E-002	凡例・盤単線結線図・照明器具姿図	P-002	衛生設備 配置図・樹リスト	C-002	空調設備 機器表・各部参考図
B-009	敷地面積算定図	S-003	小屋伏図・屋根伏図	E-003	電気設備 部分配置図	P-003	衛生設備 1階平面図	C-003	空調設備 1階平面図
B-010	概要・仕上表	S-004	軸組図 N01	E-004	幹線動力・電灯設備 平面図	P-004	衛生設備 各部参考断面図	C-004	換気設備 機器表
B-011	全体配置図	S-005	軸組図 N02	E-005	コンセント・弱電設備 平面図			C-005	換気設備 1階平面図
B-012	配置・平面図	S-006	X9, X15通り詳細図						
B-013	立面図	S-007	Y6, Y2通り軸組図						
B-014	断面詳細図	S-008	木造標準図 (1)						
B-015	平面詳細図	S-009	木造標準図 (2)						
B-016	屋根伏図	S-010	木造標準図 (3)						
B-017	展開図 (1)								
B-018	展開図 (2)								
B-019	天井伏図								
B-020	建具リスト								
B-021	家具図								
B-022	部分詳細図 (1)								
B-023	部分詳細図 (2)								
B-024	部分詳細図 (3)								
B-025	外構図								
B-026	外構詳細図								
B-027	敷地現況図及び仮設計画図								

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要	
1. 工事名称	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事
2. 工事場所	徳島市南庄町5丁目1-9
3. 敷地面積	12,026.81㎡
4. 工事種目	新築 構造規模： 木造平屋（研修棟） 建築面積 167.01 m2 床面積 151.62 m2
5. 工事区分	※設備工事等との工事区分を記入。
6. 工 期	工事完成年月日は令和 5年 3月 25日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	
項 目	特 記 事 項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「標仕」という。)</p> <p>②敷地調査共通仕様書(令和元年版)</p> <p>③建築工事標準詳細図(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>⑥木造建築工事標準仕様書(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築工事標準仕様書 平成31年版 等</p> <p>◎施工条件は次にによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事用車両の搬入路は仮設図に示す <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 9 日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている 義務付けられていない)。 ・警備員は、延9人(昼9人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p>

項 目	特 記 事 項
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名が記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p>

項 目	特 記 事 項																								
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">事業名</th> <th>所在地</th> <th rowspan="2">運搬距離 km</th> <th rowspan="2">処分費</th> </tr> <tr> <th>処分地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンクリート(有筋)</td> <td rowspan="2">津崎興産(有) (優良認定業者) (中間処分)</td> <td>名西郡石井町藍畑字西覚円941</td> <td rowspan="2">11.2</td> <td rowspan="2">500円/t</td> </tr> <tr> <td>名西郡石井町藍畑字西覚円941</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属(処分)</td> <td rowspan="2">(株)旭金属 (優良認定業者)</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> <td rowspan="2">10.0</td> <td rowspan="2">0円/t</td> </tr> <tr> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木材</td> <td rowspan="2">(有)徳島興産 (優良認定業者)</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> <td rowspan="2">10.1</td> <td rowspan="2">10,000円/t</td> </tr> <tr> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーレン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)</p> <p>備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の揭示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」揭示後の全写真又は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>	種類	事業名	所在地	運搬距離 km	処分費	処分地	コンクリート(有筋)	津崎興産(有) (優良認定業者) (中間処分)	名西郡石井町藍畑字西覚円941	11.2	500円/t	名西郡石井町藍畑字西覚円941	金属(処分)	(株)旭金属 (優良認定業者)	徳島市東沖洲1丁目12	10.0	0円/t	徳島市東沖洲1丁目12	木材	(有)徳島興産 (優良認定業者)	徳島市津田海岸町2番90号	10.1	10,000円/t	徳島市津田海岸町2番90号
種類	事業名			所在地			運搬距離 km			処分費															
		処分地																							
コンクリート(有筋)	津崎興産(有) (優良認定業者) (中間処分)	名西郡石井町藍畑字西覚円941	11.2	500円/t																					
		名西郡石井町藍畑字西覚円941																							
金属(処分)	(株)旭金属 (優良認定業者)	徳島市東沖洲1丁目12	10.0	0円/t																					
		徳島市東沖洲1丁目12																							
木材	(有)徳島興産 (優良認定業者)	徳島市津田海岸町2番90号	10.1	10,000円/t																					
		徳島市津田海岸町2番90号																							

		●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-001	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4-3番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
		●図面名	特記仕様書(1)	●縮尺	NON	

項目	特記事項
5. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由施工計画書に記載すると共に、書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p>
6. 化学物質を発散する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>

項目	特記事項																																																																																																																																													
7. 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリール入れ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリール開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口差出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水方り取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>○鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>○コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質777Mシート工法防水工事作業 ・改質777Mシート常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金 かわらぶき</td> <td>○内外装板金作業 ・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作 サッシ施工 ガラス施工</td> <td>・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>表装</td> <td>・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>・冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリール入れ	○	○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリール開口補強(鉄筋)	○					同上(リンレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口差出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水方り取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	○鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	○コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	○型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業	防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質777Mシート工法防水工事作業 ・改質777Mシート常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	○大工工事作業	屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	○内外装板金作業 ・かわらぶき作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業	塗装	塗装	・建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業	表装	表装	・表具作業 ・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	植栽	造園	・造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・冷凍空調調和機器施工作業
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																																																									
梁、壁、床スリール入れ	○	○	○	○																																																																																																																																										
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																										
スリール開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																													
同上(リンレン等)	○																																																																																																																																													
床、天井点検口	○																																																																																																																																													
設備機器天井開口差出		○	○	○																																																																																																																																										
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																													
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																																											
縦樋(GLまで)	○																																																																																																																																													
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																										
同上補強	○																																																																																																																																													
給排水方り取り付け	○																																																																																																																																													
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																													
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																																																												
仮設	とび	○とび作業																																																																																																																																												
鉄筋	鉄筋施工	○鉄筋組立て作業																																																																																																																																												
コンクリート	コンクリート圧送施工	○コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																												
型枠	型枠施工	○型枠工事作業																																																																																																																																												
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																																																																																												
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質777Mシート工法防水工事作業 ・改質777Mシート常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業																																																																																																																																												
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																																																																												
木	建築大工	○大工工事作業																																																																																																																																												
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	○内外装板金作業 ・かわらぶき作業																																																																																																																																												
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																																																												
左官	左官	・左官作業																																																																																																																																												
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業																																																																																																																																												
塗装	塗装	・建築塗装作業																																																																																																																																												
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																												
表装	表装	・表具作業 ・壁装作業																																																																																																																																												
配管	配管	・建築配管作業																																																																																																																																												
植栽	造園	・造園工事作業																																																																																																																																												
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・冷凍空調調和機器施工作業																																																																																																																																												
8. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>○鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>○コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質777Mシート工法防水工事作業 ・改質777Mシート常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金 かわらぶき</td> <td>○内外装板金作業 ・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作 サッシ施工 ガラス施工</td> <td>・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>表装</td> <td>・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>・冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	○鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	○コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	○型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業	防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質777Mシート工法防水工事作業 ・改質777Mシート常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	○大工工事作業	屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	○内外装板金作業 ・かわらぶき作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業	塗装	塗装	・建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業	表装	表装	・表具作業 ・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	植栽	造園	・造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・冷凍空調調和機器施工作業																																																																																				
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																																																												
仮設	とび	○とび作業																																																																																																																																												
鉄筋	鉄筋施工	○鉄筋組立て作業																																																																																																																																												
コンクリート	コンクリート圧送施工	○コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																												
型枠	型枠施工	○型枠工事作業																																																																																																																																												
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																																																																																												
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質777Mシート工法防水工事作業 ・改質777Mシート常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業																																																																																																																																												
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																																																																												
木	建築大工	○大工工事作業																																																																																																																																												
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	○内外装板金作業 ・かわらぶき作業																																																																																																																																												
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																																																												
左官	左官	・左官作業																																																																																																																																												
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業																																																																																																																																												
塗装	塗装	・建築塗装作業																																																																																																																																												
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーテン工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																												
表装	表装	・表具作業 ・壁装作業																																																																																																																																												
配管	配管	・建築配管作業																																																																																																																																												
植栽	造園	・造園工事作業																																																																																																																																												
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・冷凍空調調和機器施工作業																																																																																																																																												
9. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>																																																																																																																																													

項目	特記事項																							
10. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・原図版) ・工事写真(写真帳1部(・着手前・完成写真)、電子データ2部) <p>・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																						
3千万円未満	—	1回																						
3千万円以上5千万円未満	—	2回																						
5千万円以上1億円未満	1回	2回																						
1億円以上	2回	3回																						
区分	サイズ																							
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
11. 完成図等	<p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ															
区分	サイズ																							
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
12. 火災保険	<p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ															
区分	サイズ																							
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																							

		●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-002	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
		●図面名	特記仕様書(2)	●縮尺	NON	

項目	特記事項				
13. 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VR労働災害体験室</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パンプ型採取機器を用いる方法 パンプ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパンプ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	測定対象室	測定箇所数	VR労働災害体験室	1
測定対象室	測定箇所数				
VR労働災害体験室	1				
14. デジタル工事写真の黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について(黒土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>				

2章 仮設工事

項目	特記事項
1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. ベンチマーク	◎設計QLの設定は、BM(北側側溝天端)を±0とし、NGLは(BM+150)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3. 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にも努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場(種類: 枠組本足場、仕様: 2枚布、D=90cm、シート仕様: フリットシート) ・壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場(種類: 枠組脚足場・脚立足場) ・壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下)</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い(仕様: ガードフェンス、H=1.8m、L=39m)(図示)</p> <p>◎ゲート(有) 無、仕様: キックゲート)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。</p> <p>◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を提示すること。</p> <p>◎その他</p>
4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・設けない)
5. 工事用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p>

項目	特記事項
6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	<p>◎同用地は、(図示の場所に)・留意していないので業者にて)設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎借地借家料 円</p>
7. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>

●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-003	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●図面名	特記仕様書(3)	●縮尺	NON	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

3章 土工事	
項目	特記事項
1. 根切り	<p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかき乱さないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p>
2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
3. 埋め戻し及び盛土	<p>◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。</p> <p>◎建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。</p> <p>(1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合</p> <p>(2) 購入土(切込砕石、砂、真砂土等)である場合</p> <p>◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。</p> <p>◎六価クロム溶出試験を(行う・行わない)。行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。</p> <p>六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。</p>
4. 地均し	<p>◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一律になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p>
5. 建設発生土の処理	◎場内敷き均しとする。

4章 地業工事																	
項目	特記事項																
1. 一般事項	◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。																
2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂地業</p> <p>・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシャーラン)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td>基礎下、スラブ下</td> <td>150</td> <td>C-40</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>舗装下、その他</td> <td>100, 120, 150</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。</p> <p>・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めめを行う。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スラブ15cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは50mmとする。</p> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。</p> <p>◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石	基礎下、スラブ下	150	C-40	再生クラッシャーラン	舗装下、その他	100, 120, 150	RC-40
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲														
切込砂利																	
切込砕石	基礎下、スラブ下	150	C-40														
再生クラッシャーラン	舗装下、その他	100, 120, 150	RC-40														

5章 鉄筋工事																					
項目	特記事項																				
1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D10、13、16</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD345</td> <td>D19</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎鉄筋の継手は(重ね継手) ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。</p> <p>◎鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10、13、16	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345	D19	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																		
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10、13、16																		
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345	D19																		
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																		
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：																			
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																				
3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は(重ね継手) ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。																				
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、仕様表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、仕様参考図〔1節-基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節-梁貫通孔その他配筋〕による。</p>																				
5. 帯筋	◎形の種別は構造図による。																				
6. 梁貫通孔補強	<p>◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。</p> <p>◎梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p>																				
7. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																				

6章 コンクリート工事																																	
項目	特記事項																																
1. 一般事項	<p>◎コンクリートの種別</p> <p>・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)</p> <p>・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート)</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm²)</th> <th>調査管理強度 Fn(N/mm²)</th> <th>スラブ厚(cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量(t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>Ⅰ類</td> <td>2.1-2.5</td> <td>基礎・躯体床337</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>Ⅰ類</td> <td>2.1-2.5</td> <td>土間コン、コンクリート橋</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>Ⅰ類</td> <td>2.1-2.5</td> <td>捨土</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正値(S)は、仕様表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験</p> <p>コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>・第4週強度確認</p> <p>原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調査管理強度 Fn(N/mm ²)	スラブ厚(cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m ³)	適用箇所	普通	21	24	15	有	Ⅰ類	2.1-2.5	基礎・躯体床337	普通	21	24	15	有	Ⅰ類	2.1-2.5	土間コン、コンクリート橋	普通	18	18	15	無	Ⅰ類	2.1-2.5	捨土
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調査管理強度 Fn(N/mm ²)	スラブ厚(cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m ³)	適用箇所																										
普通	21	24	15	有	Ⅰ類	2.1-2.5	基礎・躯体床337																										
普通	21	24	15	有	Ⅰ類	2.1-2.5	土間コン、コンクリート橋																										
普通	18	18	15	無	Ⅰ類	2.1-2.5	捨土																										
2. コンクリートの仕上がり	<p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、仕様表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A)・B・C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上がり面の平たんさは仕様表6.2.5による。</p>																																
3. 普通コンクリート	<p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。</p> <p>・高炉セメントB種適用箇所()</p> <p>・フライアッシュセメントB種適用箇所()</p> <p>◎骨材は、仕様6.3.1(2)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は仕様6.5.4Iによる。</p> <p>◎試験りは(行う・行わない)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制</p> <p>アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用</p> <p>JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用</p> <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。</p> <p>試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は仕様6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>																																
4. 打継ぎの位置	<p>◎打継ぎの位置</p> <p>梁及びスラブ(・スパンの中央又は端から1/4付近 図示による)</p> <p>柱及び壁(・スラブ、梁又は基礎の上端 図示による)</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、仕様9.7.3〔目地寸法〕(I)(ア)による。</p> <p>◎ひび割れ誘発目地の位置(図示による)</p>																																

	●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-004	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名	特記仕様書(4)	●縮尺	NON	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

項目	特記事項																								
4. レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																								
5. 型枠	◎型枠は、(県産木製型枠・ 合板 ・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2 (2)(ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>壁壁 (内外打放し仕上部)</td> </tr> <tr> <td>6.8.2 (2)(イ)</td> <td></td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>基礎 (地中部)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎スリーブの材種(塩ビ: VU)</p> <p>◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは (20) mmとし、打ち増しの範囲は図示による。</p> <p>◎打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。</p>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.2 (2)(ア)	A 種	あり	合板	12	壁壁 (内外打放し仕上部)	6.8.2 (2)(イ)		なし	合板	12	基礎 (地中部)
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																				
県産木製型枠	—	なし																							
6.8.2 (2)(ア)	A 種	あり	合板	12	壁壁 (内外打放し仕上部)																				
6.8.2 (2)(イ)		なし	合板	12	基礎 (地中部)																				
6. 寒中コンクリート	◎適用(する・ しない)。 ◎適用期間: ◎強度管理の材齢は、()日とする。 ◎初期養生を行う期間は、コンクリートの圧縮強度が5N/mm ² に達するまでとする。																								
7. 無筋コンクリート	◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート ◎設計基準強度 (18) N/mm ² . スランプ (15) cm ◎適用箇所: 捨てコンクリート (図示による)																								

項目	特記事項																																
9章 防水工事																																	
1. シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">シーリング材の種類</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">目地寸法</th> <th rowspan="2">接着性試験 (引張、簡易)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>主成分及び硬化機構による区分</th> <th>幅</th> <th>深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン系</td> <td>サシ廻り</td> <td>20</td> <td>10以上</td> <td>簡易</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>シリケート系</td> <td>打継目地</td> <td>20</td> <td>10以上</td> <td>簡易</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>シリケート系</td> <td>ひび割れ誘発目地</td> <td>20</td> <td>10以上</td> <td>簡易</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて試験を省略することができる。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う・行わない)。</p>	シーリング材の種類		施工箇所	目地寸法		接着性試験 (引張、簡易)	備考	記号	主成分及び硬化機構による区分	幅	深さ	MS-2	変成シリコン系	サシ廻り	20	10以上	簡易		PS-2	シリケート系	打継目地	20	10以上	簡易		PS-2	シリケート系	ひび割れ誘発目地	20	10以上	簡易	
シーリング材の種類		施工箇所	目地寸法		接着性試験 (引張、簡易)	備考																											
記号	主成分及び硬化機構による区分		幅	深さ																													
MS-2	変成シリコン系	サシ廻り	20	10以上	簡易																												
PS-2	シリケート系	打継目地	20	10以上	簡易																												
PS-2	シリケート系	ひび割れ誘発目地	20	10以上	簡易																												

12章 木工事

項目	特記事項																																																								
1. 一般事項	◎工事現場搬入時の含水率は(A、B)種とする。 ◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570 (木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(A0マーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級																																																								
2. 製材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造材</td> <td>柱、土台、まぐさ</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td>図示</td> <td>A・B・C</td> <td>15%以下 県産材</td> </tr> <tr> <td>梁</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td>図示</td> <td>A・B・C</td> <td>15%以下</td> <td>県産材</td> </tr> <tr> <td>下地材</td> <td>間柱</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td>図示</td> <td>—</td> <td>15%以下 県産材</td> </tr> <tr> <td>垂木</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>特一等</td> <td>図示</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> <td>県産材</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>外壁</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>上小節</td> <td>図示</td> <td>A・B・C</td> <td>15%以下 県産材</td> </tr> <tr> <td>内部壁</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>上小節</td> <td>図示</td> <td>A・B・C</td> <td>15%以下</td> <td>県産材</td> </tr> </tbody> </table> <p>・樹種及び等級</p>	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	構造材	柱、土台、まぐさ	杉	図示	特一等	図示	A・B・C	15%以下 県産材	梁	杉	図示	特一等	図示	A・B・C	15%以下	県産材	下地材	間柱	杉	図示	特一等	図示	—	15%以下 県産材	垂木	杉	図示	特一等	図示	—	15%以下	県産材	造作材	外壁	杉	図示	上小節	図示	A・B・C	15%以下 県産材	内部壁	杉	図示	上小節	図示	A・B・C	15%以下	県産材
施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																																																		
構造材	柱、土台、まぐさ	杉	図示	特一等	図示	A・B・C	15%以下 県産材																																																		
梁	杉	図示	特一等	図示	A・B・C	15%以下	県産材																																																		
下地材	間柱	杉	図示	特一等	図示	—	15%以下 県産材																																																		
垂木	杉	図示	特一等	図示	—	15%以下	県産材																																																		
造作材	外壁	杉	図示	上小節	図示	A・B・C	15%以下 県産材																																																		
内部壁	杉	図示	上小節	図示	A・B・C	15%以下	県産材																																																		
3. 床張り用合板等	◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の床張り合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎普通合板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>表板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棚板</td> <td>12</td> <td>ラワン</td> <td>1類</td> <td>C-D</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造用合板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>等級</th> <th>表板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>有効断面係数比</th> <th>防虫処理</th> <th>強度等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>12</td> <td>2級</td> <td>針葉樹</td> <td>特類</td> <td>C-D以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>9</td> <td>2級</td> <td>針葉樹</td> <td>特類</td> <td>C-D以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </p>	施工箇所	厚さ (mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考	棚板	12	ラワン	1類	C-D			施工箇所	厚さ (mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考	屋根	12	2級	針葉樹	特類	C-D以上					外壁	9	2級	針葉樹	特類	C-D以上																
施工箇所	厚さ (mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考																																																			
棚板	12	ラワン	1類	C-D																																																					
施工箇所	厚さ (mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考																																																
屋根	12	2級	針葉樹	特類	C-D以上																																																				
外壁	9	2級	針葉樹	特類	C-D以上																																																				
4. 諸金物	◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。 ◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。 ◎かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。																																																								
5. 防蟻・防蟻処理	◎本体工事(研修棟)における土台は床面より1.2mほど高い位置で屋内露出となるため防蟻、防蟻処理は不要とする ◎外構工事、渡り廊下の柱材は保存処理木材を使用することとする ◎木材の防蟻・防蟻処理は工場において(加圧処理法)・拡散処理法・浸漬処理法)により行い、十分乾燥した後に現場へ搬入すること。 ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。 また、工場で処理した木材を使用する場合は、次によること。 ①各種製材の「日本農林規格」の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。 ②JIS A 9108(土台用加圧式防蟻処理木材)によるものを使用する。 ③人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570(木材保存剤)又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材防蟻剤を用いて、JIS A 9002(木材の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行ったものを使用する。 ④防蟻・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合等は、特記による。 ⑤認証木材建材(A0マーク表示品)として認証された保存処理材を使用する。																																																								
6. 工法	◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。																																																								
7. 接着剤	◎ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防蟻剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																								

13章 屋根及びとい工事

項目	特記事項														
1. 一般事項	◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。 ◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=(36)m/s 地表面粗度区分 (I・II・ III ・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(30cm)														
2. 長尺金属板葺き	◎屋根葺き形式 ・横葺 ・ 瓦葺(心木なし) ・平葺(一文字葺き・ひし形葺き) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類 (JIS規格名称)</th> <th>JIS規格番号</th> <th>鋼板の厚さ (mm)</th> <th>めっき付着量</th> <th>塗膜の耐久性の種類</th> <th>下葺材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>塗装が施された鋼板 (2%Me添加が施された鋼板)</td> <td>JIS G 3322</td> <td>0.4</td> <td>AZ150</td> <td></td> <td>ゴ 17X77X10</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。</p>	施工箇所	種類 (JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ (mm)	めっき付着量	塗膜の耐久性の種類	下葺材料	屋根	塗装が施された鋼板 (2%Me添加が施された鋼板)	JIS G 3322	0.4	AZ150		ゴ 17X77X10
施工箇所	種類 (JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ (mm)	めっき付着量	塗膜の耐久性の種類	下葺材料									
屋根	塗装が施された鋼板 (2%Me添加が施された鋼板)	JIS G 3322	0.4	AZ150		ゴ 17X77X10									
3. とい	◎とい受金物 材種 (スチール) 形状(市販品) 取付間隔(1.2m程度) ◎材種 (硬質ポリ塩化ビニル管) 径(75) ◎防露の施工箇所は図示により、図示のもの以外は標仕13.5.3(d)による。ロックウール又はグラスウール保温筒のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温筒を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎鋼管製といの防露巻きは、図示による。それ以外の場合は、標仕表13.5.4により行う。 ◎硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。 ◎ルーフトレンの種別() ◎ルーフトレンの製造所: 評価名簿による。 ◎ルーフトレン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。 ◎さきり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(1)(エ)又は13.5.3(5)(イ)による。														

	●工事名	R 4 ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-005	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 3 3 3 7 0 4 号
	●図面名	特記仕様書 (5)	●縮尺	NON	

14章 金属工事		特記事項	
項目			
1. 一般事項	<p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(行う・行わない)。確認強度は、()kNとする。</p>		
2. 天井点検口	材種	寸法	形式
	7mm製	600x600	一般形 屋内用
			外枠 7mm 内枠 7mm
	◎製作所： 評価名簿による。		

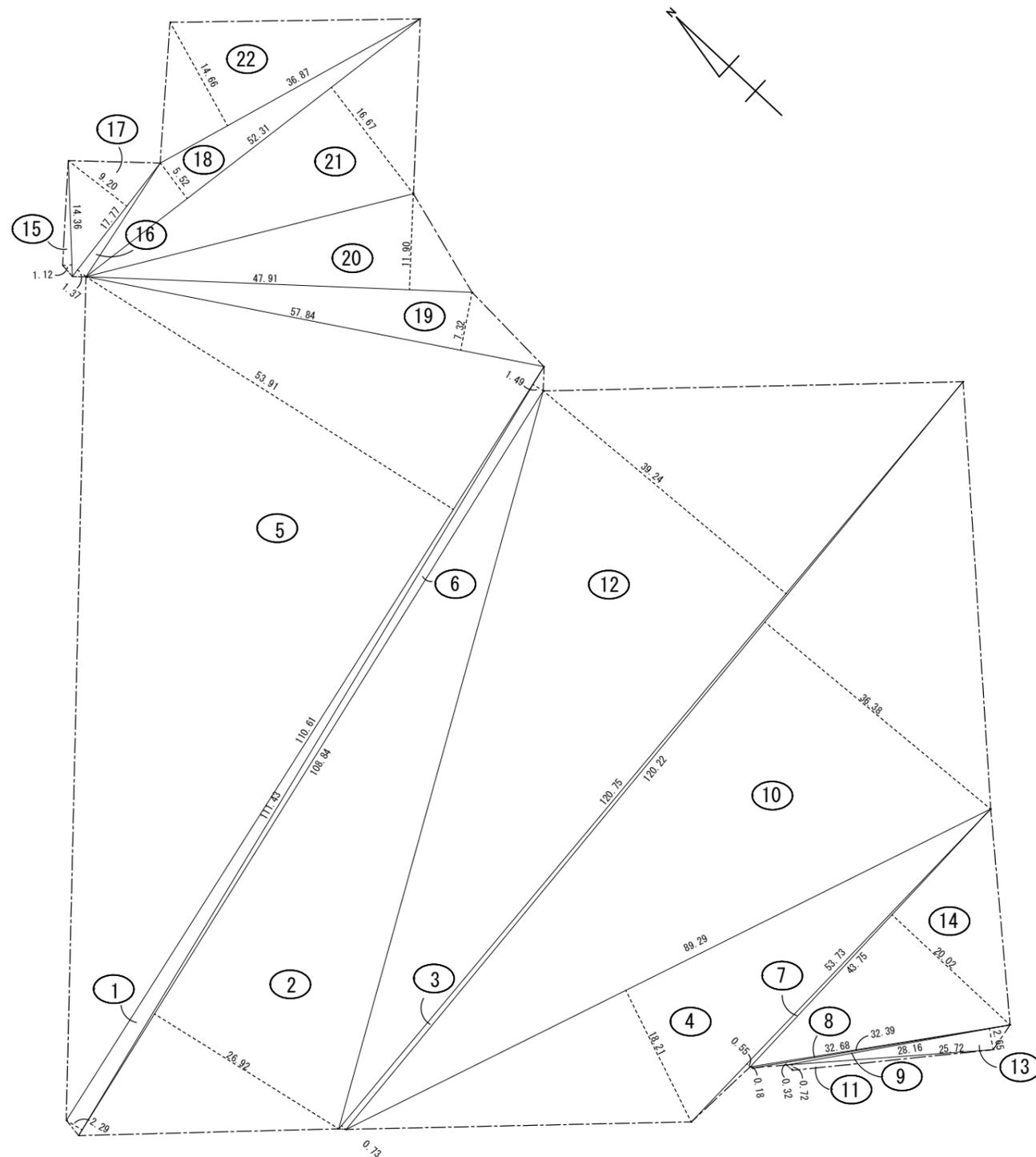
15章 左官工事		特記事項																
項目																		
1. 一般事項	<p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p>																	
2. モルタル塗り	<p>◎モルタルは(現場調合材料・既配合材料)。</p> <p>◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>仕上の種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足洗い場</td> <td>浮き押し</td> <td>なし</td> <td>有り</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防水剤の製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。</p>			使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考	足洗い場	浮き押し	なし	有り						
使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考														
足洗い場	浮き押し	なし	有り															
3. 床コンクリート直均し仕上げ	◎施工箇所(屋内ｽﾗﾌﾞ、犬走、外構土間)																	

16章 建具工事		特記事項	
項目			
1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p>		
2. アルミニウム製建具	種別	耐風圧性	気密性
	D種	S-2	A-3
			W-3
			枠の見込寸法
			70
			使用箇所
			外壁面
			表面処理
			標準色
	◎結露水の処理方法は図示による。		
	◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316) ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ 合成樹脂製)		
	◎防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。		
	◎製作所： 評価名簿による。		
	◎建具には製作者名を表示すること。		
3. 木製建具	◎建具材の含水率の種別は、(A) B ・ C)種とする。		
	◎見込み寸法は、(40)mmとする。		
	◎フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、標仕16.7.2(2)(3)(b)(c)による。		
	◎表面板の厚さは、()mmとする。		
	◎かまち戸のかまち及び鏡板の材質は、()とする。		
	◎ふすまの上張りは、(鳥の子 ・ 新鳥の子 ・ ビニル紙)とする。		
	◎ふすまの縁の仕上げは、(塗り縁 ・ 生地縁(素地) ・ 生地縁(ウレタンクリアー塗装))とする。		
	◎枠及びくつずりの材料は(杉)とする。		
	◎建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。		
4. 建具用金物	◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕 表16.8.11による。		
	◎金属製建具に使用する丁番は標仕表16.8.21による。		
	◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。		
	◎樹脂製建具に使用する丁番は標仕表16.8.31による。		
	◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。		
	◎木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.41による。		
	◎木製建具に使用する戸車及びレールは標仕表16.8.51による。		
	◎マスターキーは、製作する(3組)、その他の鍵の製作本数は(3組)		
5. 軽量シャッター	設置場所	屋内研修場	
	強度	耐風圧強度	800N/m2
	開閉装置	・(上部電動式(手動併用)) ・ 手動式	
	安全装置	急降下停止装置、障害物検知装置	
	スラット仕様	スチール製 t0.8	
	シャッターケース仕様	スチール製 t0.8	
	ガイドレール仕様	スチール製	
	中柱の補強	無し	
	産 板	アルミ製	
	◎製作所： 評価名簿による。		

18章 塗装工事		特記事項	
項目			
1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。		
	◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。		
	◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。		
2. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)	区分	種別	素地ごしらえ
	珪酸カルシウム板	屋外 B種	B種
		屋内	軒天
3. 木材保護塗料塗り(WP)	区分	種別	素地ごしらえ
	木部	B種	A種
			外壁、破風、鼻隠し、外部柱

●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-006	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●図面名	特記仕様書(6)	●縮尺	NON	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

■敷地面積算定図



番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	111.43	2.29	255.1747	127.58735
2	108.84	26.92	2,929.9728	1,464.98640
3	120.75	0.73	88.1475	44.07375
4	89.29	18.21	1,625.9709	812.98545
5	110.61	53.91	5,962.9851	2,981.49255
6	111.43	1.49	166.0307	83.01535
7	53.73	0.55	29.5515	14.77575
8	32.68	0.18	5.8824	2.94120
9	32.39	0.32	10.3648	5.18240
10	120.22	36.38	4,373.6036	2,186.80180
11	25.72	0.72	18.5184	9.25920
12	120.75	39.24	4,738.2300	2,369.11500
13	28.16	2.65	74.6240	37.31200
14	43.75	20.02	875.8750	437.93750
15	14.36	1.12	16.0832	8.04160
16	17.77	1.37	24.3449	12.17245
17	17.77	9.20	163.4840	81.74200
18	52.31	5.52	288.7512	144.37560
19	57.84	7.32	423.3888	211.69440
20	47.91	11.90	570.1290	285.06450
21	52.31	16.67	872.0077	436.00385
22	36.87	14.66	540.5142	270.25710
合計				12,026.81720
敷地面積				12,026.81 m ²

●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設
徳・南庄 新築他工事

●図面番号 B-009

有限会社 佐藤建築企画設計
徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759

●図面名 敷地面積算定図

●縮尺 1/500

管理建築士 板東 毅
1級建築士登録 333704号

■ 建築概要

計 画 地	徳島市南庄町5丁目1-9		
用 途	(森林林業) 研修施設	08990 (その他)	
敷 地 面 積	12,026.81 m ²		
構 造 ・ 規 模	木造平屋		
基 礎	コンクリート造 ベタ基礎		
床 面 積	研修棟 : 151.62 m ²	既存延床面積 : 1,866.63 m ²	
建 築 面 積	研修棟 : 167.01 m ²	既存建築面積 : 2,110.53 m ²	
用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率60% (風致地区内のため40%)、容積率200%)		
その他 地域・地区など	法22条地域、風致地区、埋蔵文化財指定地区		
地盤調査年月日	2022年05月23日		

■ 外部仕上表

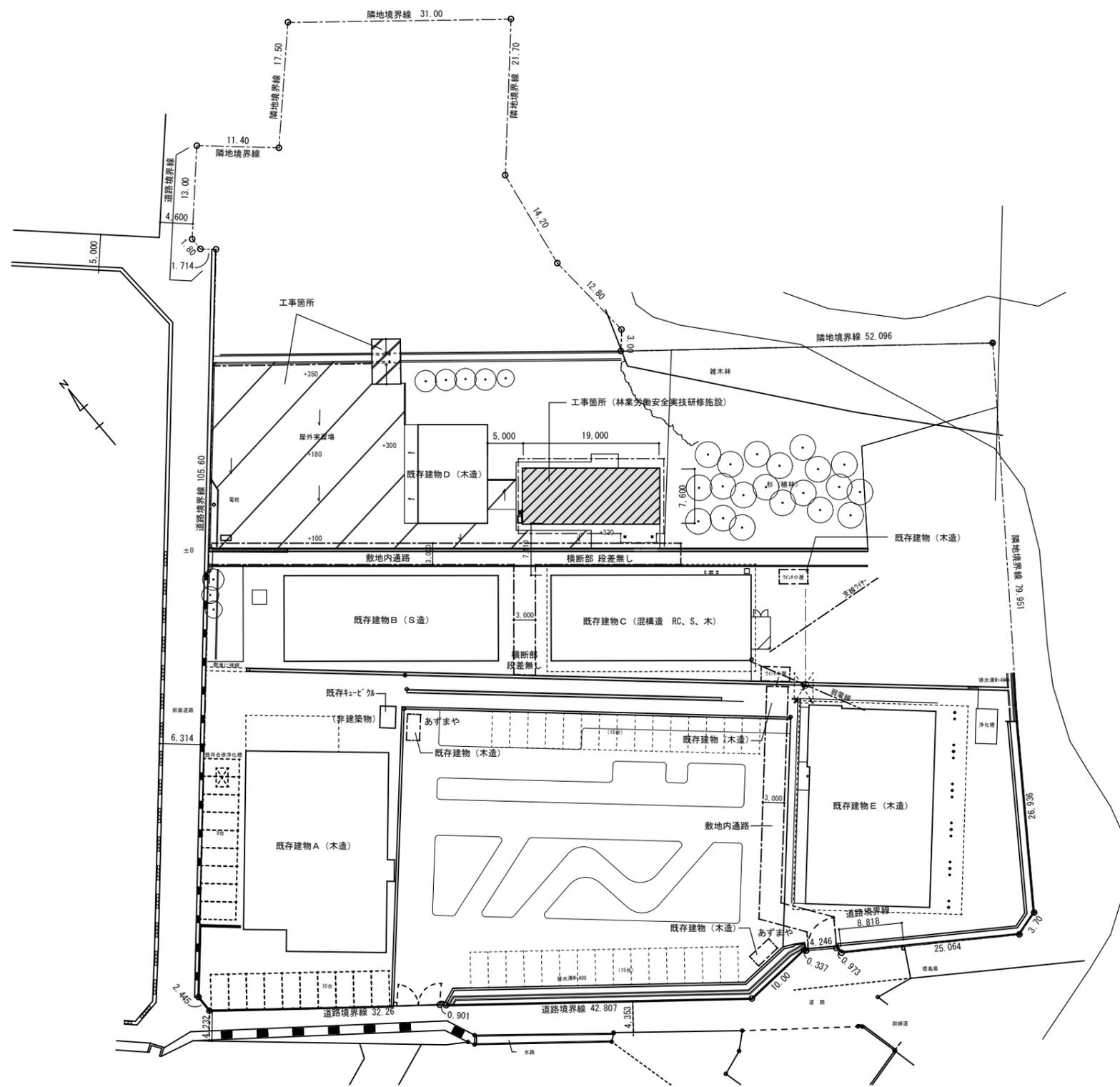
屋 根	ガルバリウム鋼板 (カラー) t-0.4 瓦葺き 換気棟 (ガルバリウム鋼板製) 3箇所共 ゴムアスファルトフイキング t-1.0 (タック付き) 野地板 : 構造用合板 t-12 断熱材 : 高性能グラスウール (24K) t-100
外 壁	杉板 t-18 (相シヤリ加工) タ行張り+W.P.塗装 珪酸系 (通気層) : 21x45@455 透湿・防水シート 断熱材 : 高性能グラスウール (24K) t-100
腰 壁 (外部巾木)	コンクリート塗装合板型枠打ち放し (FL+1,200まで)
軒 天	珪酸系珪酸板 t-6、目透し張り+EP塗り
種	軒樋 : 塩ビ (規格品) タ行樋 : 塩ビ φ75 (カラー)
開 口 部	アルミサッシ : S-3、A-3、W-3 シャッター : 軽量電動シャッター
外 構	屋外研修場舗装及び建物周囲 : アスファルト舗装 t-50 (路盤 : 再生砕石 t-150共) 側溝新設及びびくレーンゲ取替え : 鋼製ゲレーンゲ (溶融亜鉛メッキ処理品)

■ 内部仕上表

階 数	室 名	床		巾 木	H	腰 壁		下 地	壁		廻り縁	天 井		C H	備 考	設 備 工 事	
		下 地	上 地			下 地	上 地		下 地	上 地							
1 階	屋内実習場	コンクリート金銀押え 亀裂誘発目地φ3,000	コンクリート塗装合板型枠打ち放し	H-1,200	—	コンクリート塗装合板型枠打ち放し	W	杉板 t-15 (本実加工) ※外周部は構造用合板下張り	杉 : 40x30	W	化粧石膏ボード (910x910)	4,000	K-1 (長靴棚) K-4 (吊戸棚) 刈払機用フック×15箇所、軸受 : 杉板加工				
	VR労働災害体験室	コンクリート金銀押え 亀裂誘発目地φ3,000	コンクリート塗装合板型枠打ち放し	H-1,200	—	コンクリート塗装合板型枠打ち放し	W	杉板 t-15 (本実加工) ※外周部は構造用合板下張り	杉 : 40x30	W	化粧石膏ボード (910x910)	3,000	K-2 (工具棚)、K-3 (棚)				
	講師控室	コンクリート金銀押え 亀裂誘発目地φ3,000	コンクリート塗装合板型枠打ち放し	H-1,200	—	コンクリート塗装合板型枠打ち放し	W	杉板 t-15 (本実加工) ※外周部は構造用合板下張り	—	—	—	—					
	資料保管庫	コンクリート金銀押え 亀裂誘発目地φ3,000	コンクリート塗装合板型枠打ち放し	H-1,200	—	コンクリート塗装合板型枠打ち放し	W	杉板 t-15 (本実加工) ※外周部は構造用合板下張り	杉 : 40x30	W	化粧石膏ボード (910x910)	3,000					

凡例 (一般)	(下地)	(材料)	(塗装記号)	(防火材料認定番号)
G.L...基準地盤面	EXP-J...エキストラコンシジョンポイント	W...木造	OP...油性ペイント	AP...アクリル系ペイント
F.L...床仕上面	D.S...ダクトレス	SBW...木造 (杉 SB材)	SOP...合成樹脂ペイント	AEP...合成樹脂エマルジョンペイントアクリル系
S.L...コンクリート床版面	P.S...パースペックス	KKW...木造 (杉 KKハネ)	VP...塩化ビニル樹脂塗料	OS...オイルステイン
C.H...天井高	LGS...軽量鉄骨	S...鉄骨	CL...クリヤラッカー	UC...ウレタン塗料
		LGS...軽量鉄骨	W...ワックス	EP-G...合成樹脂エマルジョンペイント (5分ツヤ)
		LGS...軽量鉄骨	FP...フタル樹脂塗料	DP...耐候性塗料塗料
		LGS...軽量鉄骨		

A2 → 100%		●工事名	R4森林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-010	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
A3 → 71%縮小		●図面名	概要・仕上表	●縮尺	NON	



既存建物	構造規模	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	最高の高さ (m)
A	木造平屋	621.52	544.4	9.9
B	S造平屋	360	360	7.945
C	混構造平屋	369.6	336	9.352
D	木造平屋	144.37	129.39	6.3
E	木造平屋	590.22	472.02	6.41
小計		2085.71	1841.81	
ウチ小屋	木造平屋	5.79	5.79	3.15
ウチ小屋	木造平屋	5.79	5.79	3.15
あずまや	木造平屋	6.62	6.62	3.7
あずまや	木造平屋	6.62	6.62	3.7
小計		24.82	24.82	
既存建物合計		2110.53	1866.63	
増築建物				
研修棟	木造平屋	167.01	151.62	6.43
小計		167.01	151.62	
全体合計		2277.54	2018.25	
敷地面積		12026.81	12026.81	
敷地面積に対する割合 (%)		18.9371911	16.7812578	

支障物件の確認について

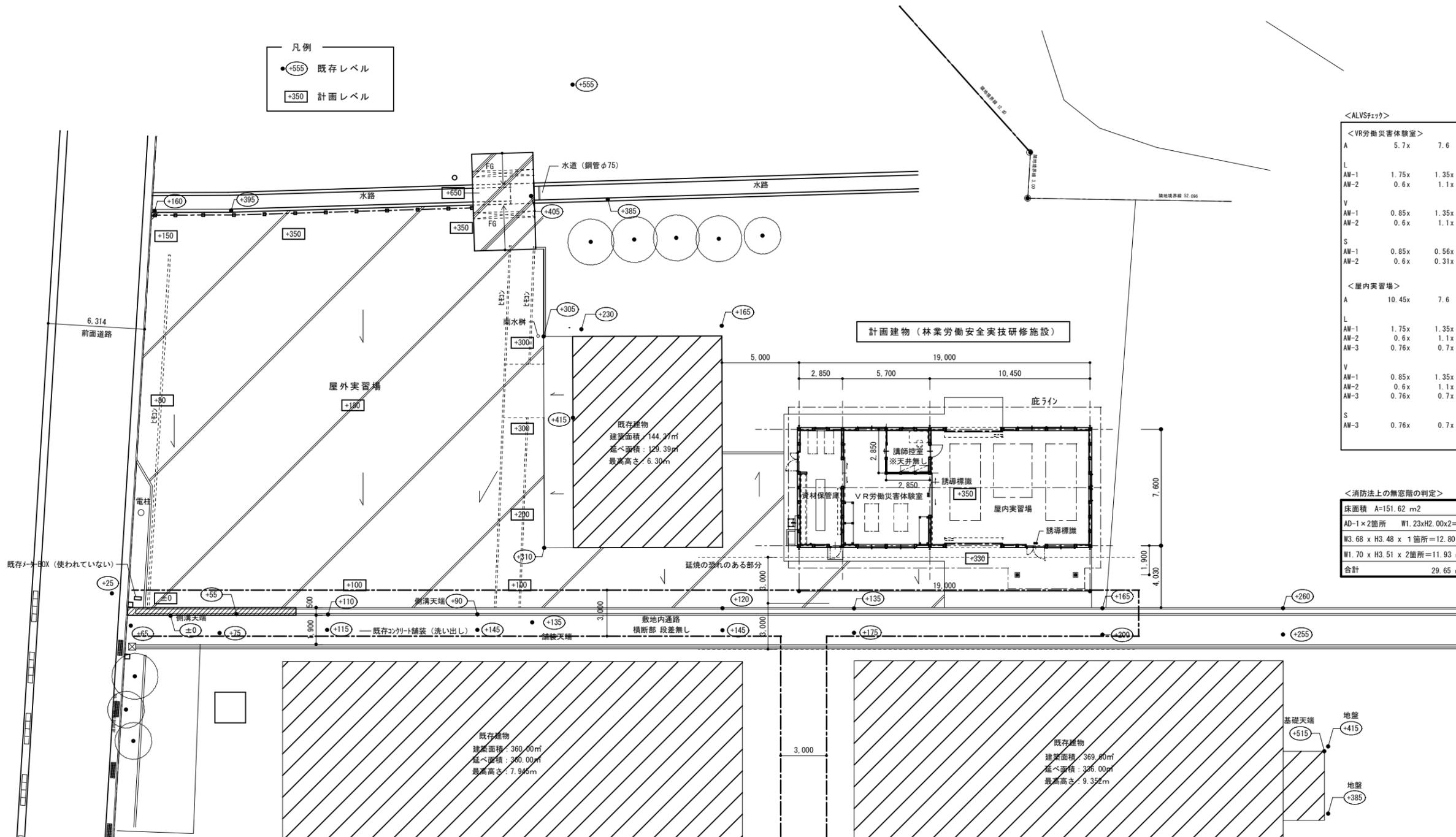
※受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

※地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

※受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を講ずなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障を及ぼすことのないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

凡例

●(+555)	既存レベル
□(+350)	計画レベル

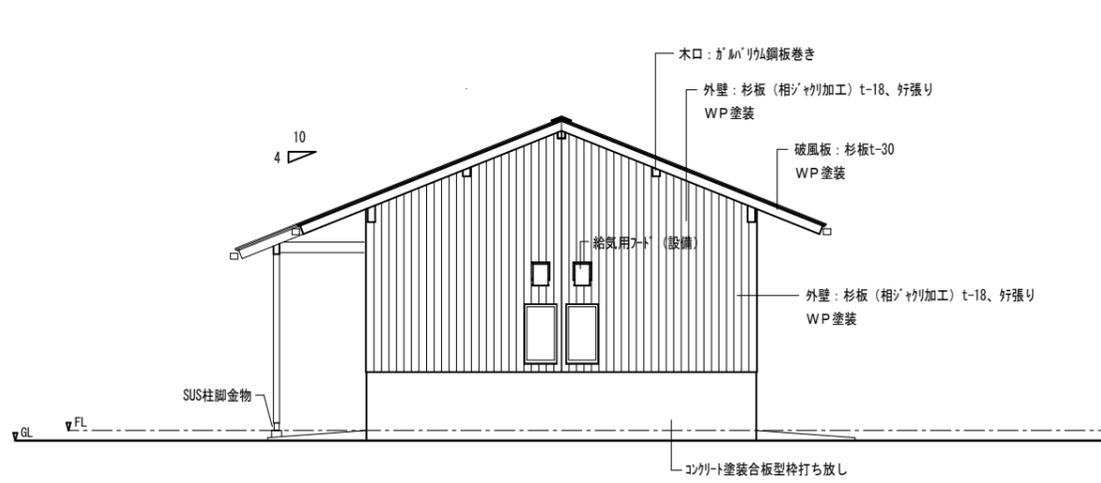


<ALVSフィット>

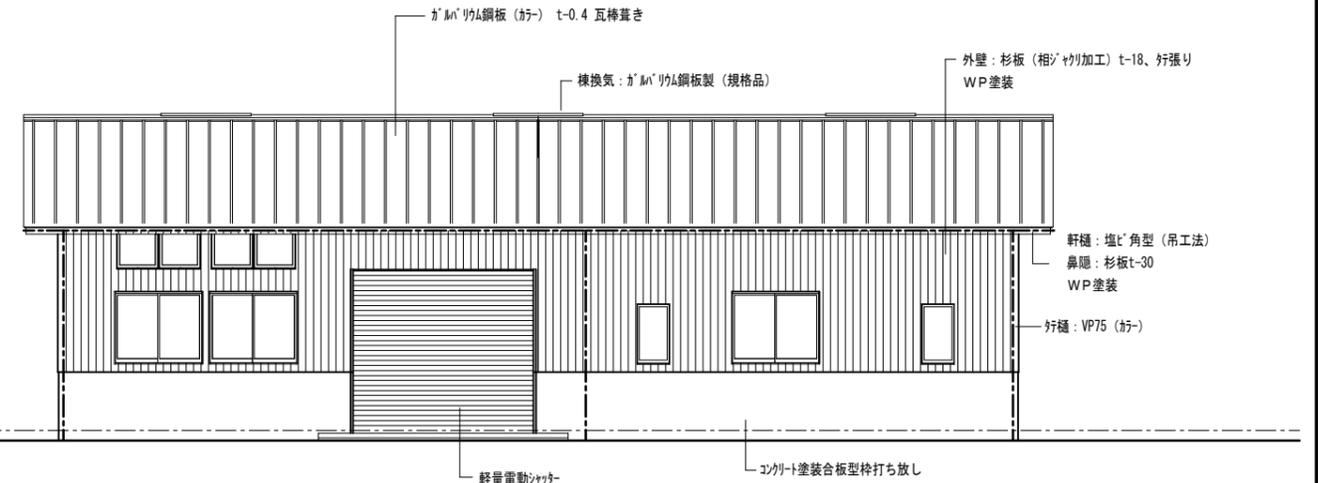
<VR労働災害体験室>				
A	5.7x	7.6	=	43.32
L	AW-1	1.75x	1.35x	3= 7.0875
	AW-2	0.6x	1.1x	1= 0.66
				7.7475>
				4.33 =A/10
V	AW-1	0.85x	1.35x	3= 3.4425
	AW-2	0.6x	1.1x	1= 0.66
				4.1025>
				2.17 =A/20
S	AW-1	0.85x	0.56x	3= 1.428
	AW-2	0.6x	0.31x	1= 0.186
				1.614>
				0.87 =A/50
<屋内実習場>				
A	10.45x	7.6		79.42
L	AW-1	1.75x	1.35x	3= 7.0875
	AW-2	0.6x	1.1x	2= 1.32
	AW-3	0.76x	0.7x	4= 2.128
				10.5355>
				7.94 =A/10
V	AW-1	0.85x	1.35x	3= 3.4425
	AW-2	0.6x	1.1x	2= 1.32
	AW-3	0.76x	0.7x	4= 2.128
				6.8905>
				3.97 =A/20
S	AW-3	0.76x	0.7x	4= 2.128
				2.128>
				1.59 =A/50

<消防法上の無窓階の判定>

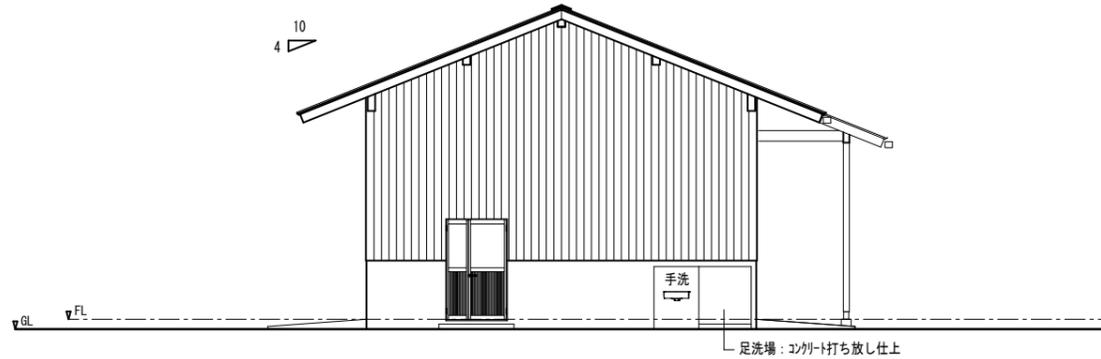
床面積	A=151.62 m ²
AD-1×2箇所	W1.23xH2.00x2=4.92 m ²
W3.68 x H3.48 x 1箇所	=12.80 m ²
W1.70 x H3.51 x 2箇所	=11.93 m ²
合計	29.65 m ² > A/30=5.054 OK



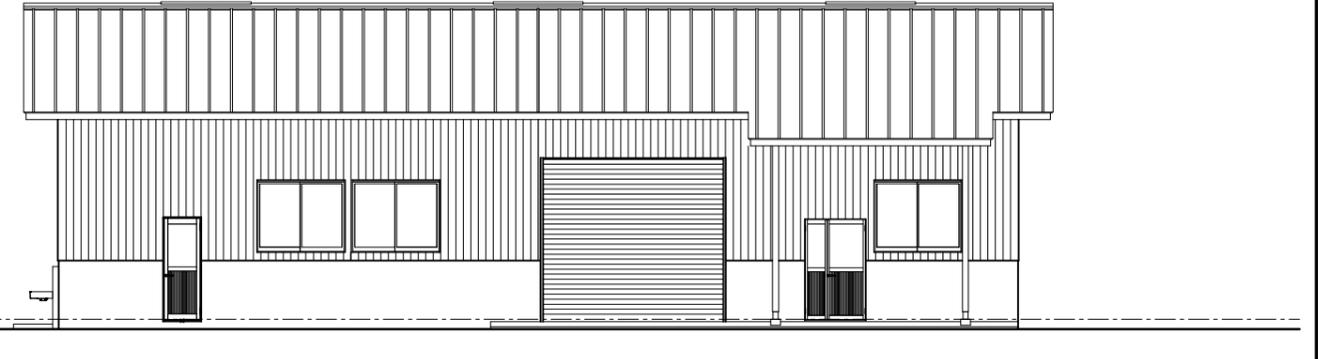
南側 立面図 1/100



東側 立面図 1/100

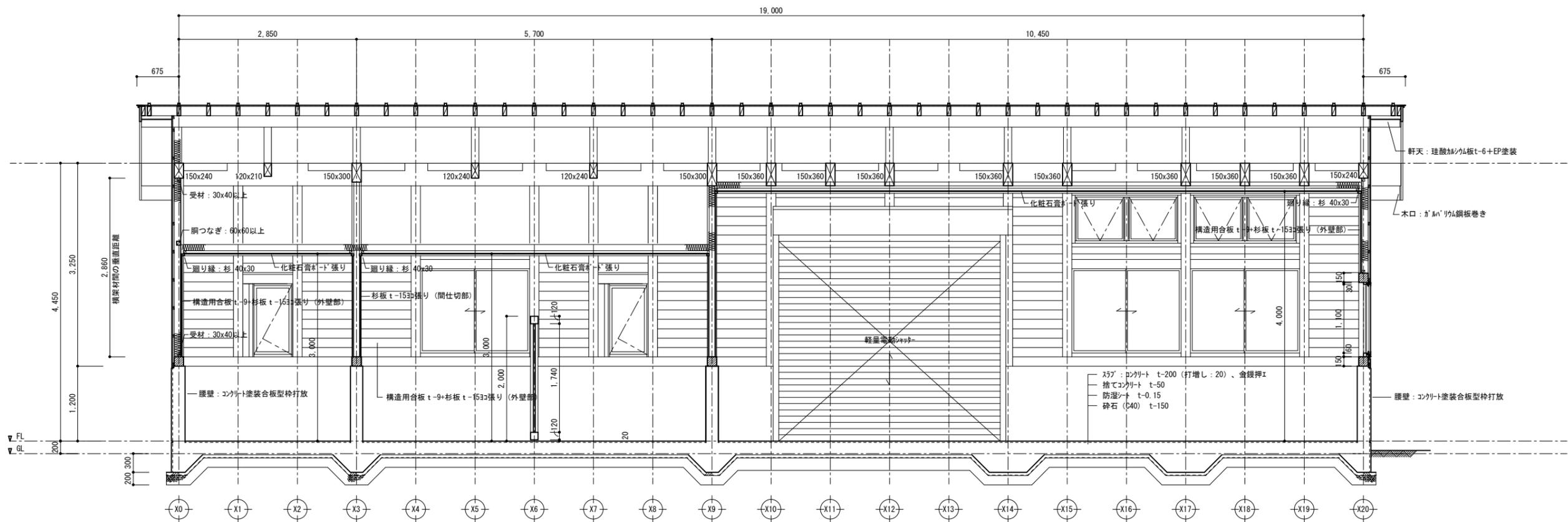
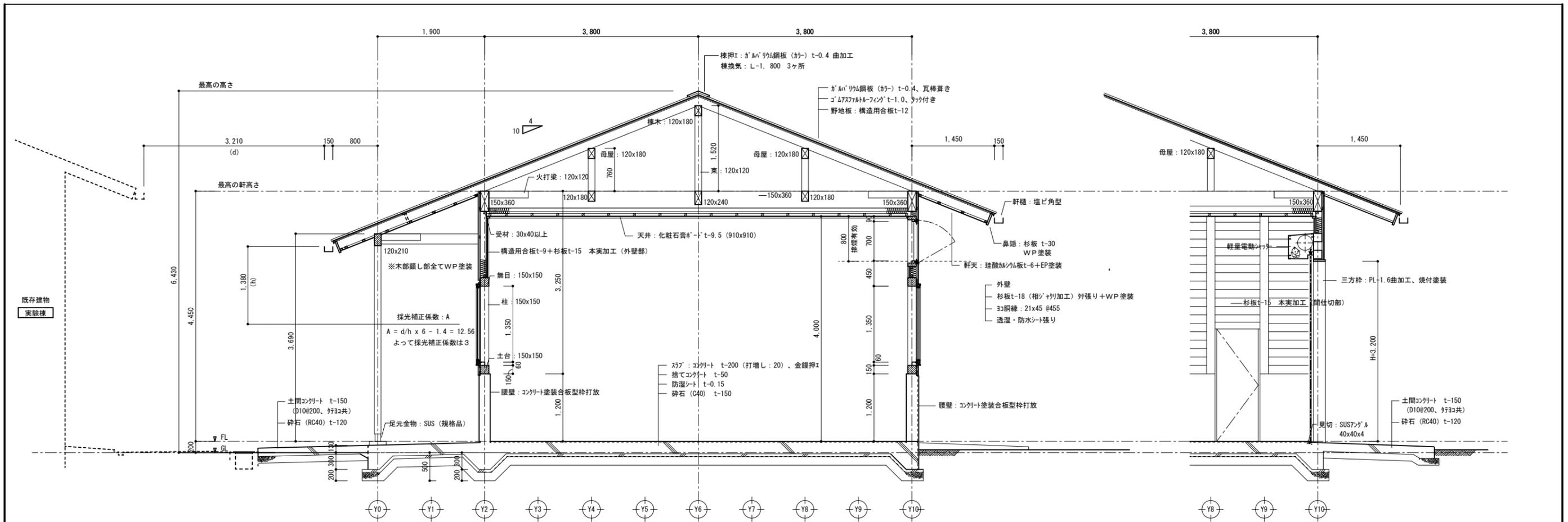


北側 立面図 1/100

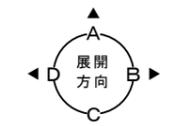
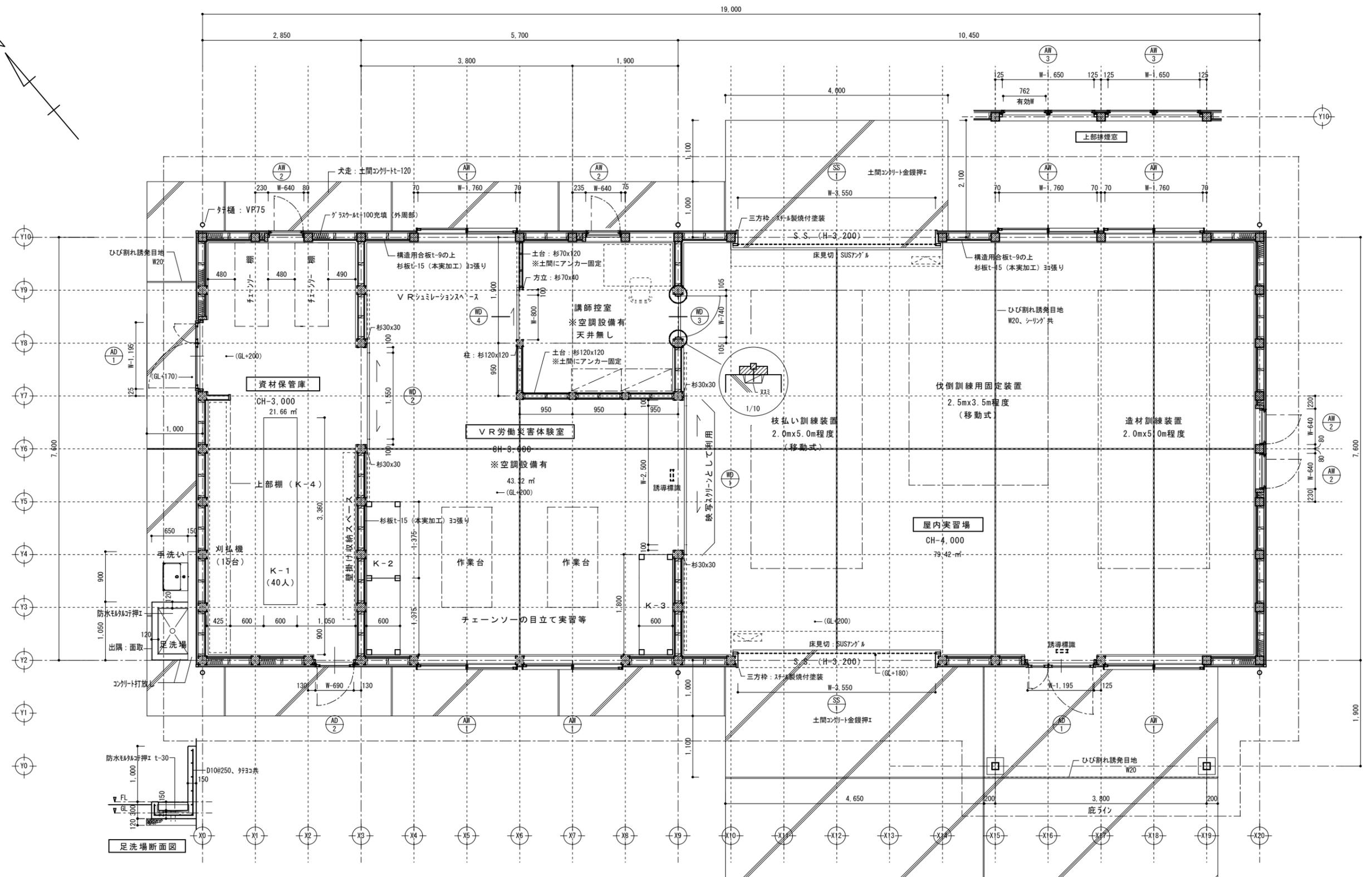
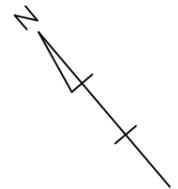


西側 立面図 1/100

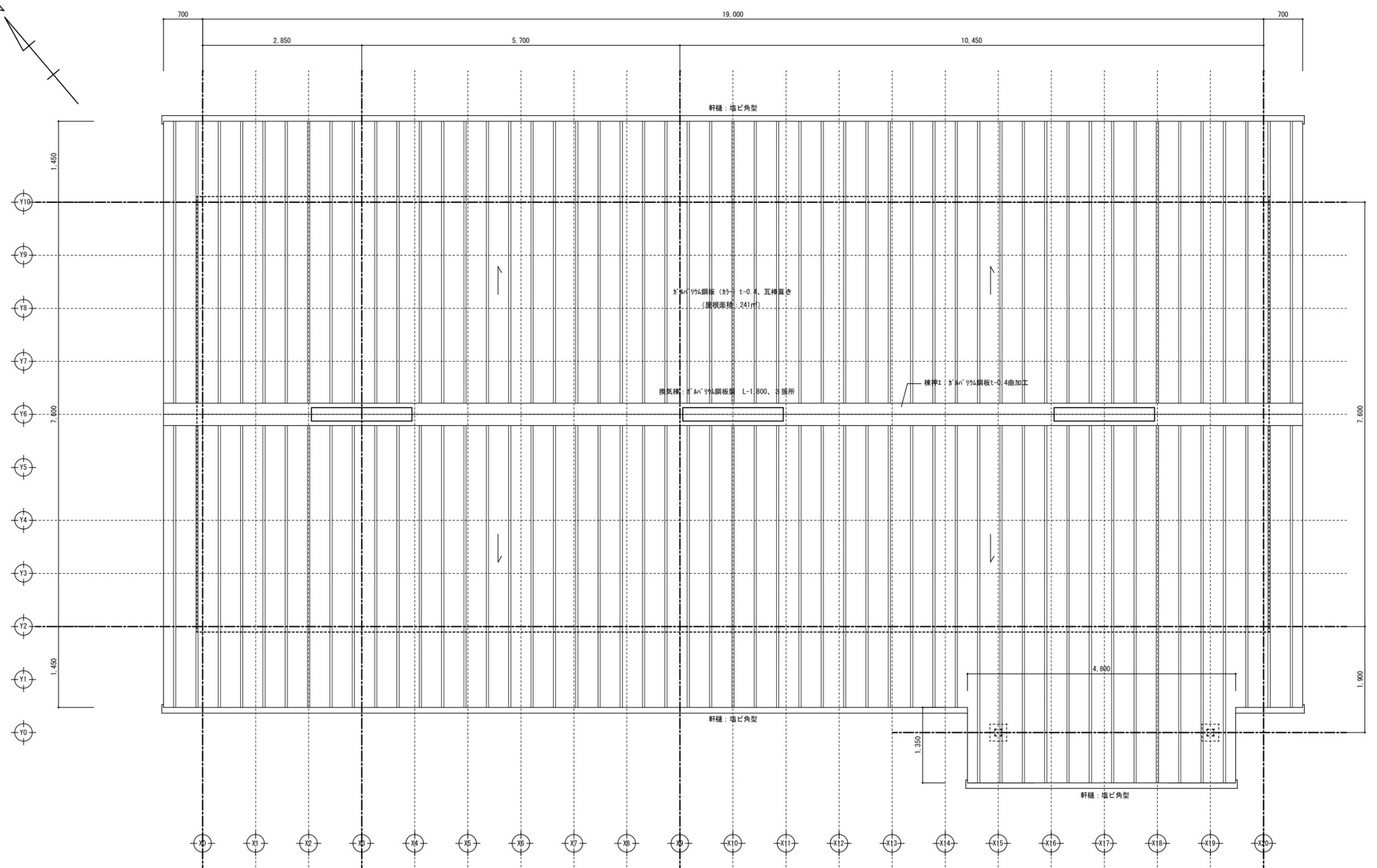
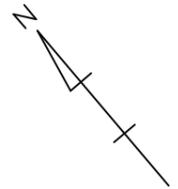
A2 → 100%		●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設	●図面番号	B-013	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759
A3 → 71%縮小		●図面名	立面図	●縮尺	1/100	



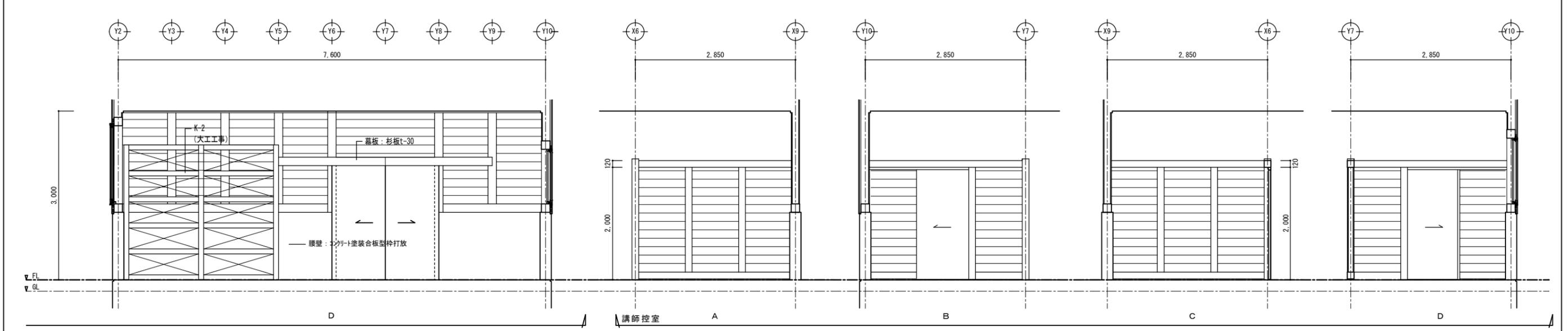
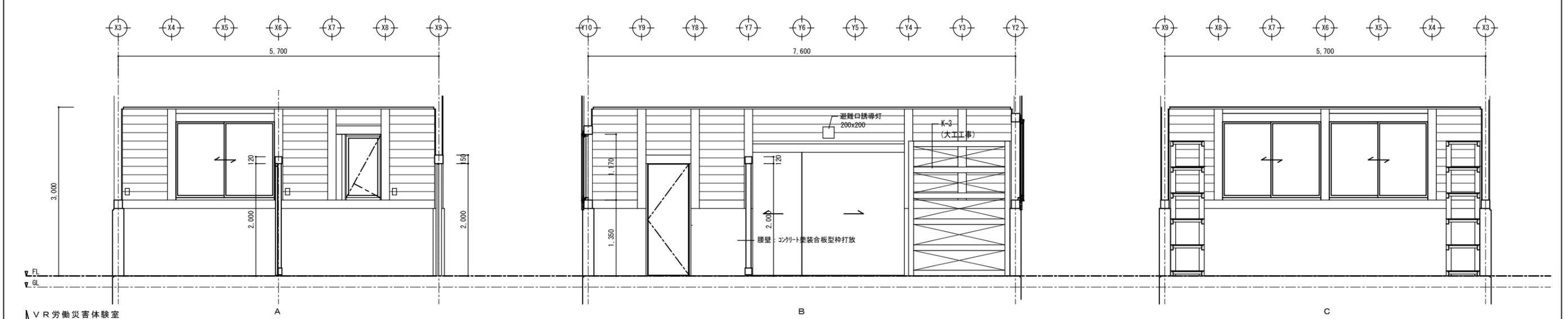
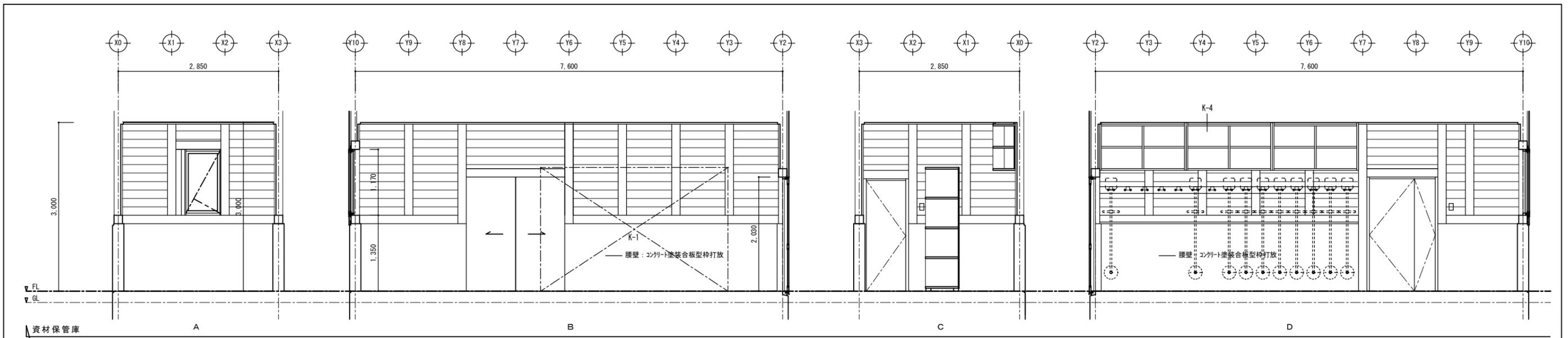
A2 → 100%	●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設	●図面番号	B-014	有限会社 佐藤建築企画設計
A3 → 71%縮小	●図面名	徳・南庄 新築他工事	●縮尺	1/50	徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
		断面詳細図			管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



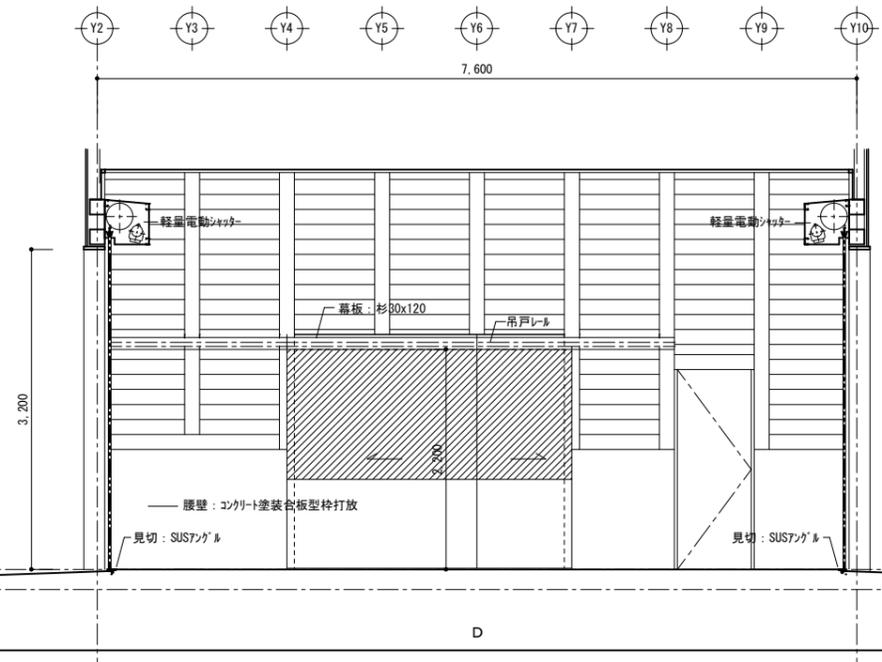
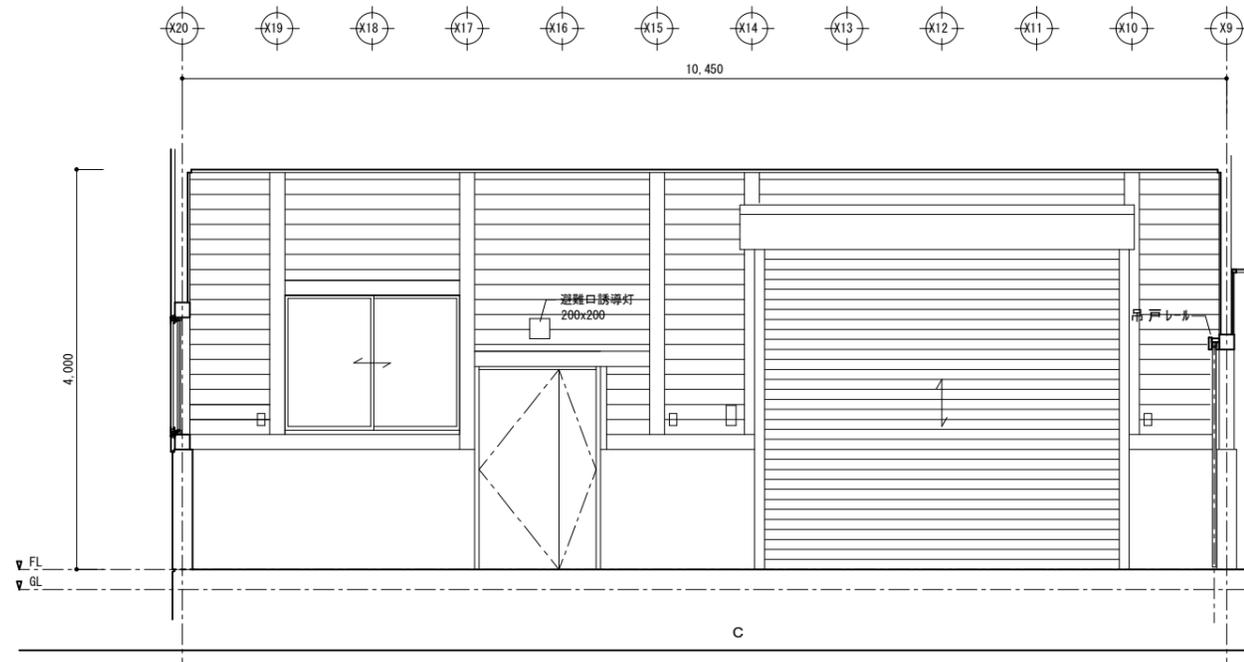
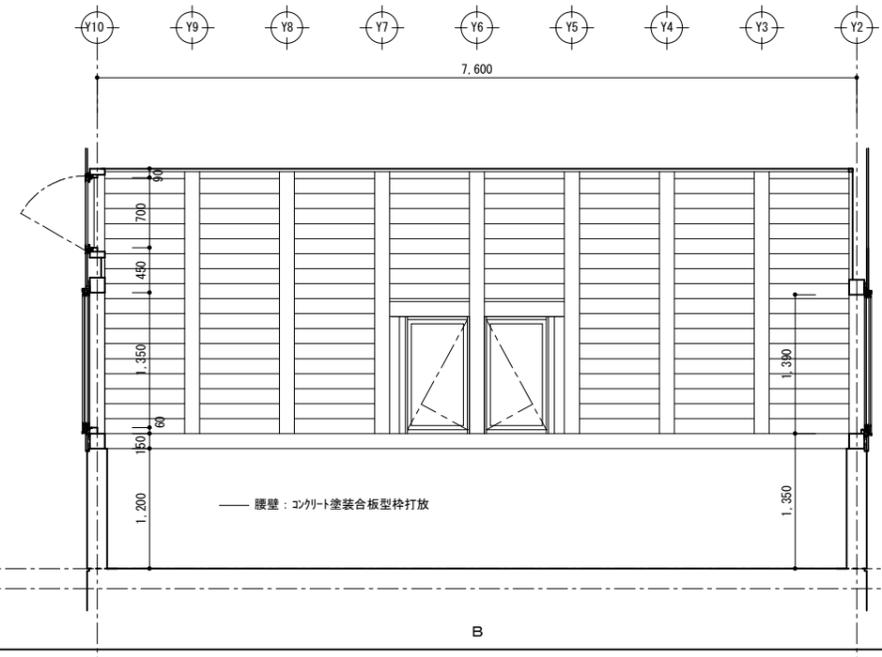
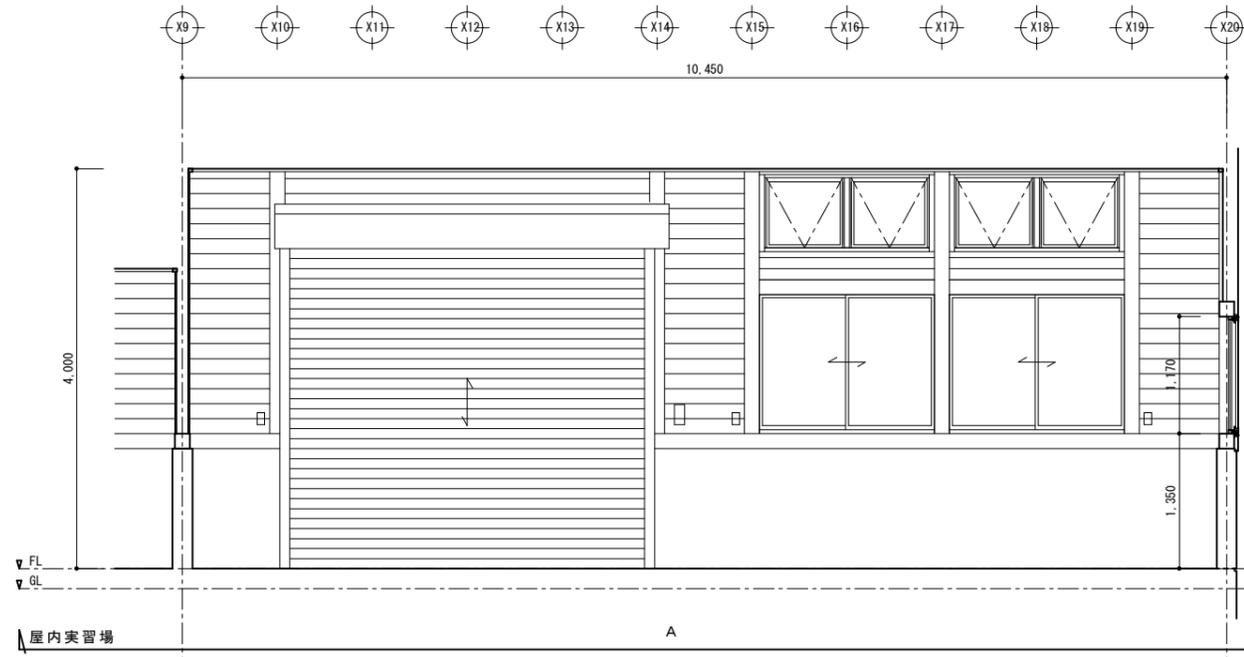
A2 → 100%		●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設	●図面番号 B-015
A3 → 71%縮小		徳・南庄 新築他工事	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759
		●図面名 平面詳細図	●縮尺 1/50 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



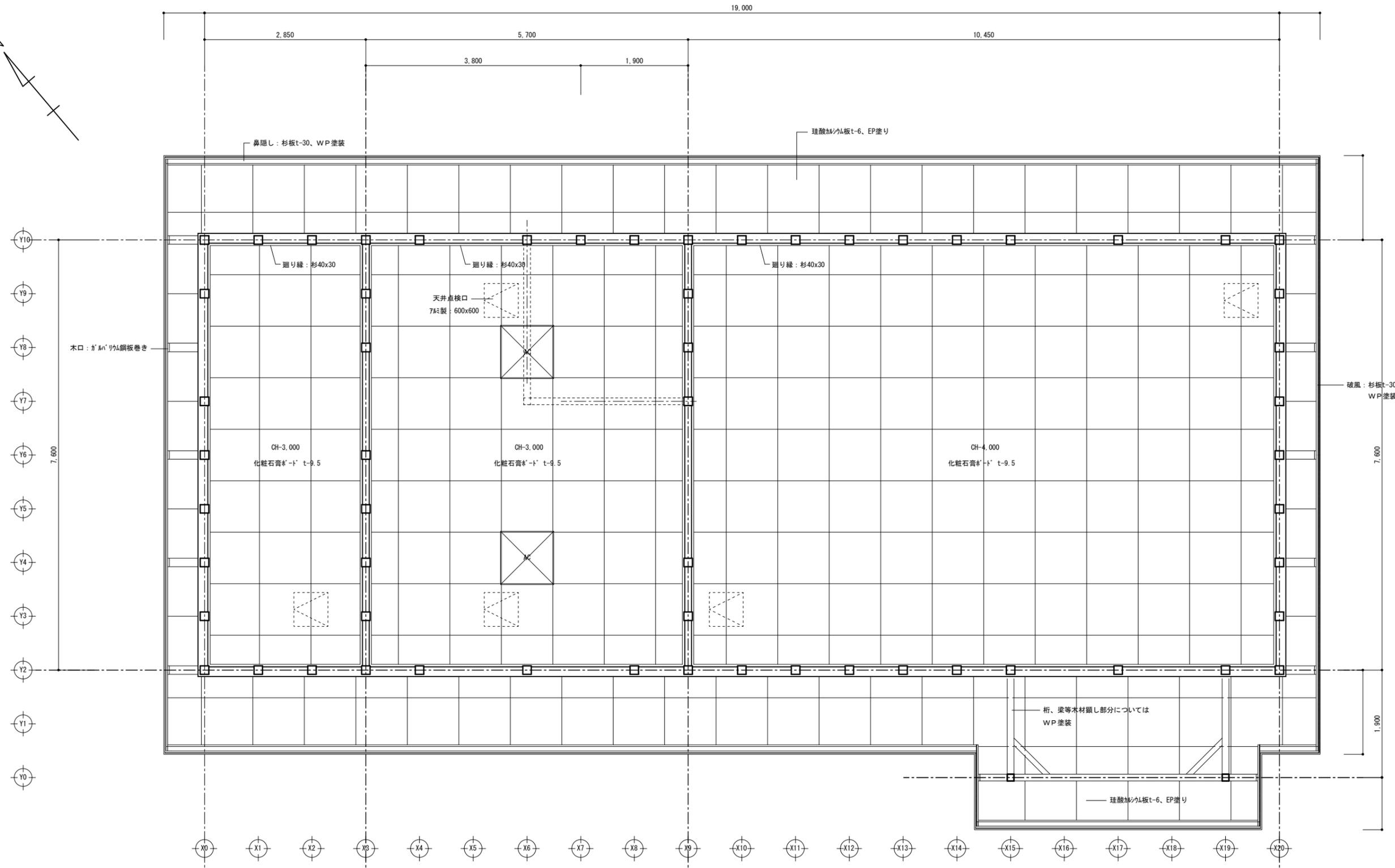
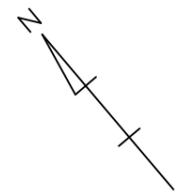
A2 → 100%		●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-016	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
A3 → 71%縮小		●図面名	屋根伏図	●縮尺	1/50	



A2 → 100%	●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 B-017	●縮尺 1/50	●図面名 展開図(1)	●図面番号 B-017	●縮尺 1/50	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号
A3 → 71%縮小							

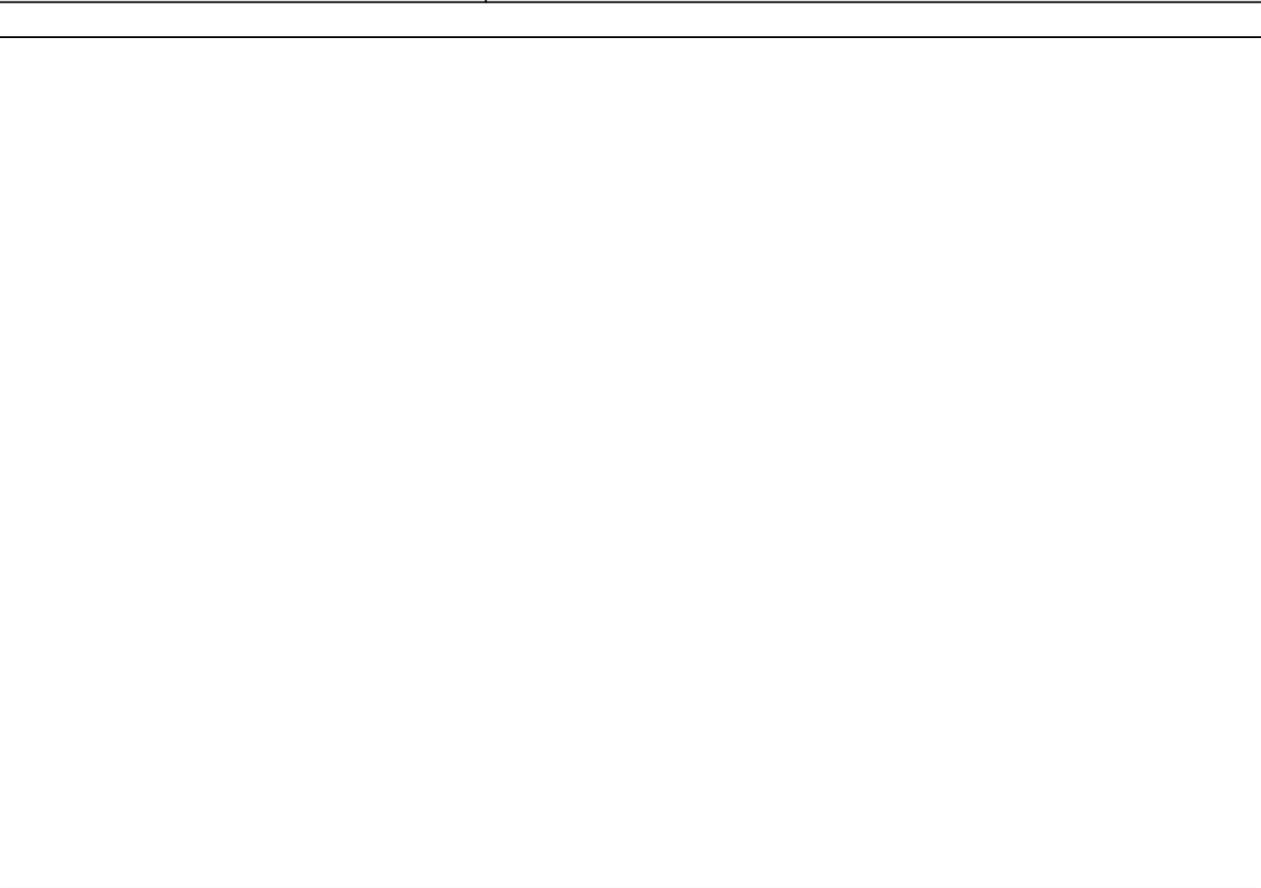
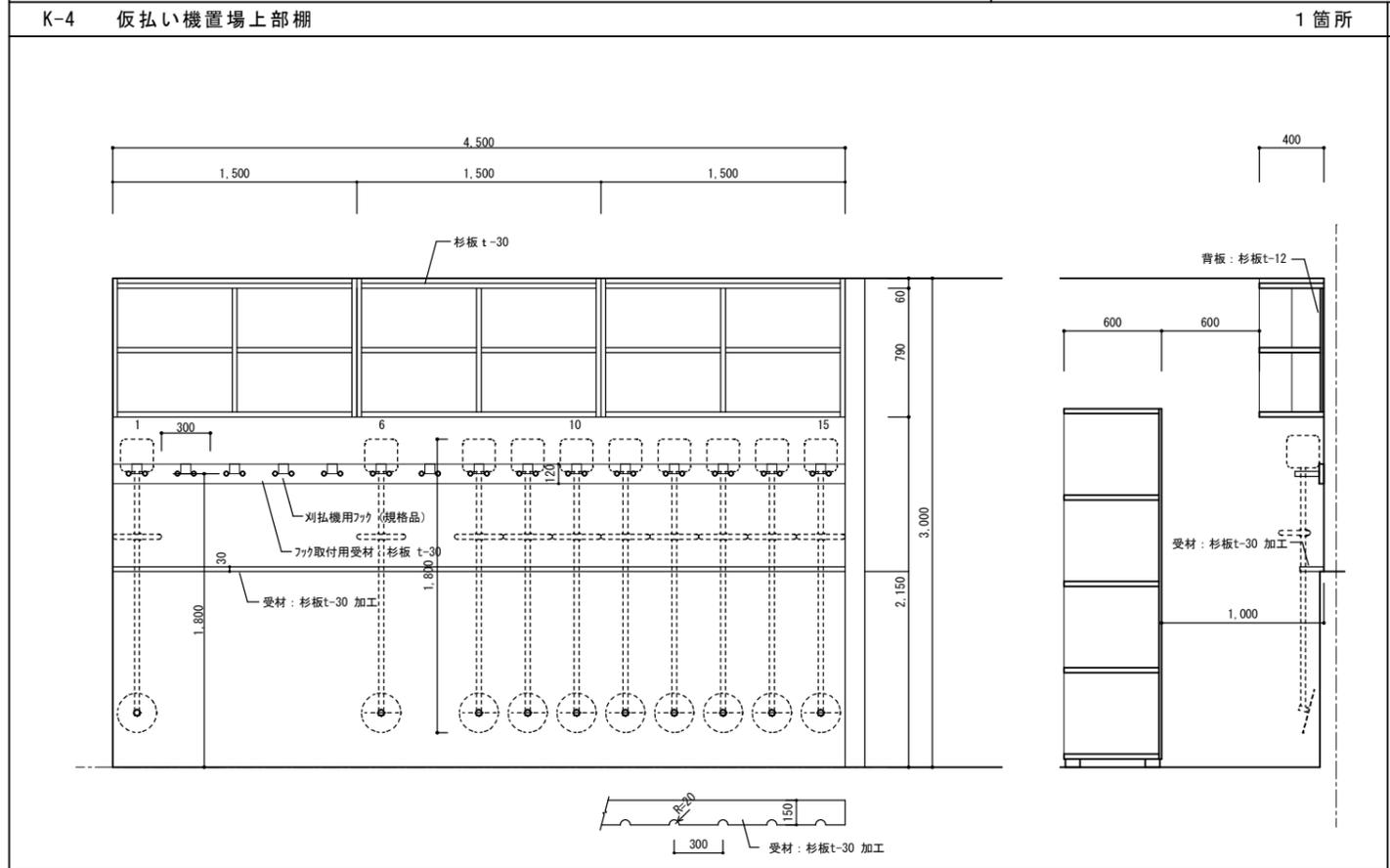
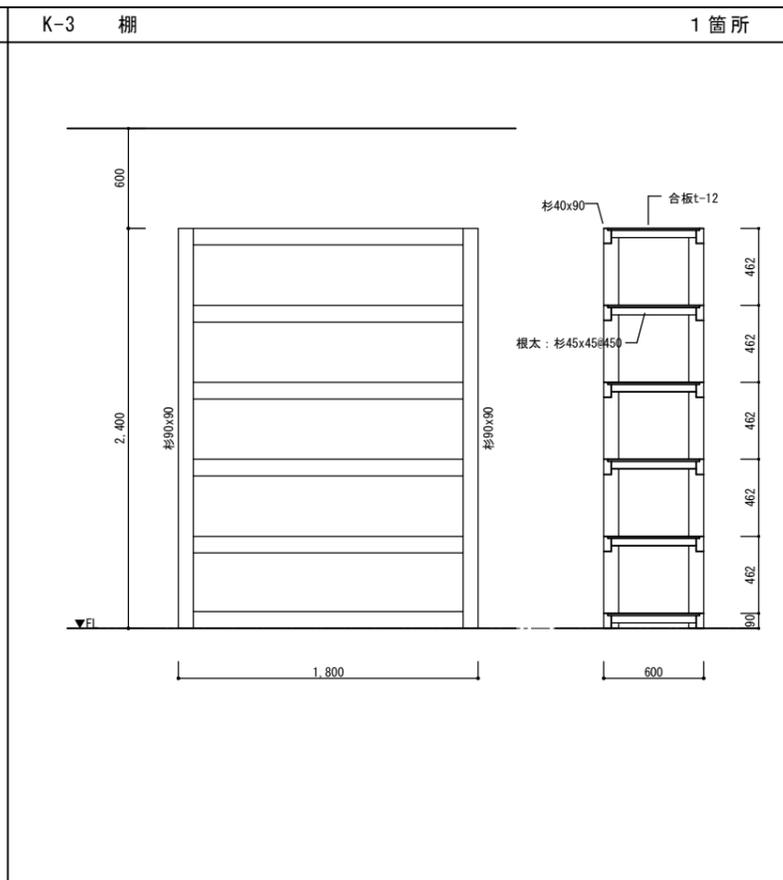
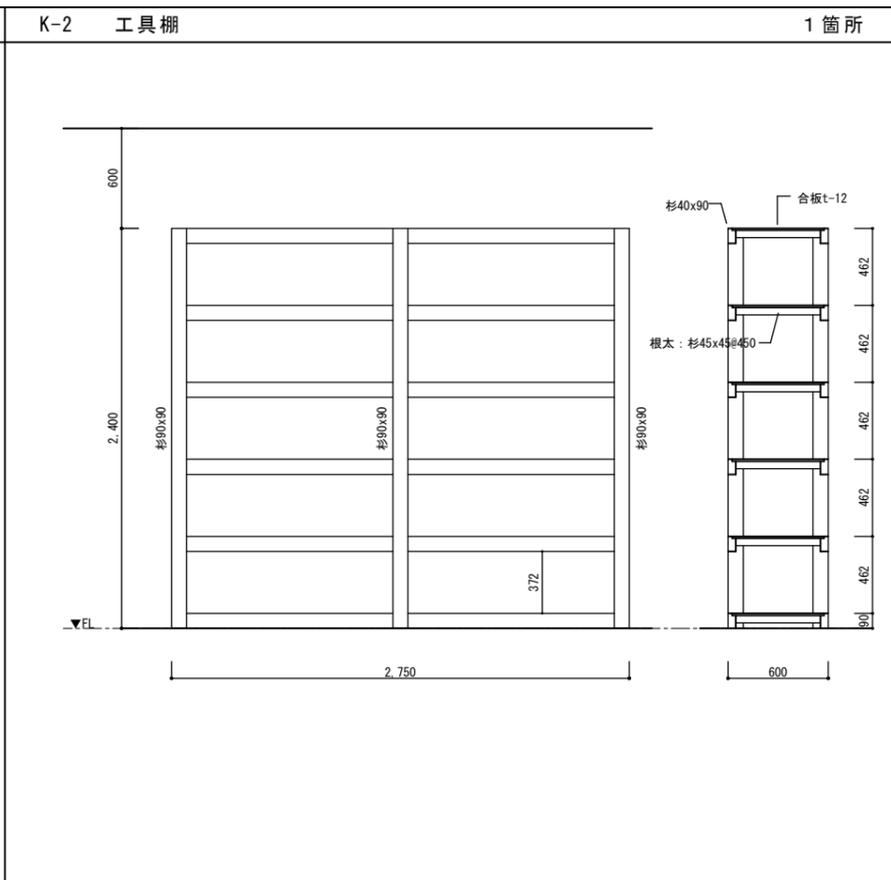
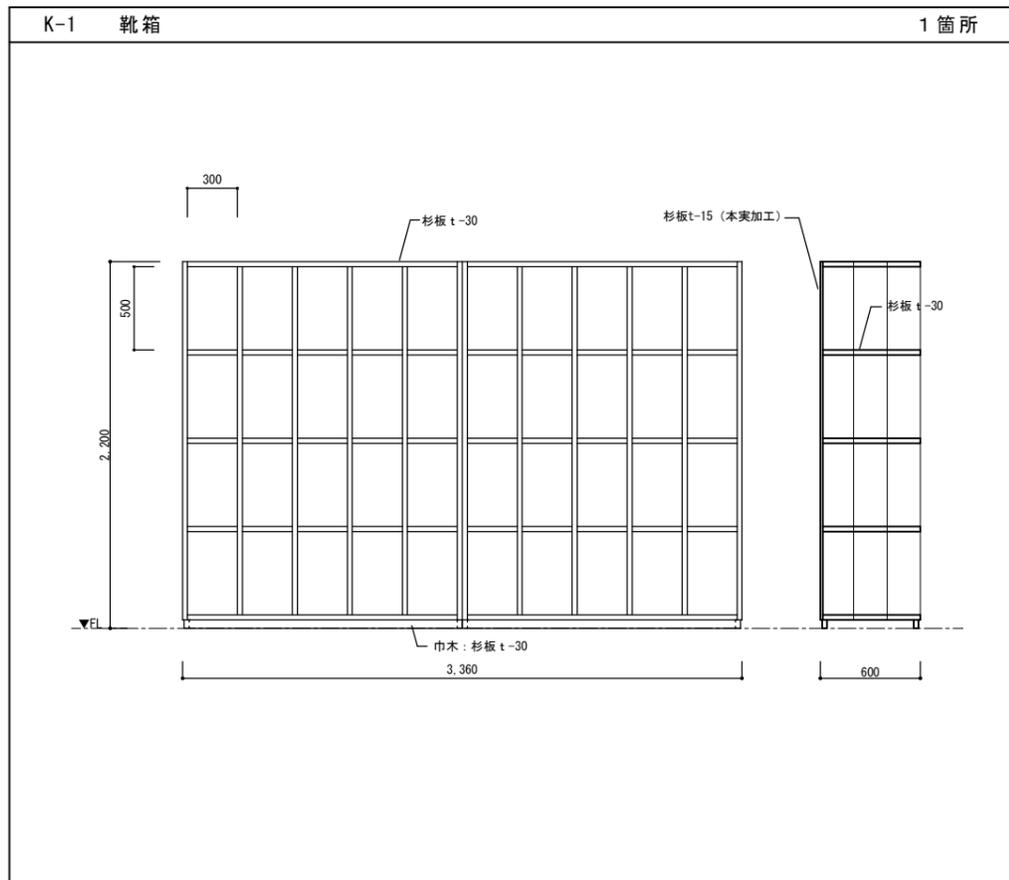


A2 → 100%	●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-018	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
A3 → 71%縮小	●図面名	展開図(2)	●縮尺	1/50	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

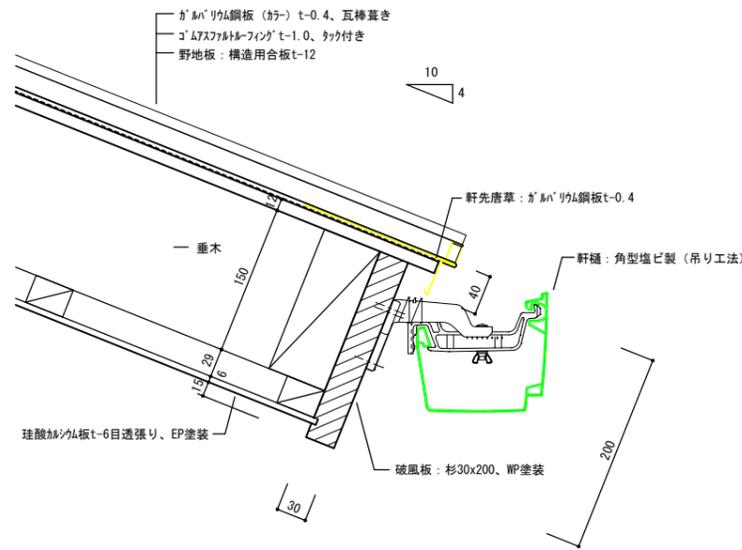


A2 → 100%		●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 B-019	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
A3 → 71%縮小		●図面名 天井伏図	●縮尺 1/50	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

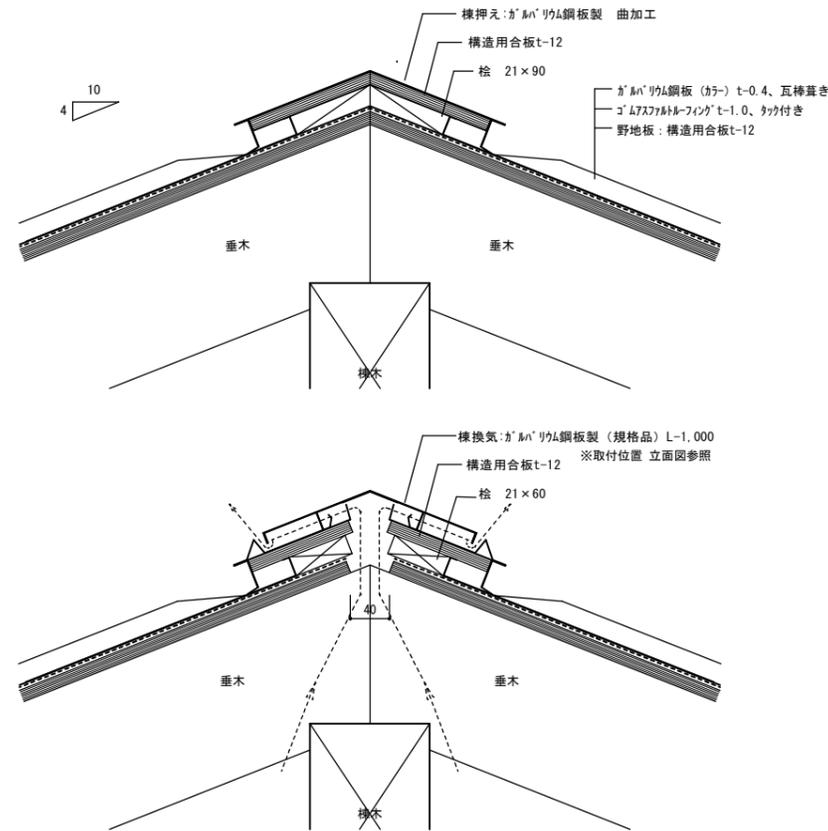
記号	形式	SS	軽量電動シャッター		AD	親子開き扉扉		AD	片開き扉扉		AW	引違い窓（外付）		AW	行き出し窓（半外付）		AW	連窓外倒し排煙窓（半外付）	
場所	数量	1	屋内実習場	2	1	屋内実習場・資材保管庫	2	2	資材保管庫	1	1	屋内実習室、VR労働災害体験室	6	2	屋内実習室、講師控室、資材保管庫	4	3	屋内実習室	2
姿図																			
材質	スチール製（カラー）			7ミリ（カラー）			7ミリ（カラー）			7ミリ（カラー）			7ミリ（カラー）			7ミリ（カラー）			
見込	-			71			71			71			71			71			
硝子	スラット t-0.8			-			-			-			-			-			
枠	スチール三方枠 t-1.6、焼付塗装			-			-			-			-			-			
金物	開閉機、座板、ガイドレール、ケース、ブラケット等 付属金物一式			レバーハンドル錠、ドアクロザー、付属金物一式			レバーハンドル錠、ドアクロザー、付属金物一式			網戸、付属金物一式			網戸、レバーハンドル仕様、付属金物一式			復帰セット、付属金物一式			
備考	耐風圧強度：S-1			E種（S-3、A-3、W-3）			E種（S-3、A-3、W-3）			E種（S-3、A-3、W-3）			E種（S-3、A-3、W-3）			E種（S-3、A-3、W-3）			
記号	形式	WD	引き分けハンガー戸	WD	引き分けハンガー戸	WD	片開き扉	WD	片引き戸										
場所	数量	1	屋内実習場	1	2	VR労働災害体験室	1	3	講師控室	1	4	講師控室	1						
姿図																			
材質	メラミン合板フラッシュ			メラミン合板フラッシュ			メラミン合板フラッシュ			メラミン合板フラッシュ									
見込	40			40			40			40									
硝子	-			-			-			-									
金物	上吊りレール（重量用）、ソフトローズ上部吊り車、ガイド、ガイドレール 引手：ロング手掛（7ミリ）L-300			上吊りレール（重量用）、ソフトローズ上部吊り車、ガイド、ガイドレール 引手：ロング手掛（7ミリ）L-300			レバーハンドル錠、丁番：ステンレス（3枚吊り）、ドアクロザー			上吊りレール、ソフトローズ上部吊り車、ガイド、ガイドレール 引手：ロング手掛（7ミリ）									
備考																			
記号	形式																		
場所	数量																		
姿図																			
材質																			
見込																			
硝子																			
枠																			
金物																			
備考																			



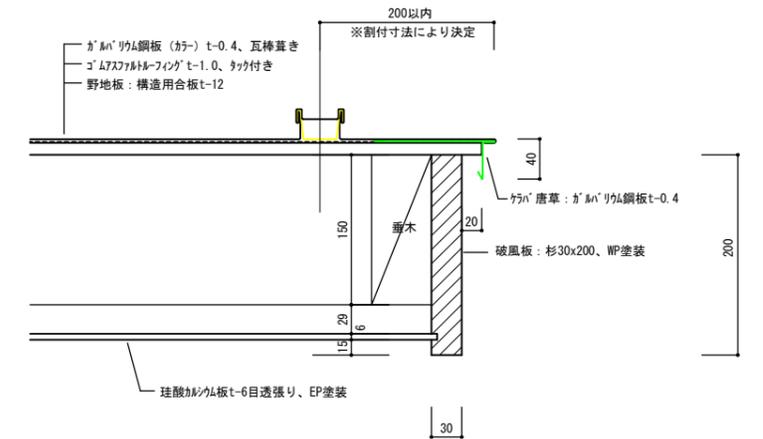
■ 軒先詳細図 1/5



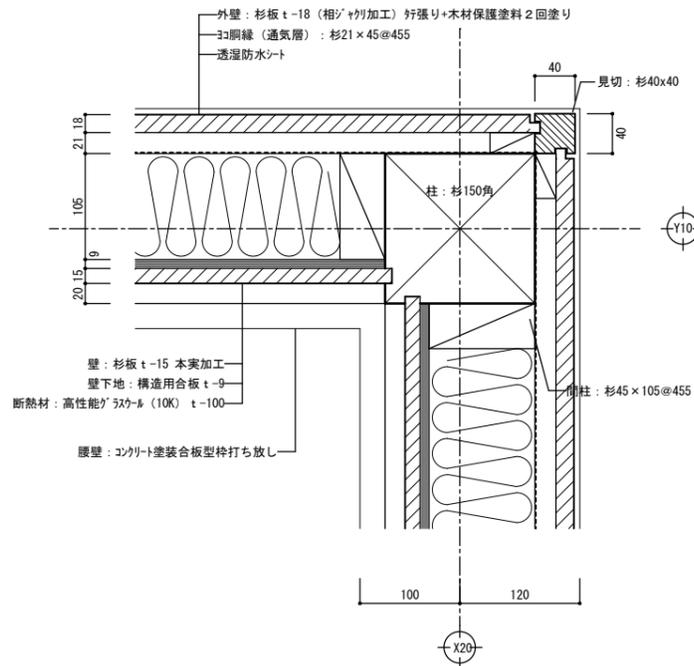
■ 棟詳細図 1/5



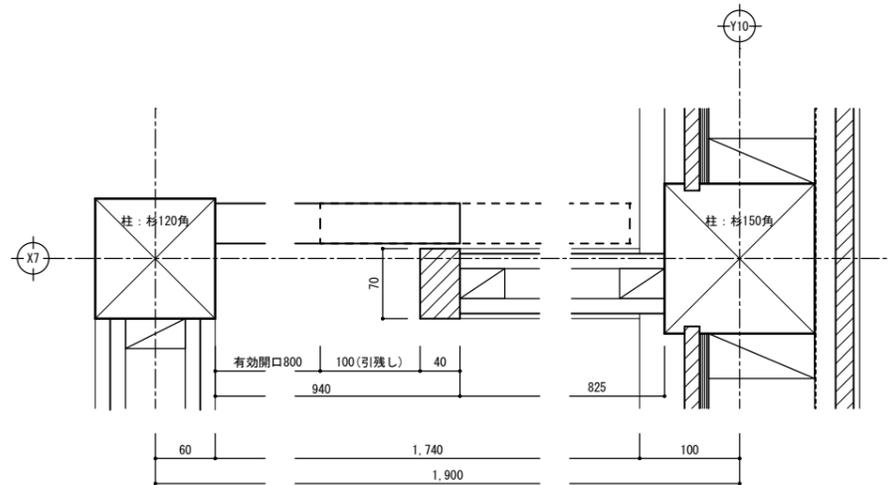
■ ケラハ詳細図 1/5



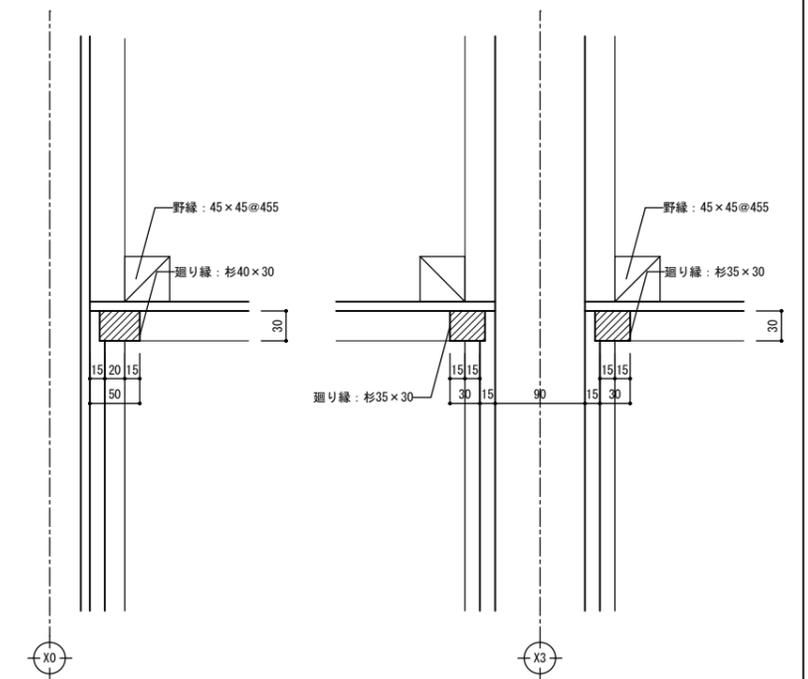
■ 出隅詳細図 1/5



■ 講師控室 間仕切壁詳細図 1/5



■ 廻り縁詳細図 1/5



A2 → 100%

A3 → 71%縮小

● 工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設
 徳・南庄 新築他工事

● 図面名 部分詳細図 (1)

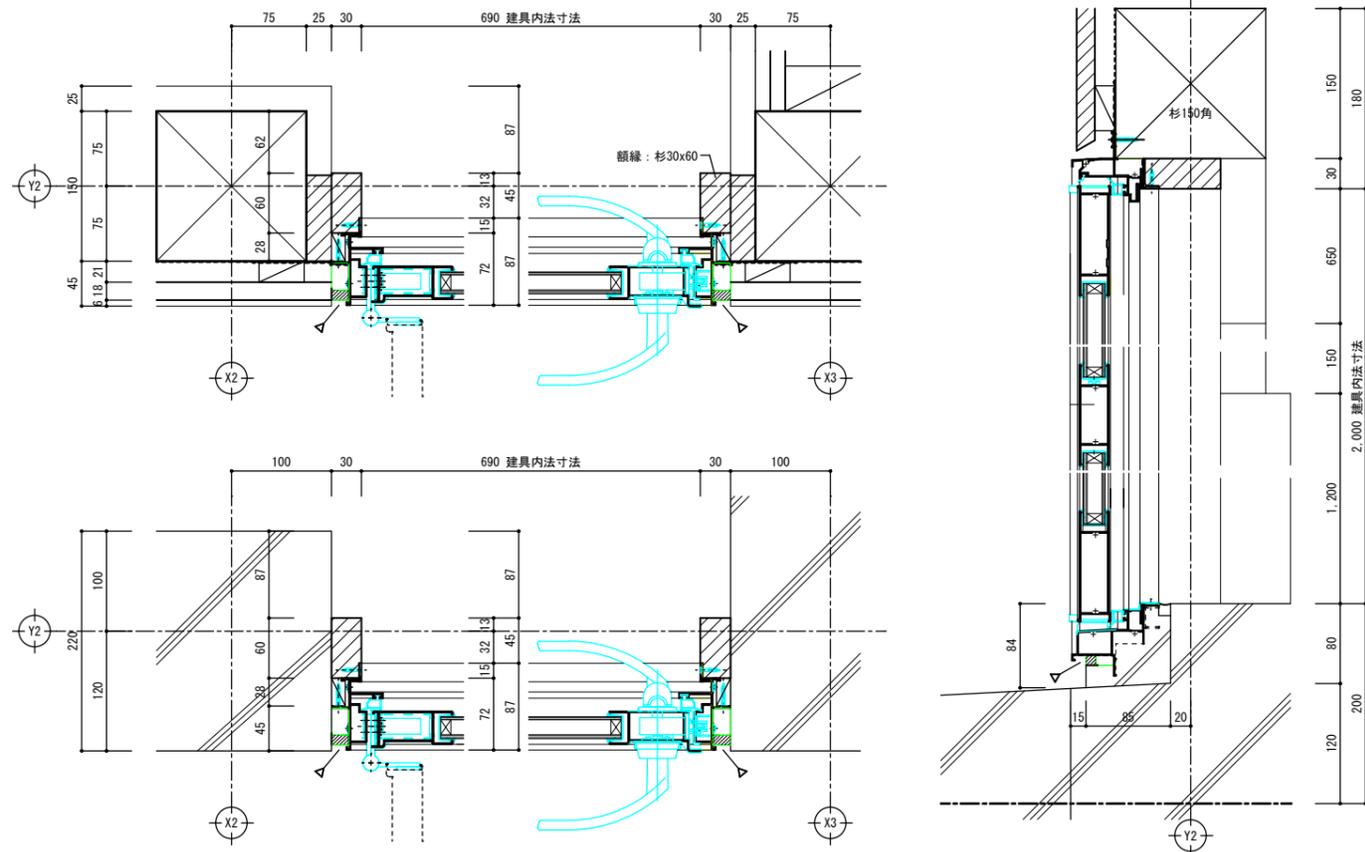
● 図面番号 B-022

● 縮尺 1/5

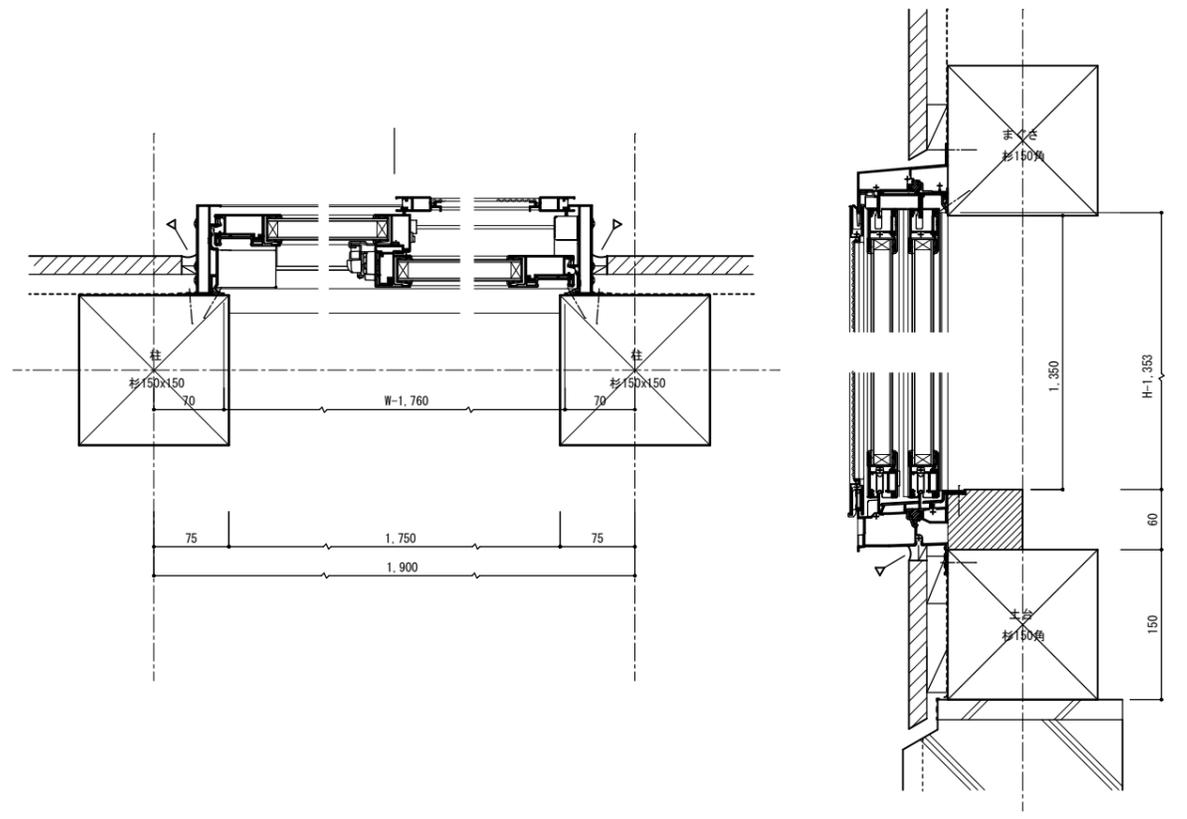
有限会社 佐藤建築企画設計
 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759

管理建築士 板東 毅
 1級建築士登録 333704号

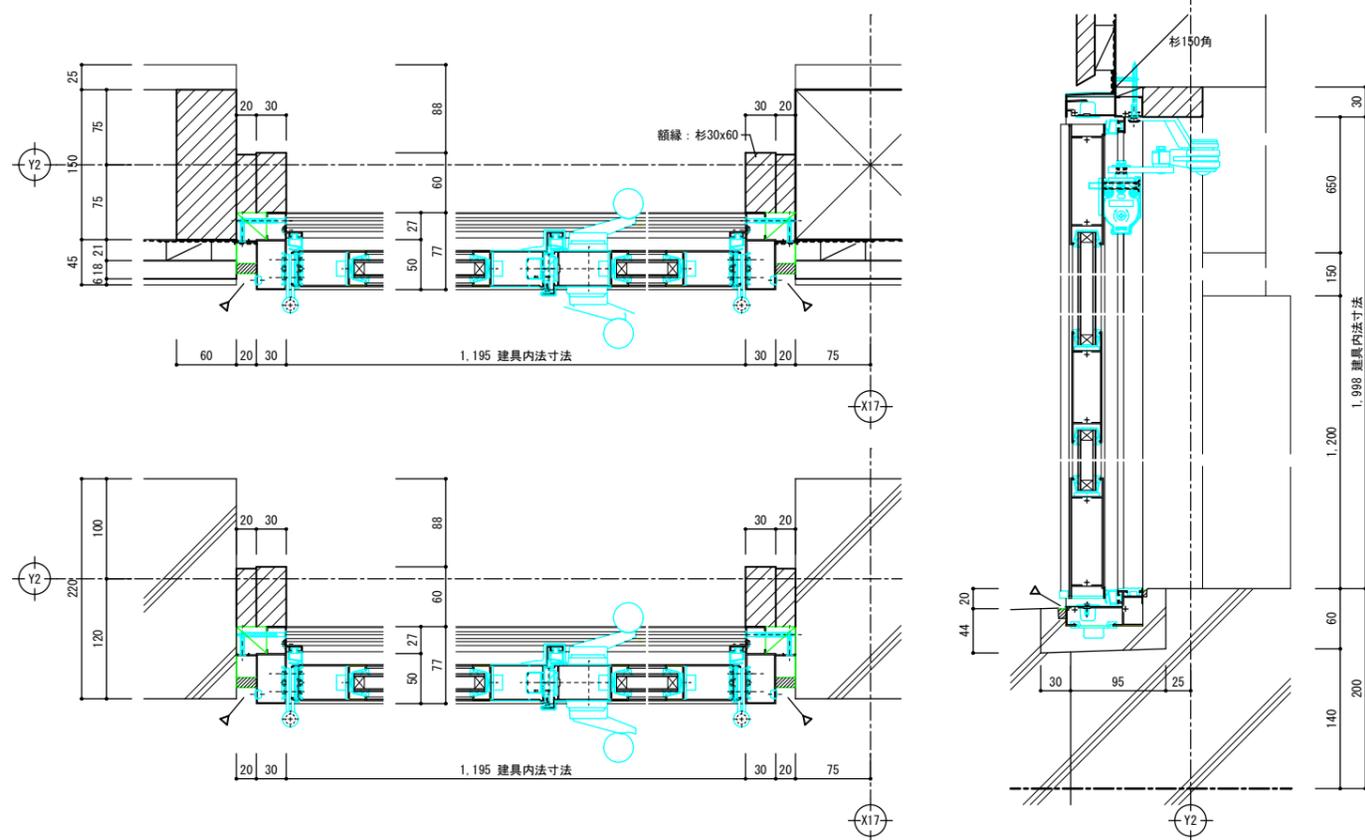
■ 片開き框戸 詳細図 1/5



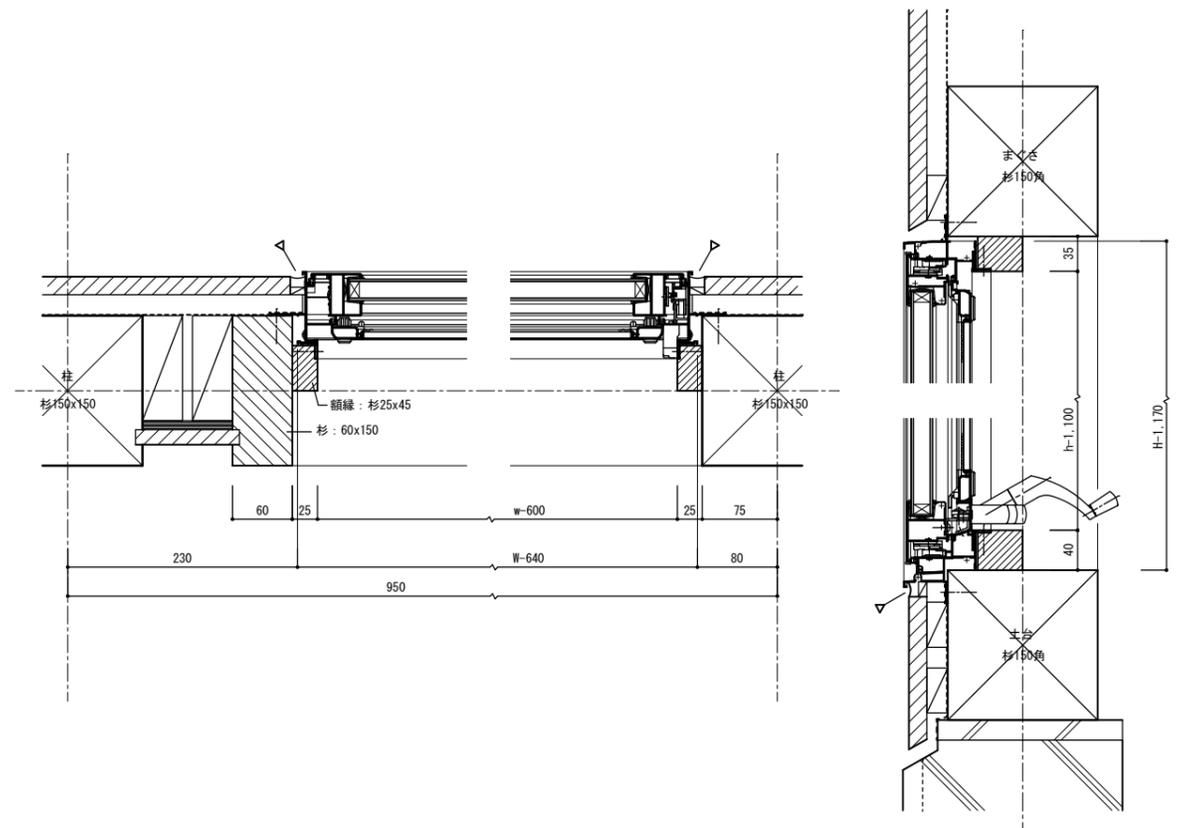
■ AW-1 詳細図 1/5



■ 親子開き框戸 詳細図 1/5



■ AW-2 詳細図 1/5



A2 → 100%

A3 → 71%縮小

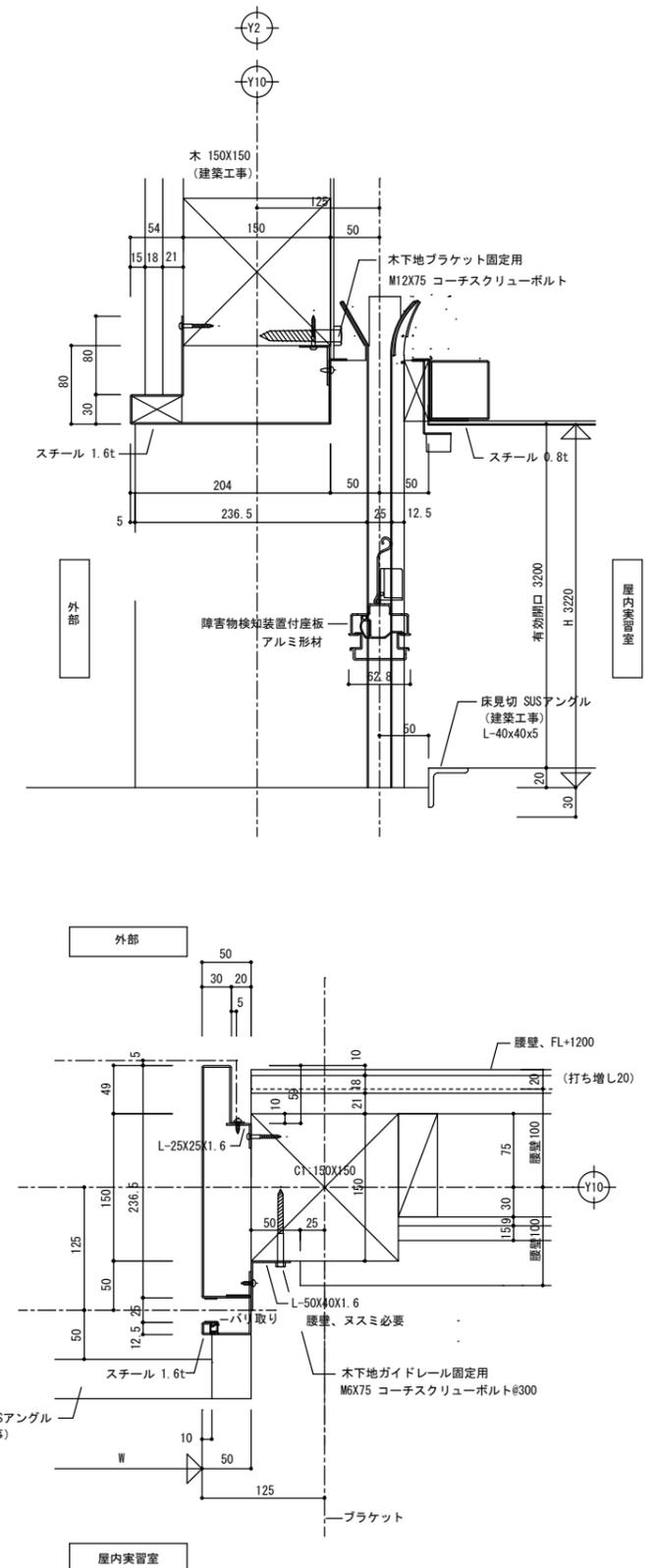
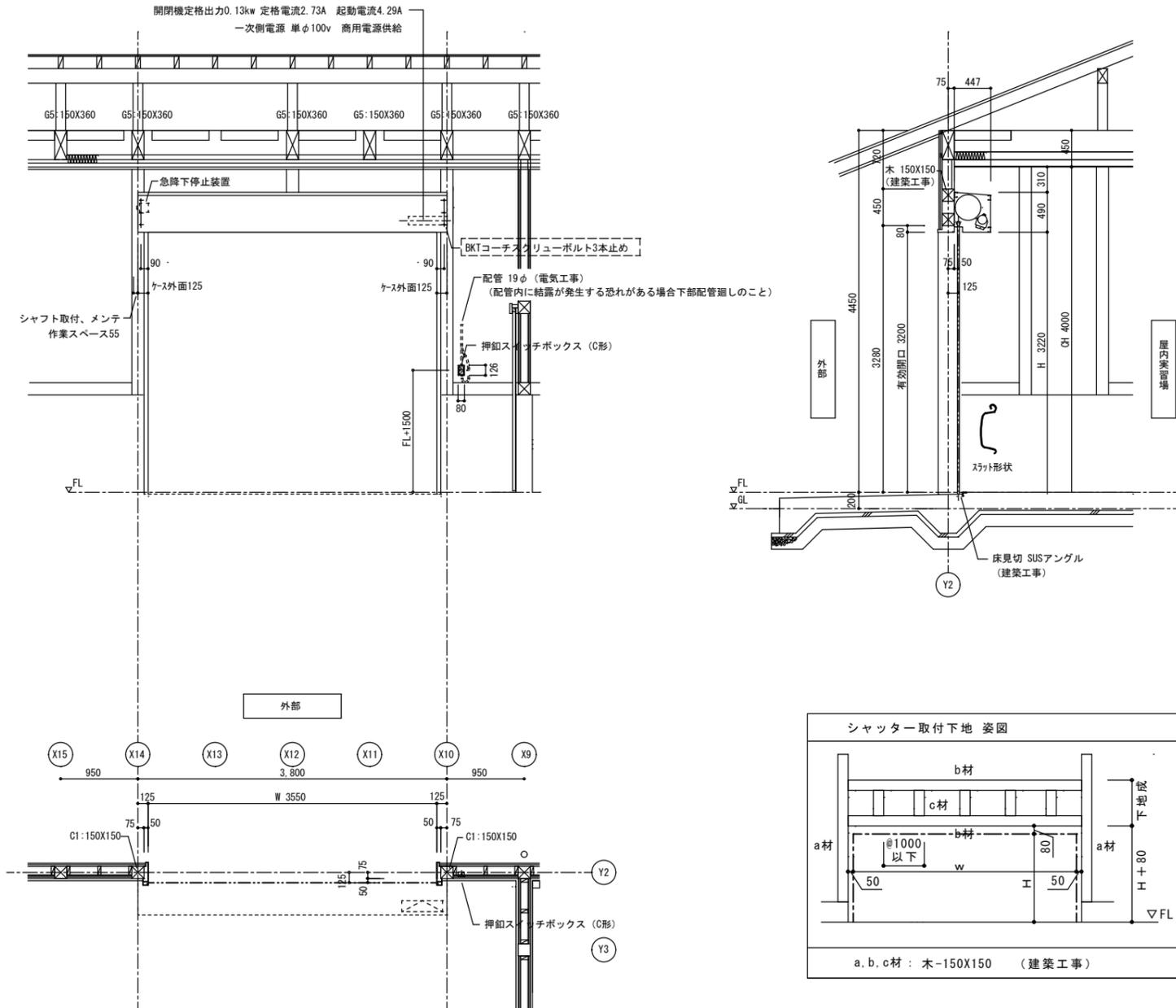
●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設
徳・南庄 新築他工事

●図面名 部分詳細図(2)

●図面番号 B-023

●縮尺 1/5

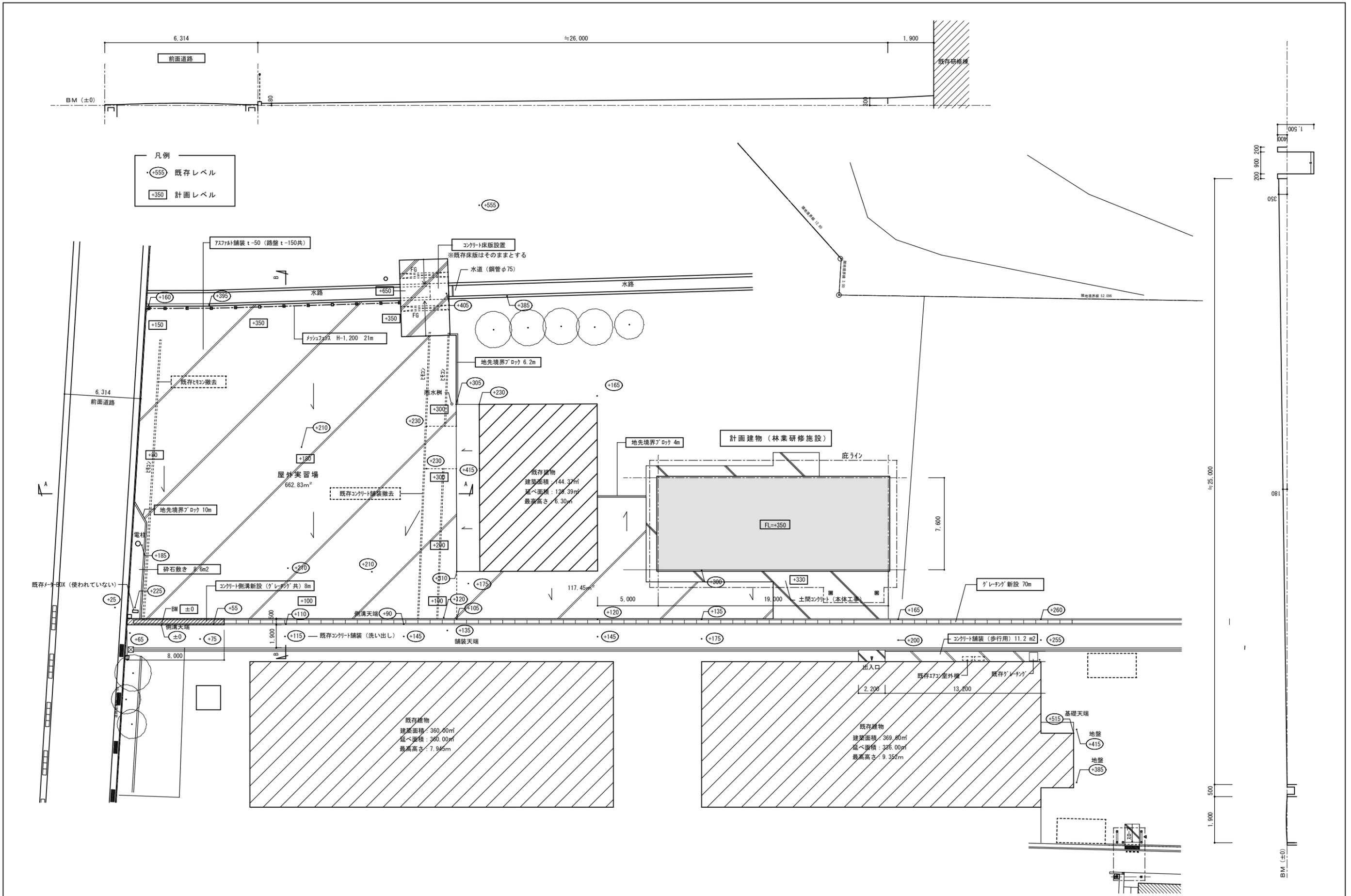
有限会社 佐藤建築企画設計
徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
管理建築士 板東 毅
1級建築士登録 333704号



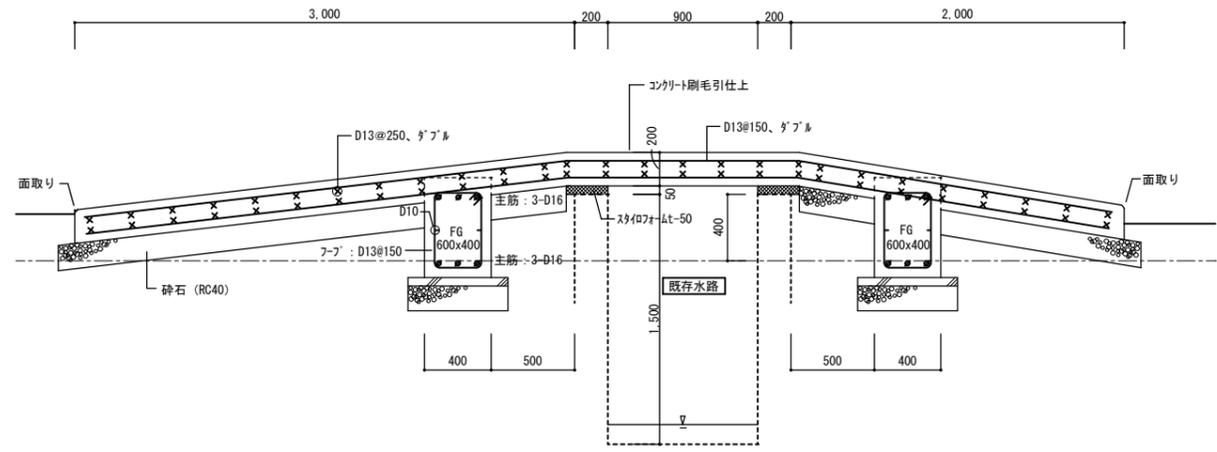
(シャッター取付下地は、建築工事)

指定耐風圧力	800 N/m ²	スラット許容耐風圧力	スラット同等
★シャッター強度仕様 (外圧)		ガイドレール許容風圧力	819

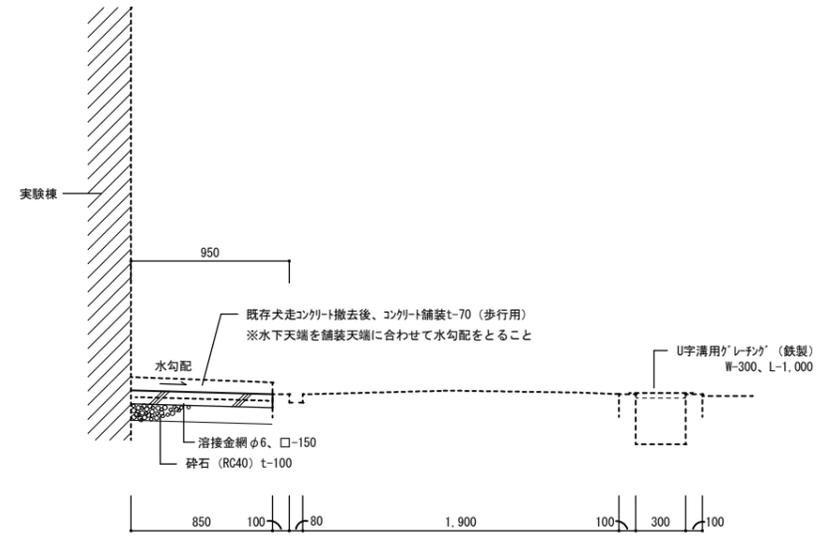
スラット	A6K	スチ-M0.8t	開閉機	SB10	定格出力	単φ100V 0.13kw 60HZ	設計範囲	B
座板		アルミ	巻取シャフト	4"-35特殊	備考			
ガイドレール		スチール	軸受	No.1	急降下停止装置付(35)			
まぐさ		スチール	従	No.1	障害物検知装置付			
ケース	-	スチール	押ボタン	露出シリンダー	色: サンド ホワイト ライトグレー			



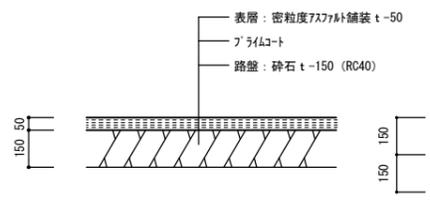
A2 → 100%		●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設	●図面番号 B-025	有限会社 佐藤建築企画設計
A3 → 71%縮小		徳・南庄 新築他工事	●縮尺 1/200	徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
		●図面名 外構図		管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号



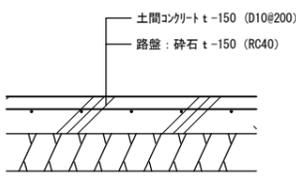
コンクリート床版詳細図 1/30



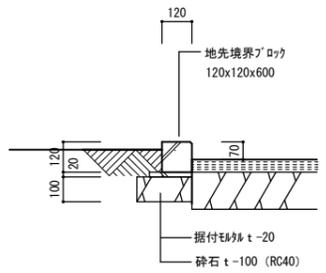
軒下通路整備詳細図 1/30



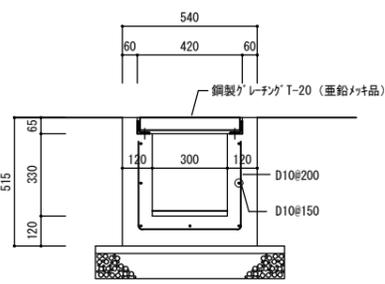
アスファルト舗装詳細図 1/20



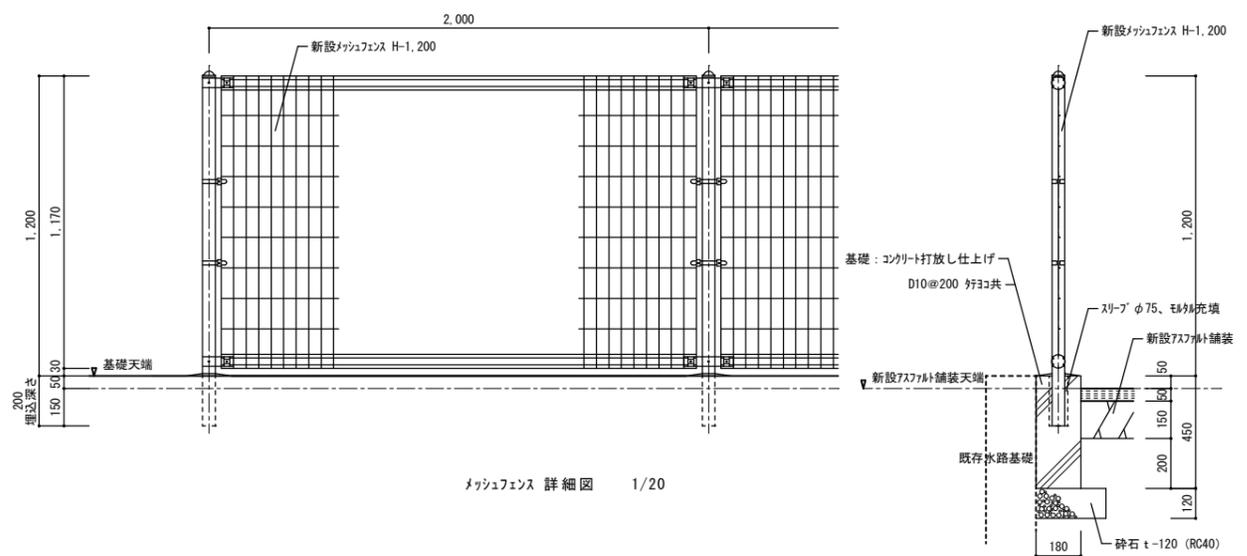
土間コンクリート詳細図 1/20



地先境界ブロック詳細図 1/20



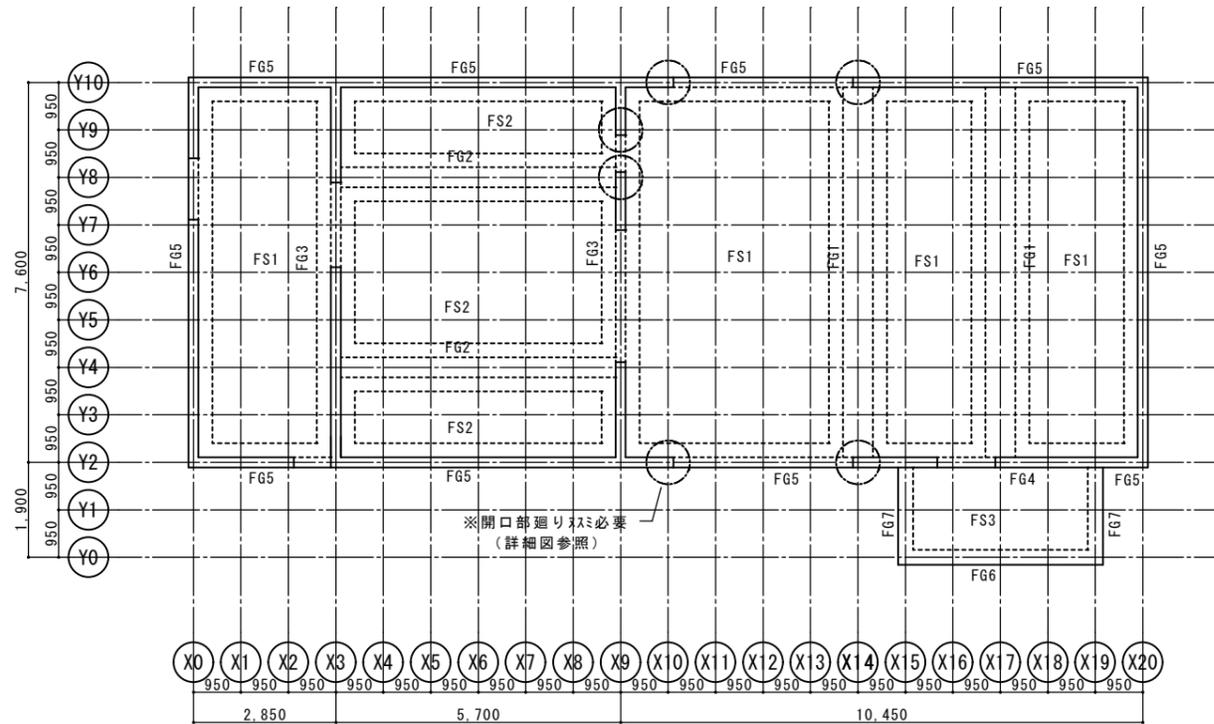
側溝詳細図 1/20



メッシュフェンス 詳細図 1/20

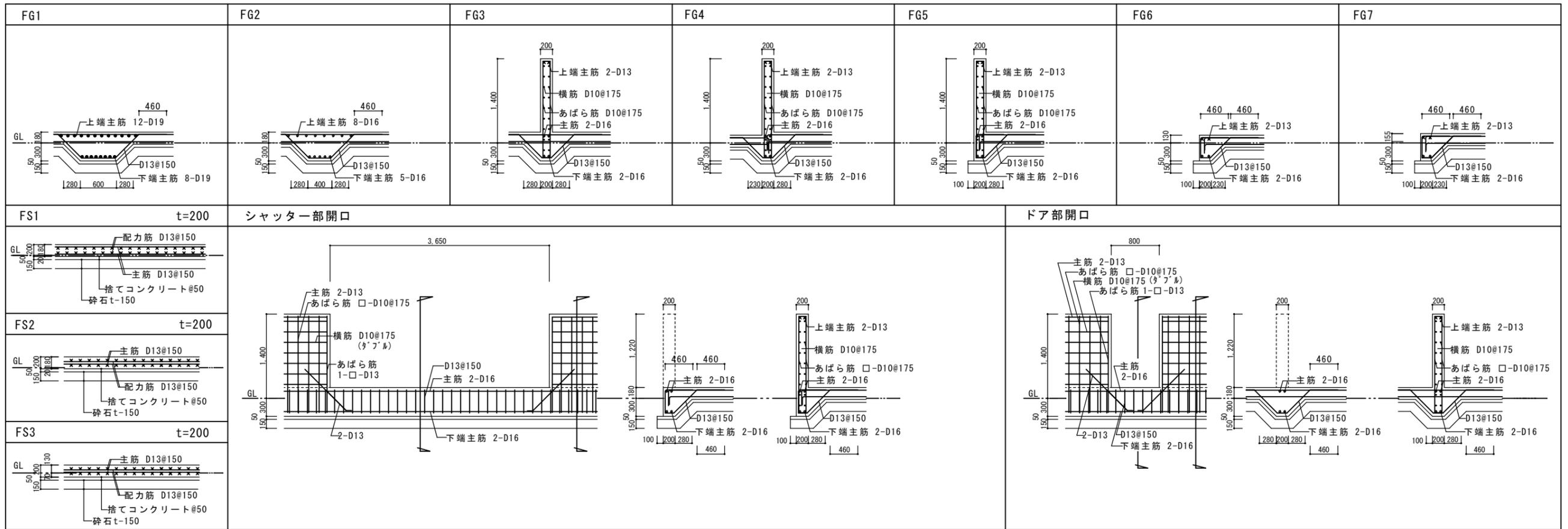
A2 → 100%	●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	B-026	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
A3 → 71%縮小	●図面名	外構詳細図	●縮尺	1/20, 1/30	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

基礎 伏図 1:100



基礎特記事項			
基礎	直接基礎	設計地耐力 Fe=30 kN/m ² (長期)	
		鉄筋コンクリート	基礎地中梁
	土間コンクリート	F0=21N/mm ² +3N/mm ²	スランブ 15cm
	捨てコンクリート	F0=18N/mm ²	スランブ 15cm
鉄筋	D10~D16	SD295	重ね継ぎ手
	D19	SD345	重ね継ぎ手
(注) 配筋は 建築工事共通仕様書 平成31年版による			

基礎 配筋図 1:50



A2 → 100%

A3 → 71%縮小

●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設
徳・南庄 新築他工事

●図面番号 S-001

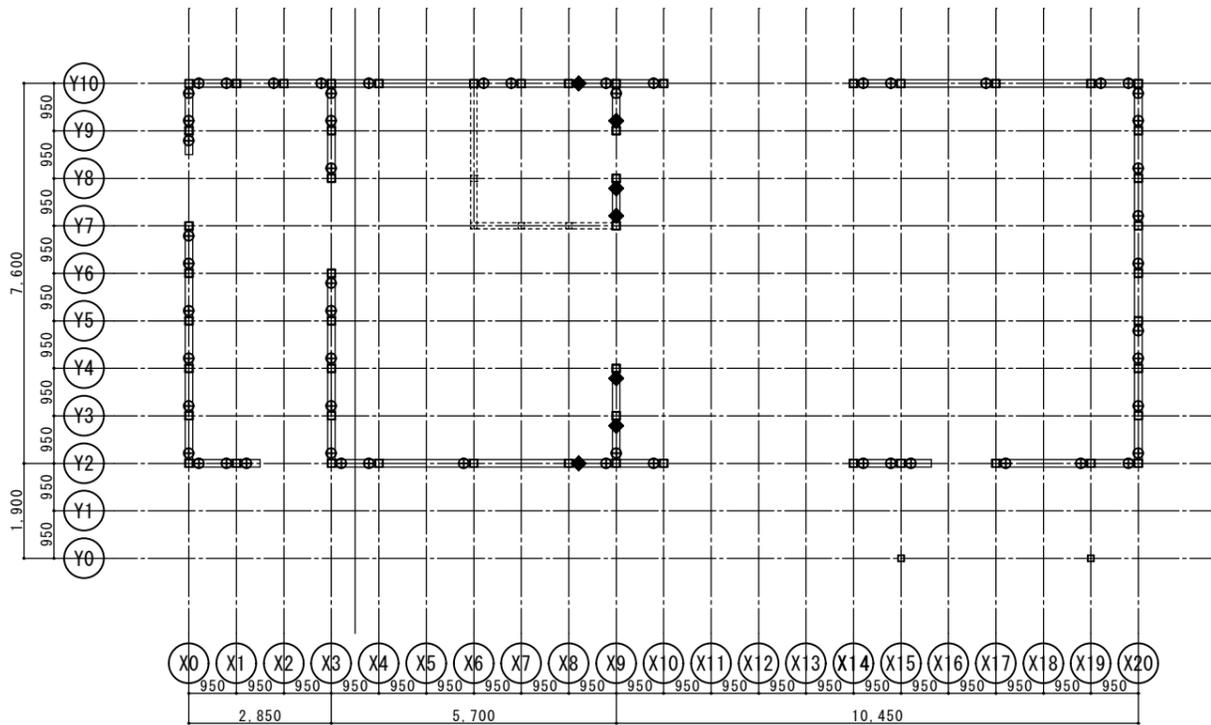
有限会社 佐藤建築企画設計
徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759

●図面名 基礎伏図・基礎詳細図

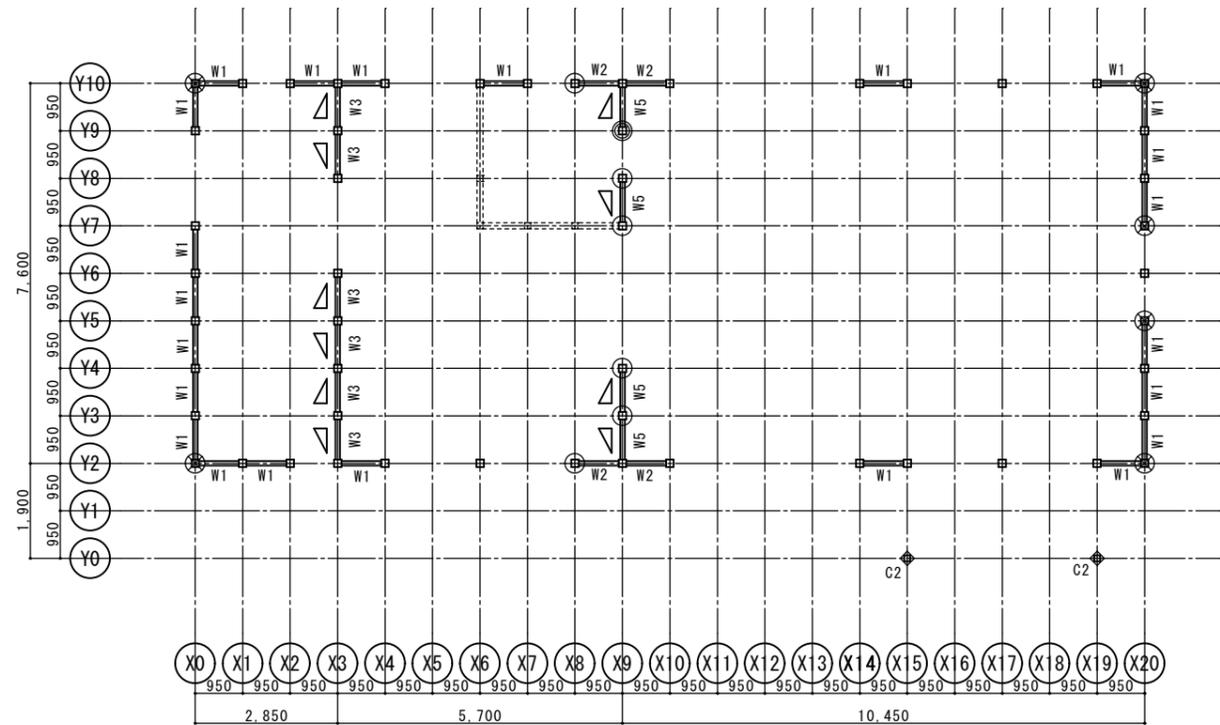
●縮尺 1/100, 1/50

管理建築士 板東 毅
1級建築士登録 333704号

土台 伏図 1:100



1階 壁伏図 1:100



記号	断面サイズ	材質
土台	150X150	杉 無等級

記号	断面サイズ	材質	備考欄
⊕	M12	A-40	
◆	M16	A-60	HD金物兼用
□	2-φ14	AD4102B	株式会社タナカ

木造部共通事項

樹種：土台は、杉（無等級）、梁は、すぎ（無等級）、その他は、すぎ（無等級）とする。

柱と横架材（土台、軒桁等）の接合は、壁伏せ図に特記無き場合は、山形プレート又は、シナーコーナーとする。

尚、特記無き場合においても金物が、見え掛かりとなる場合は、Dボルト等を使用する。

梁継ぎ手位置には、梁せいが 240以上となる場合 2X4XW羽根-II、梁せいが 240未満の場合は、2XW羽根-IIとする。

尚、金物が見え掛かりとなる場合は、Dボルト及びDボルトIV等を使用する。

Dボルト、DボルトIV（15kN）	株式会社	ディープランヨネザワ	(TEL:0794-82-5713)
シナーコーナー、リペロ、リペロII、たる木止め II	株式会社	タナカ	(TEL:072-960-0275)
W羽根-II、S10A02-01(15kN用)	株式会社	タナカ	(TEL:072-960-0275)

アンカーボルト及びアンカーボルトを取り付ける位置、及び柱脚部のアンカー方法

イ) アンカーボルトはM12を使用する。

ロ) 壁伏せ図に、Dボルトの特記がある場合は、Dボルトアンカー工法とする

ハ) 柱が直接基礎に載る場合の柱脚部は、Dボルトアンカー工法とする

ニ) ロ、ハ以外の柱の柱脚部は土台に乗せ、土台をA-40で固定する。

ホ) ロハニ以外の隅角部、及び土台継手箇所の上木端位置は、A-40で固定する。

ヘ) 上記以外に、土台は@1.9m以内にA-40で固定する。

記号	壁倍率	軸組の種類・面材の種類と厚さ	受け材・その他	釘の種類とピッチ
W1	内 2.5	構造用合板（外壁：特類）9.0mm （受材仕様真壁）	30mmx40mm以上を柱・土台・横架材に N75 ピッチ300mm以下で釘打ち	N50@150以下
	計 2.5			
W2	内 2.5	構造用合板（外壁：特類）9.0mm （受材仕様真壁）	30mmx40mm以上を柱・土台・横架材に N75 ピッチ300mm以下で釘打ち	N50@150以下
	外 2.5			
	計 5.0	構造用合板（外壁：特類）9.0mm （面材張り大壁）	30mmx40mm以上を柱・土台・横架材に N75 ピッチ300mm以下で釘打ち	N50@150以下

記号	断面サイズ	材質
W3	片筋かい 45X90	すぎ 無等級
W4	両筋かい 45X90	すぎ 無等級
W5	片筋かい 90X90	すぎ 無等級

記号	断面サイズ	材質
C1	150X150	すぎ 無等級
C2	120X120	すぎ 無等級

(注) 特記なき柱は、C1とする。

柱と横架材・土台の接合方法

外側側の特記無き部分は、柱接合部の上下共山型プレートを使用する事。

内側側特記無き場合、柱接合部の上下共シナーコーナーを使用する事。

◎ 印部 柱接合部は、上下共 S-HD20 とする。

○ 印部 柱接合部は、上下共 S-HD15 とする。

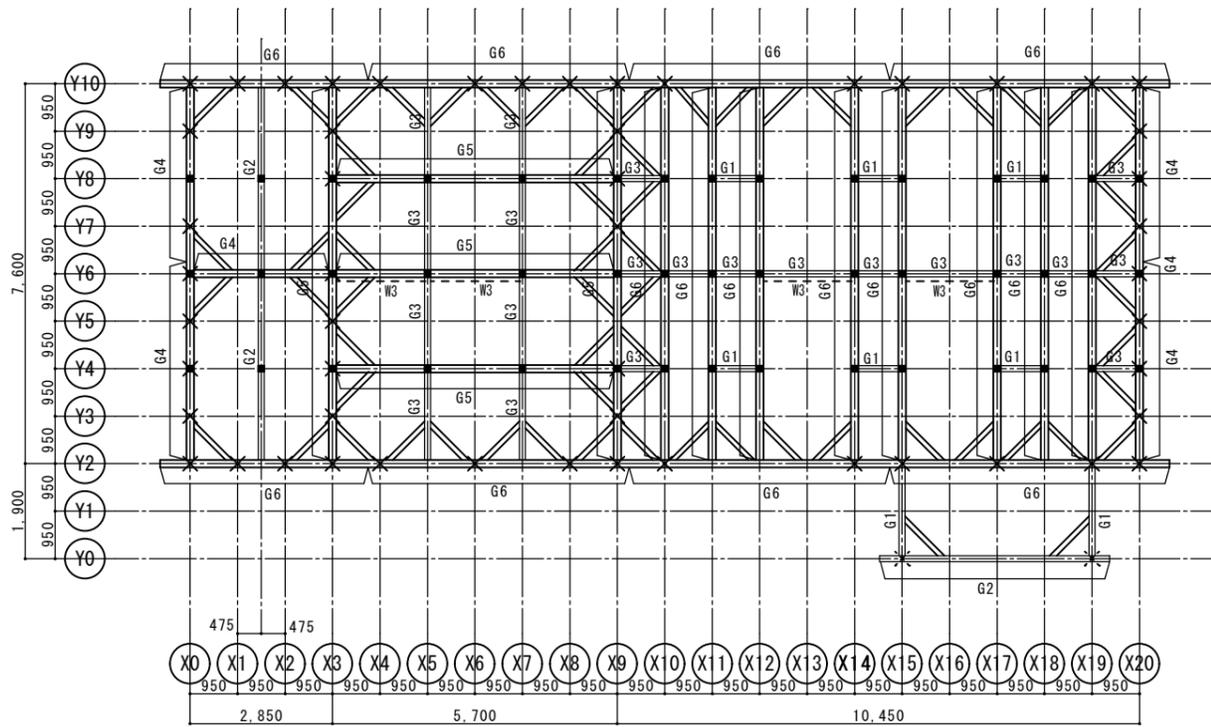
⊗ 印部 柱接合部は、上下共 シナーコーナー とする。

◇ 印部 柱脚金物は、PB-33、柱頭部は D#11を使用する事。

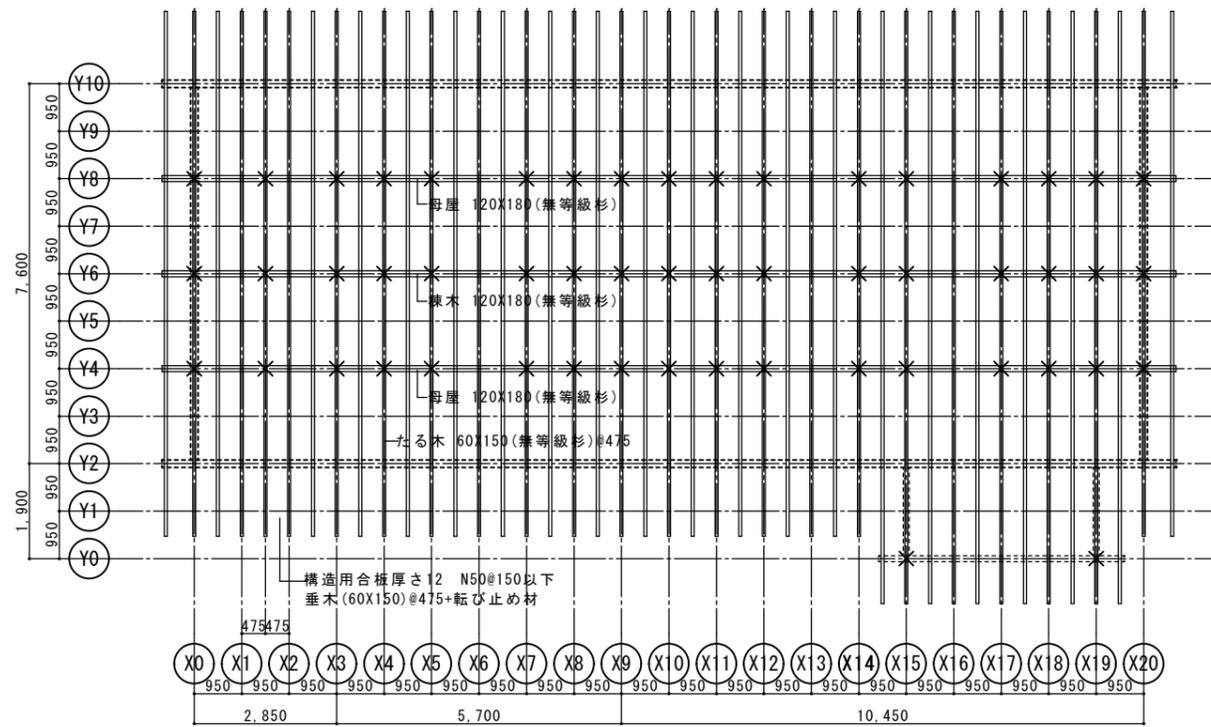
※壁量計算や金物計算も含め許容応力度計算により安全性を確認

A2 → 100%		●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	S-002	有限会社 佐藤建築企画設計
A3 → 71%縮小		●図面名	土台伏図・1階壁伏図	●縮尺	1/100, 1/100	徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

小屋 伏図 1:100



屋根 伏図 1:100

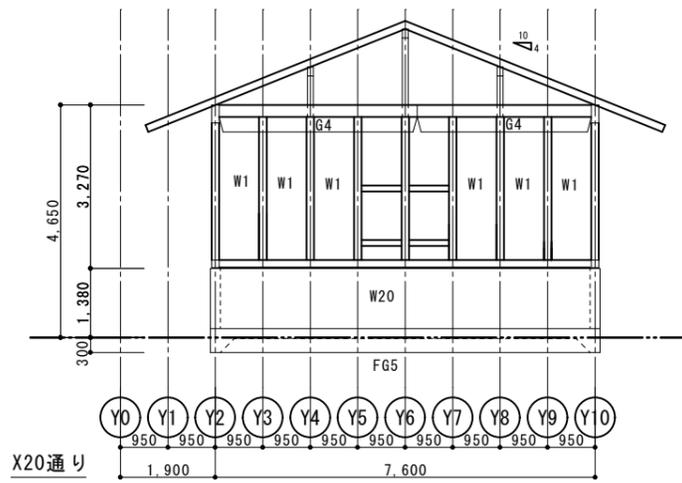
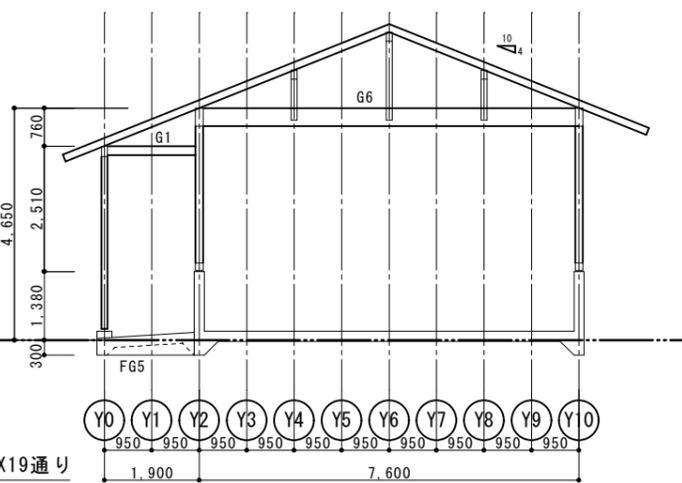
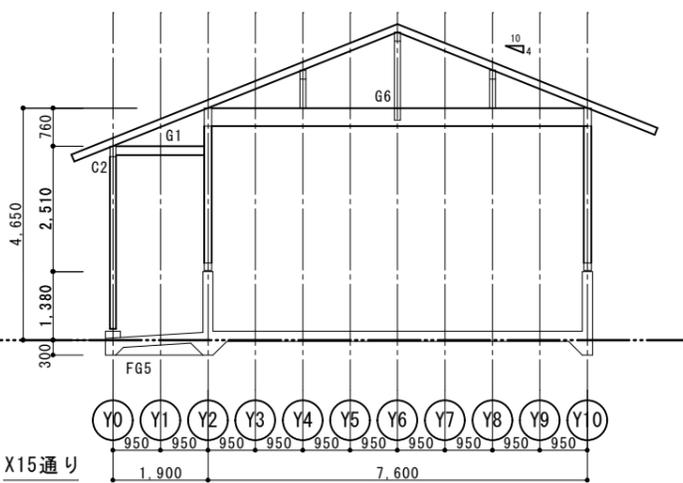
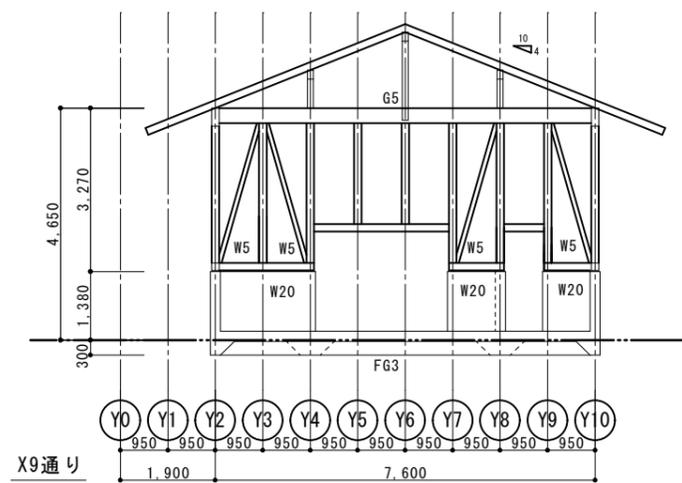
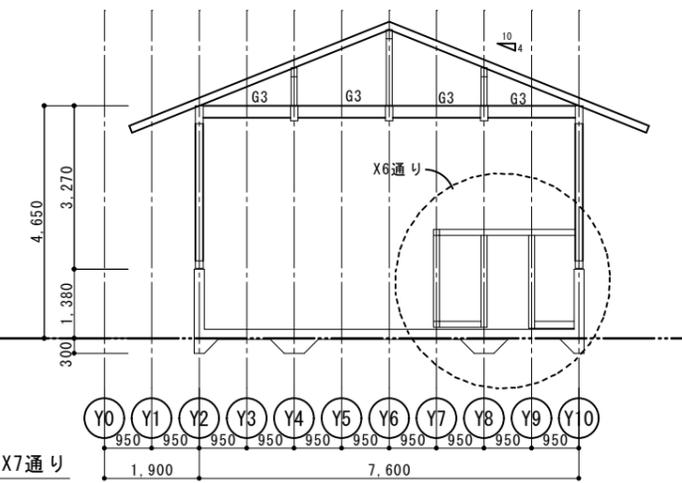
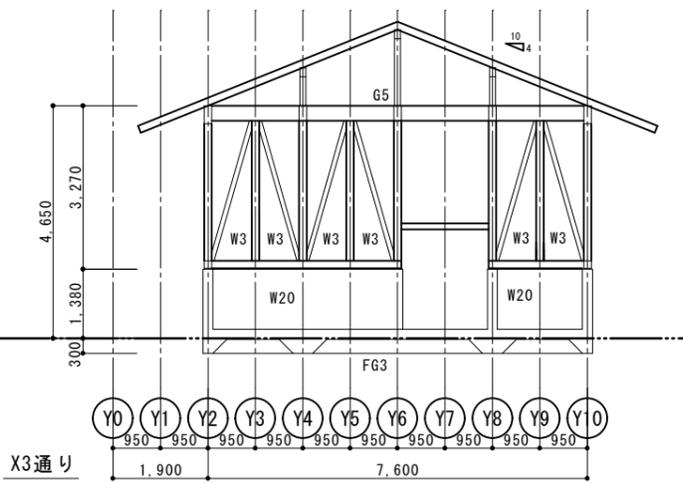
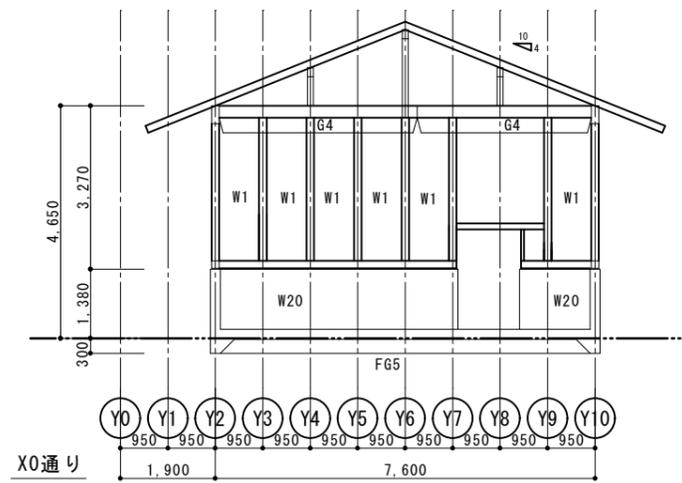


記号	断面サイズ	材質
G1	120X180	すぎ 無等級
G2	120X210	すぎ 無等級
G3	120X240	すぎ 無等級
G4	150X240	すぎ 無等級
G5	150X300	すぎ 無等級
G6	150X360	すぎ 無等級

記号	断面サイズ	材質
C1	150X150	すぎ 無等級
C2	120X120	すぎ 無等級

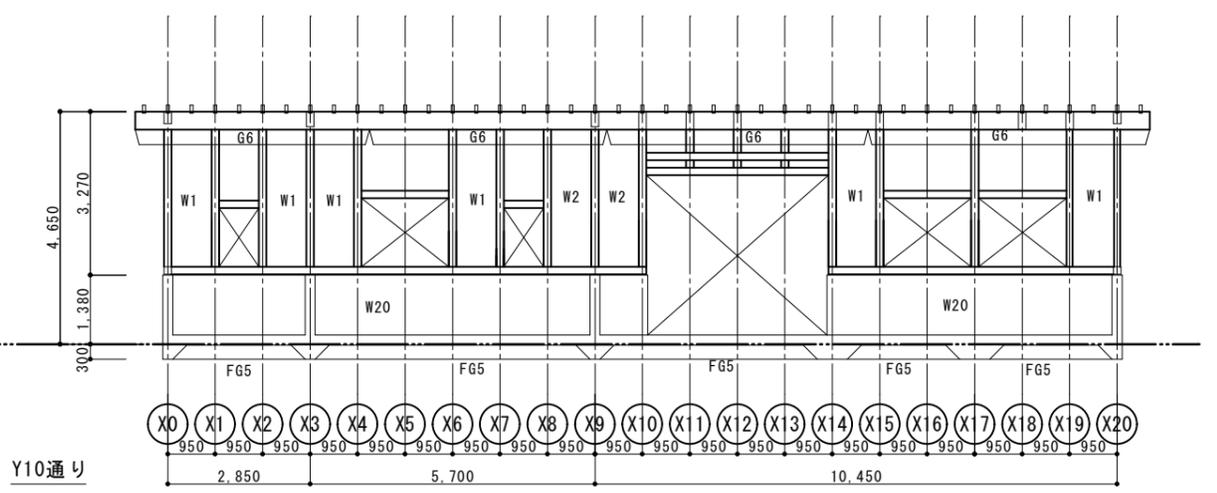
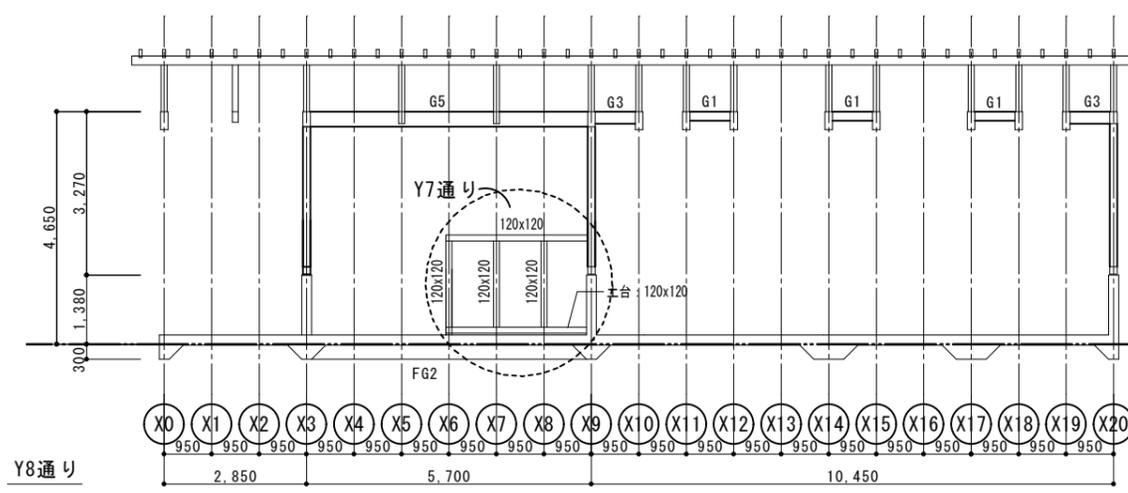
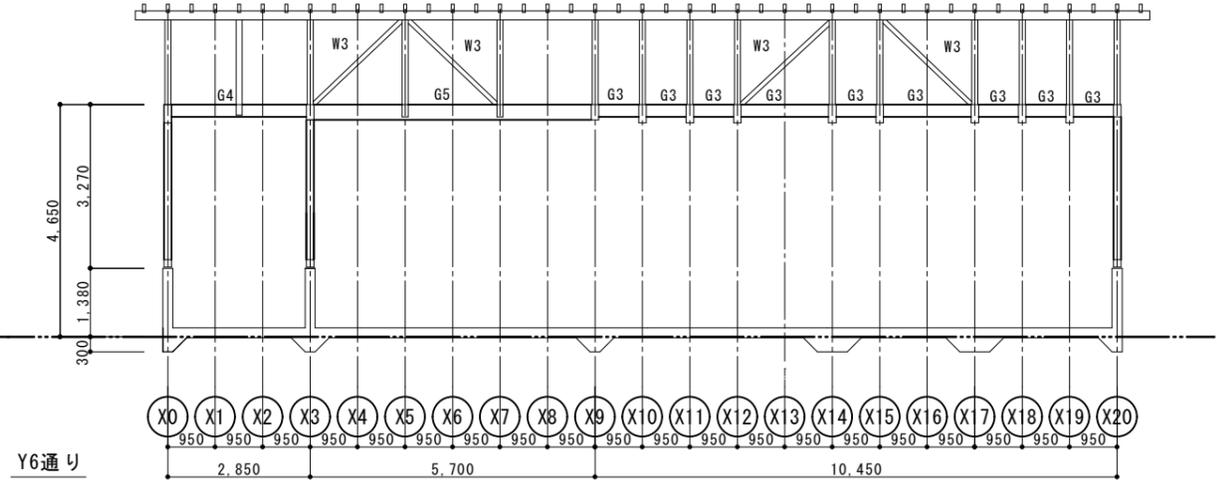
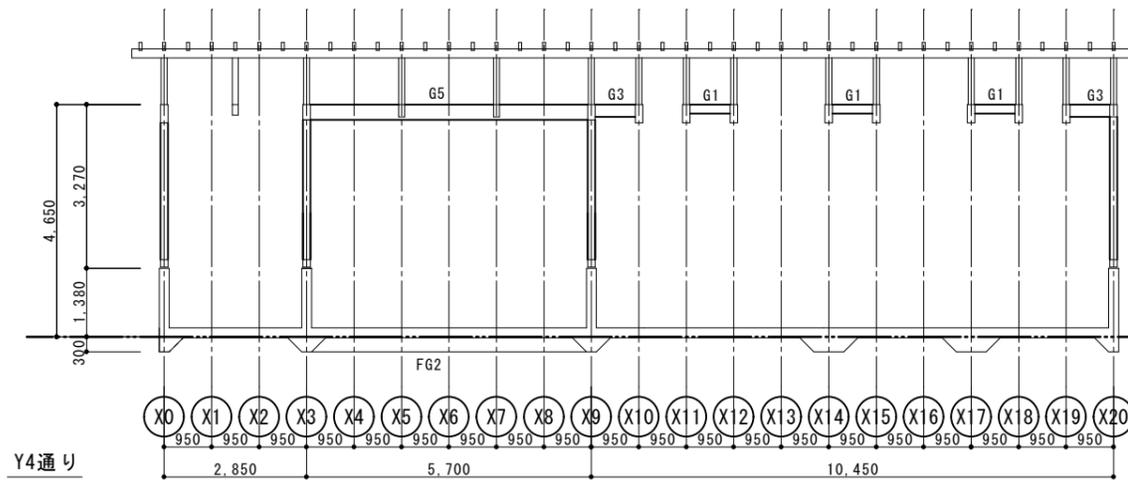
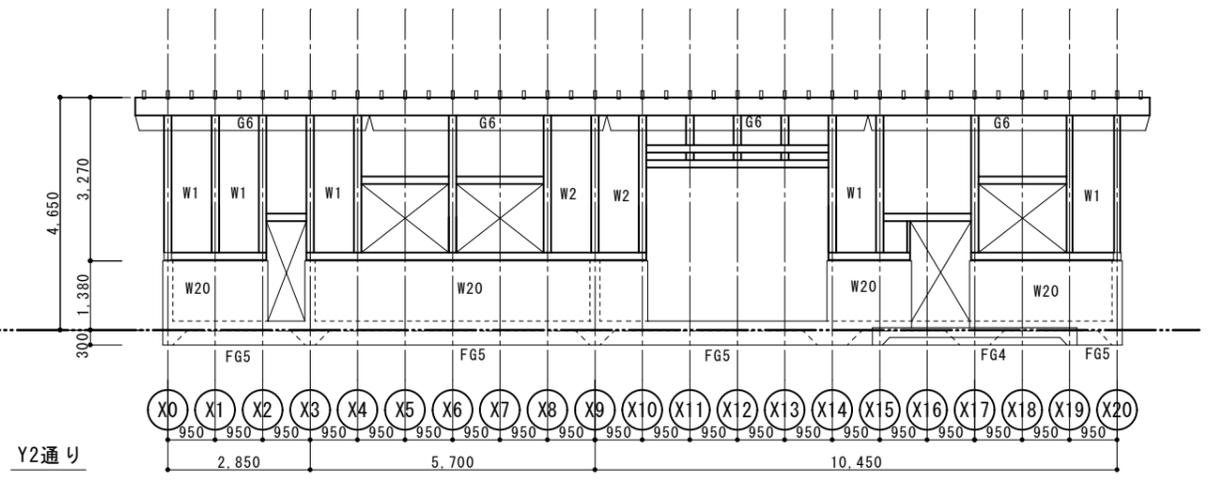
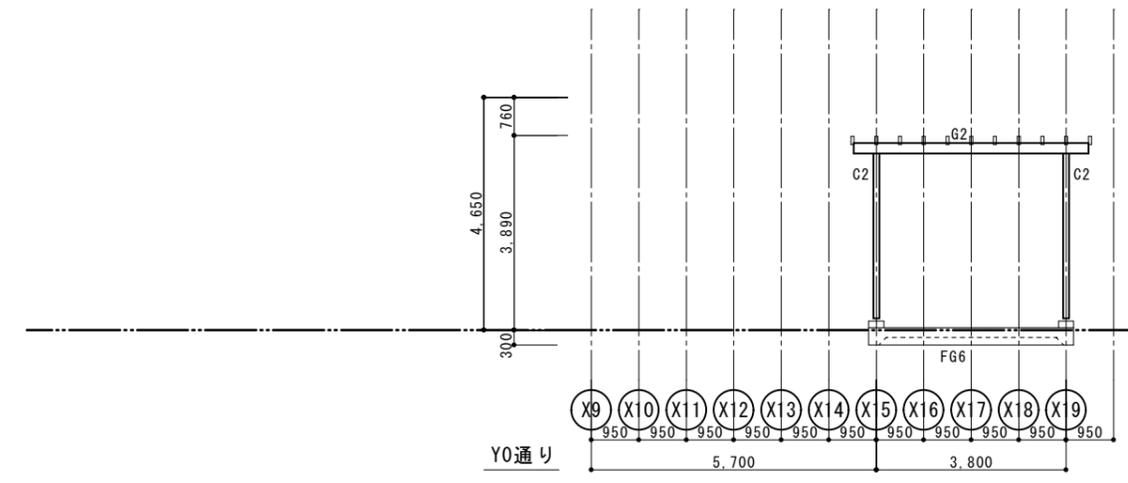
- 印部 火打ち梁 90X90(無等級杉)
- 印部 上部小屋束 120X120(無等級杉)
- 印部 下部柱 150X150(無等級杉)
- 印部 下部柱 120X120(無等級杉)

軸組図 NO1 1:100



A2 → 100%		●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設	●図面番号	S-004	有限会社 佐藤建築企画設計
A3 → 71%縮小		●図面名	徳・南庄 新築他工事	●縮尺	1/100	徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
			軸組図NO1			管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

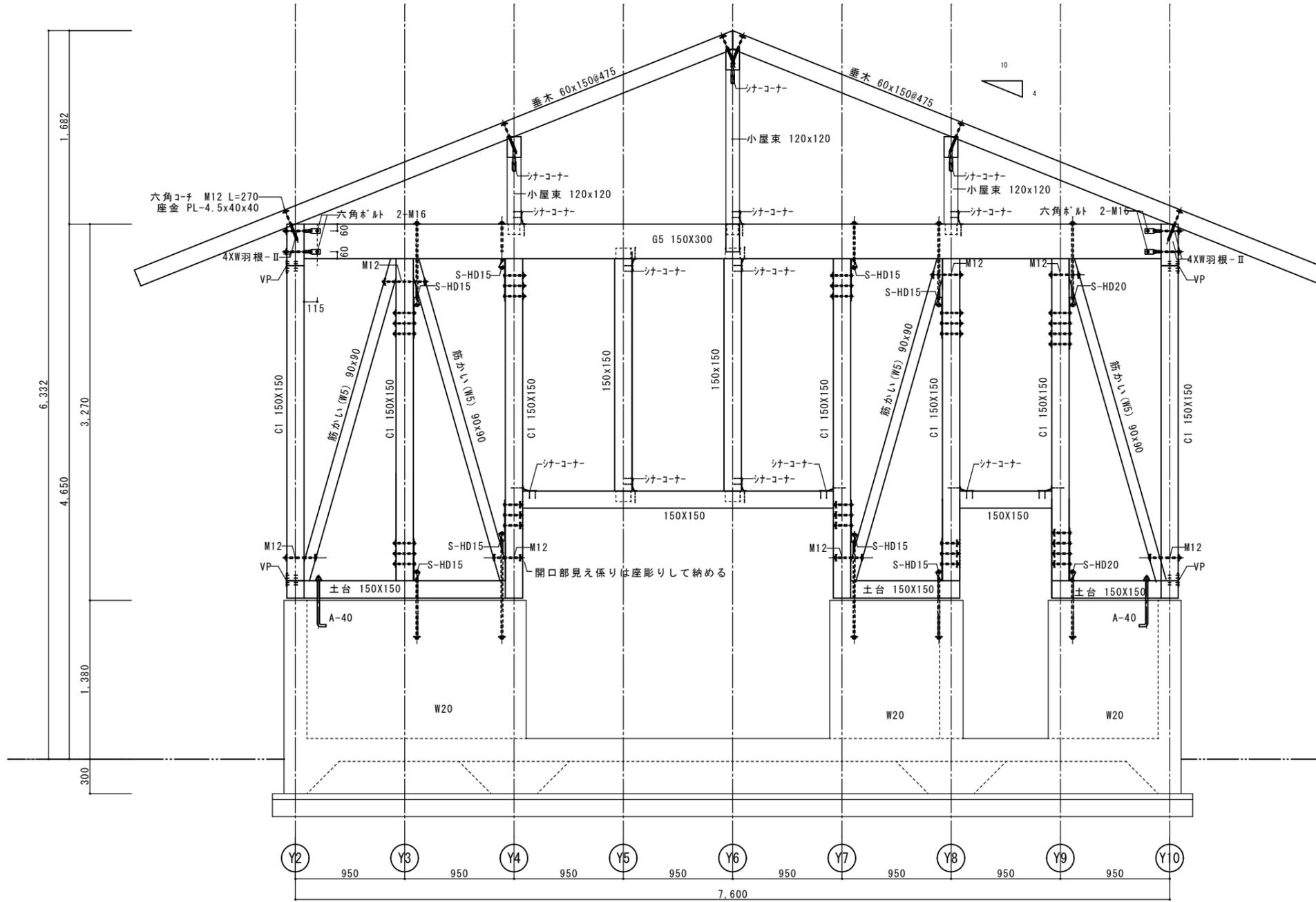
軸組図 N02 1:100



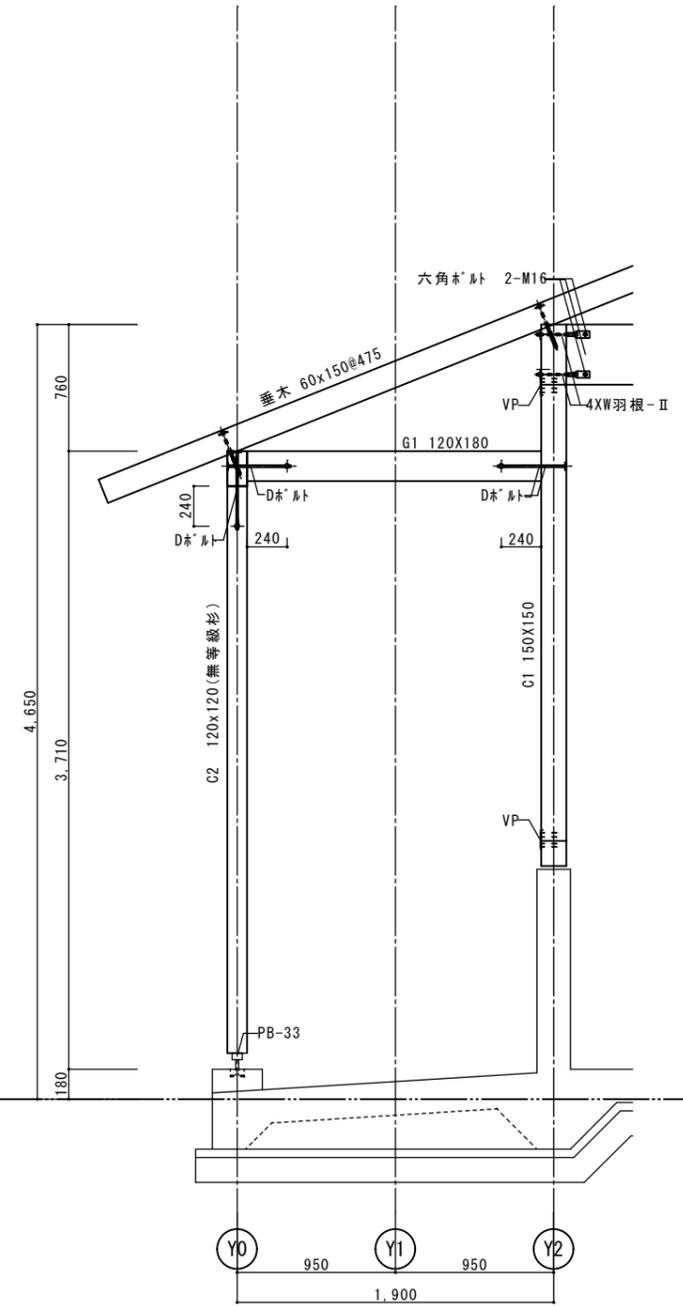
※特記なき限り柱はC1：杉150x150とする

A2 → 100%	●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 S-005	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
A3 → 71%縮小	●図面名 軸組図N02	●縮尺 1/100	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

X9通り 詳細図 1/30

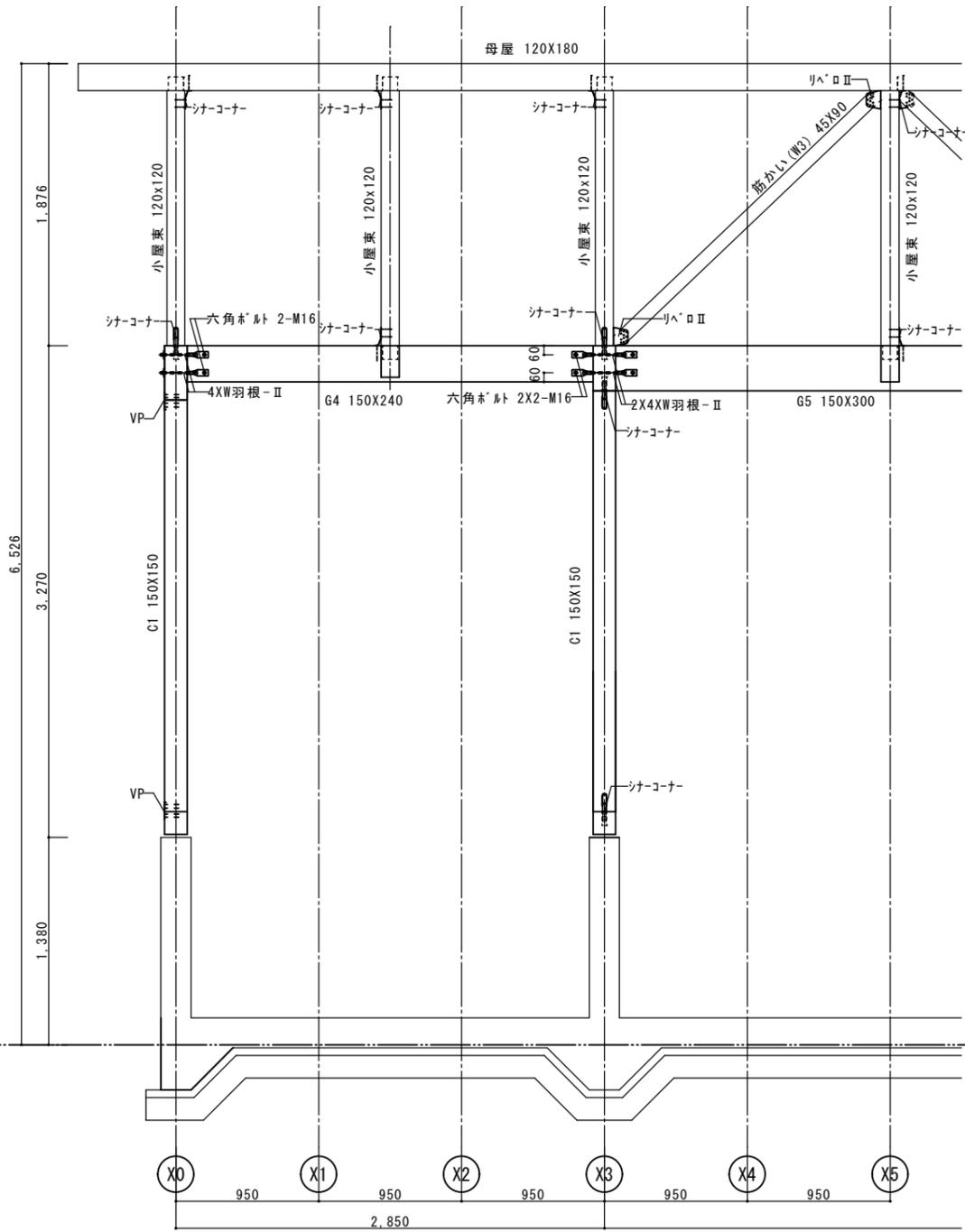


X15通り 詳細図 1/30

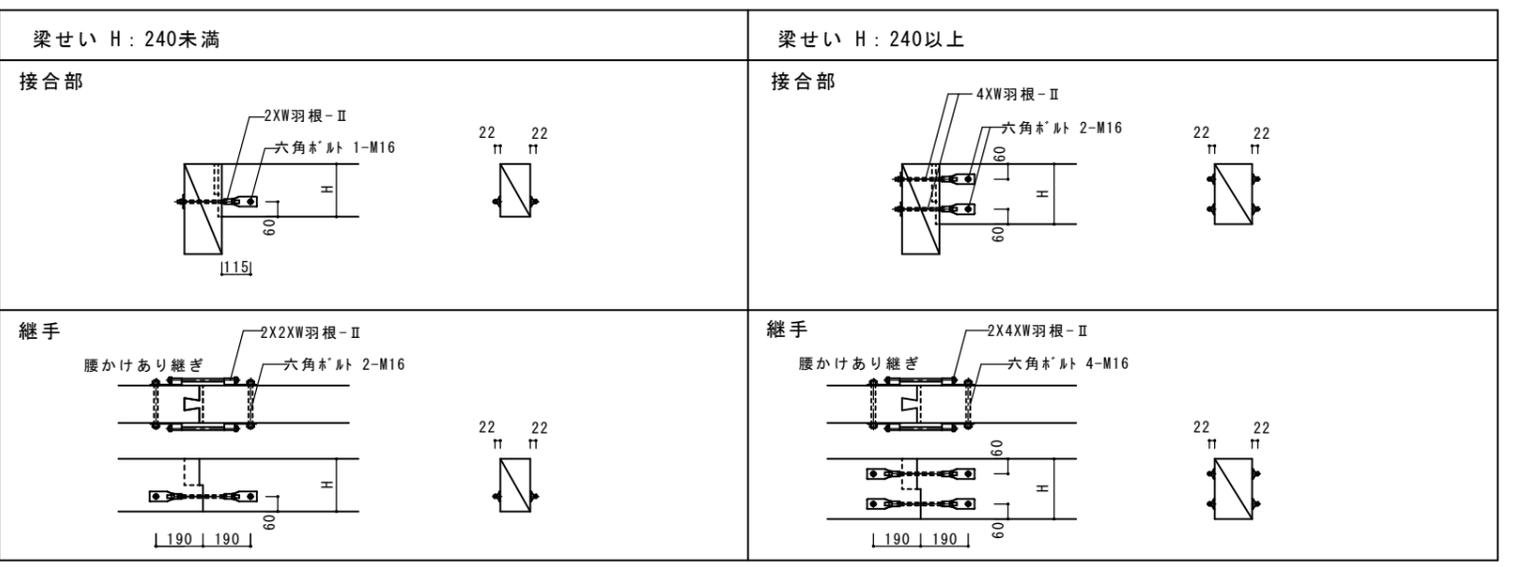
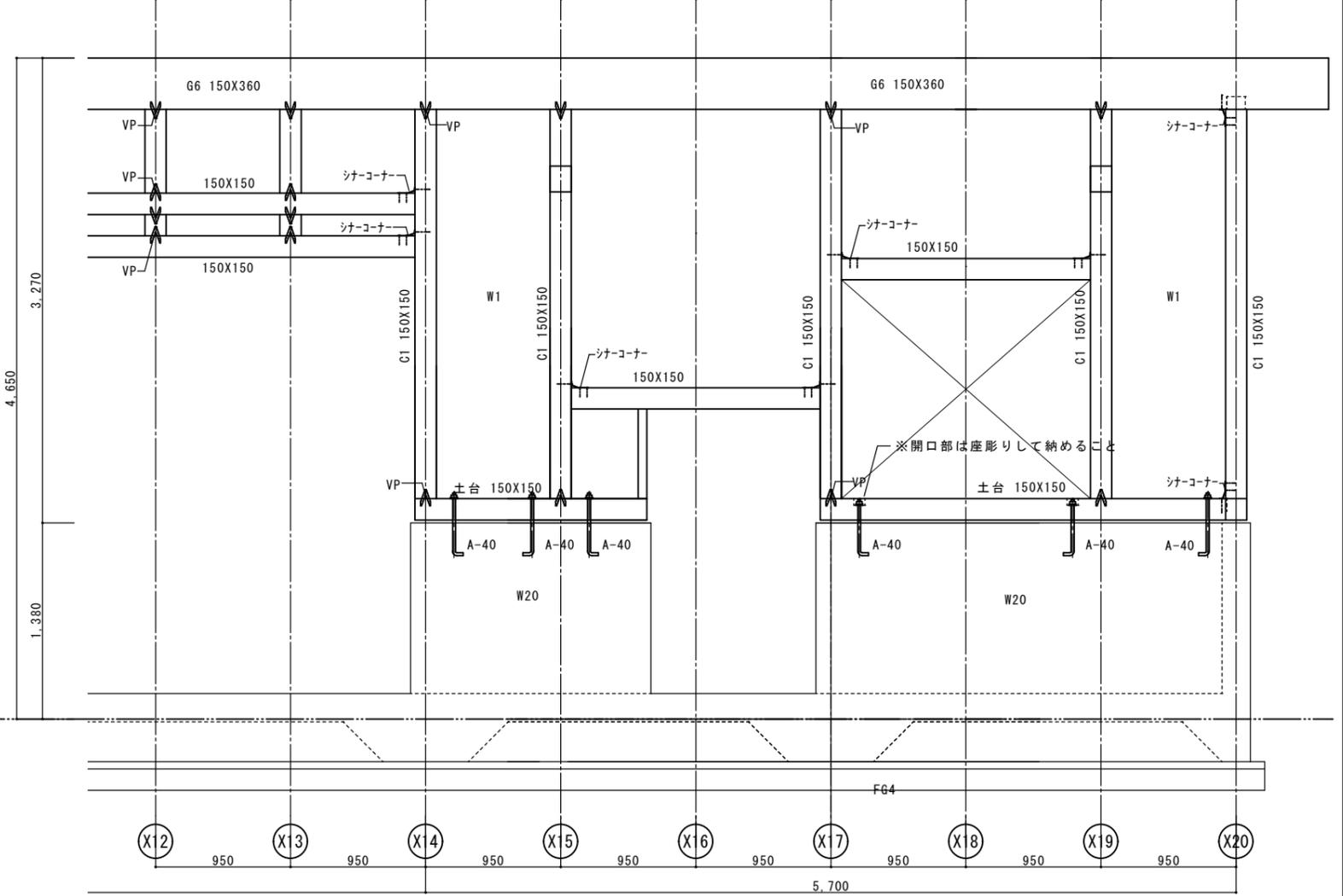


A2 → 100%		●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号 S-006
A3 → 71%縮小		●図面名 X9, X15通り詳細図	●縮尺 1/30
		有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4.3番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号	

Y6通り 詳細図 1/30

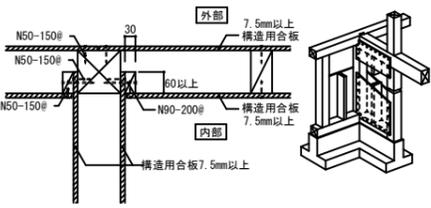


Y2通り 詳細図 1/30



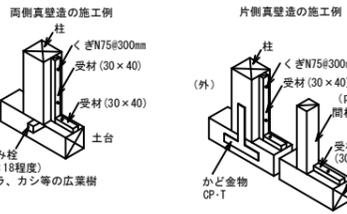
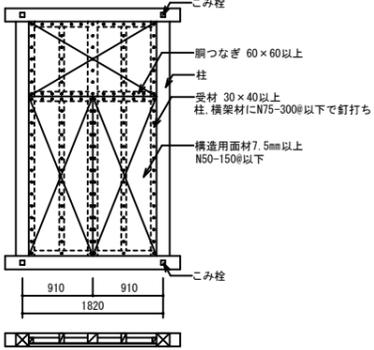
木造標準図 (2)

二) 耐力壁のT字部

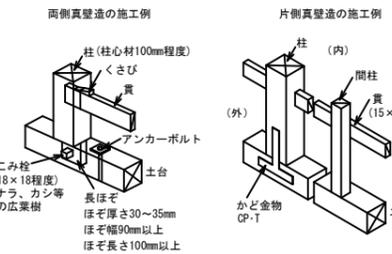
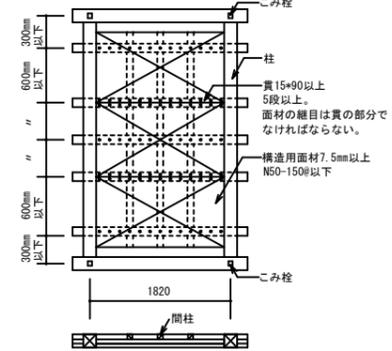


9. 真壁造における構造用面材の張り方

イ) 受け材タイプの場合

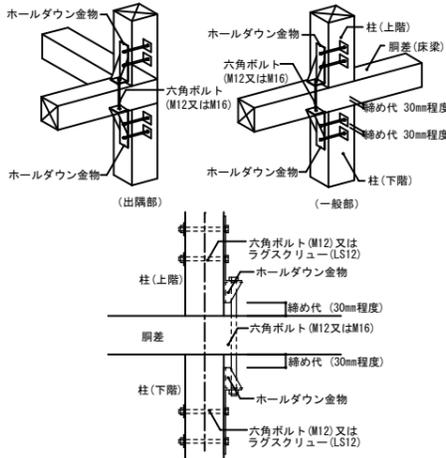


ロ) 貫タイプの場合



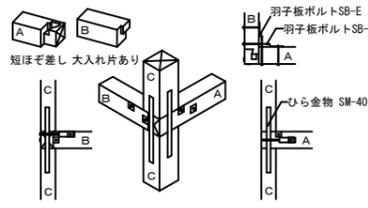
10. 通し柱

- 通し柱は、次のいずれかによる。
 - 1階から3階に達する通し柱とする場合
 - 1階から2階までの通し柱と2階から3階までの通し柱を組合せて使用する場合、当該通し柱と管柱とは接合金物で緊結する。
- 通し柱に代わる管柱の補強
 - ホールダウン金物の取付は、次による。
 - 上階の柱および下階の柱にホールダウン金物を用い、柱の下部及び上部に締め代を取り、六角ボルト、ラグスクリュー等で各々取付ける。
 - ホールダウン金物は相互に六角ボルトを用い緊結する。



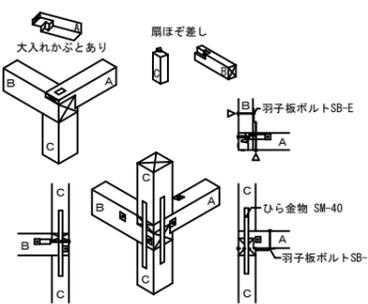
11. すみ柱、出すみの補強例

- 直交する脚差がほぼ同じ高さで取合う場合
 - 一方の脚差 (B) を他方の脚差 (A) に大入れ片ありに仕掛け、脚差相互を建物の内側に添えた羽子板ボルト (SB-E) で引き寄せ、上下管柱は脚差 (A) に短ぼぞ差とし、管柱出すみ両面にひら金物 (SM-40) を当て、各々太めくぎ (ZN65) で打ち固める。



ロ) 直交する脚差の成が異なる段違いに取合う場合

- 一方の脚差 (A) を他方の脚差 (B) に大入れかぶどありに仕掛け、脚差 (A) の下側に添せた羽子板ボルト (SB-F) で脚差 (B) を引き寄せ、さらに、脚差 (B) の内側に添せた羽子板ボルト (SB-E) で脚差 (A) を引き寄せ、上下管柱はいずれもそれぞれ脚差 (A) (B) に短ぼぞ差し、管柱出すみ両面にひら金物 (SM-40) を当て各々太めくぎ (ZN65) で打ち固める。



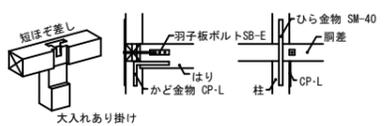
12. すみ柱に準ずる柱の仕口補強例

- 脚差と同寸程度の間仕切りけたが脚差と直交して取合う場合
 - 間仕切りけたは大入れあり掛け、脚差を間仕切りけたより羽子板ボルト (SB-E) で引き寄せ、上下管柱は脚差へ短ぼぞ差しとし、上下管柱外側にひら金物 (SM-40) を当て、各々太めくぎ (ZN65) で打ち固める。



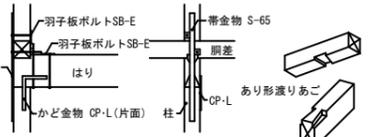
ロ) 脚差と直交する床ばりがあり、上端が揃う場合

- 床ばりは脚差に大入れあり掛け、下階柱には大入れ、脚差を床ばりより羽子板ボルト (SB-E) で引き寄せ、以下階項イに同じ。床ばりと下階柱とはかど金物 (CP-L) を片面当て太めくぎ (ZN65) で打ち固める。



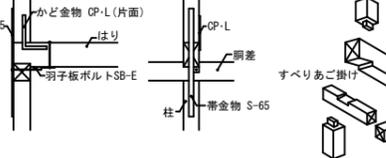
ハ) 脚差と直交する床ばりが脚差の下側にある場合

- 床ばりは下階管柱の長ぼぞに差し込み、かど金物 (CP-L) を片面当て太めくぎ (ZN65) 打ち、脚差は床ばりにあり形並りご掛け、床ばりを羽子板ボルト (SB-E) で引き寄せ、上階管柱を床ばりに羽子板ボルト (SB-E) で引き寄せ、上下管柱は、脚差に短ぼぞ差し、上下管柱相互は外側に帯金物 (S-65) を当て、各々太めくぎ (ZN65) で打ち固める。床ばりと下階柱とは、かど金物 (CP-L) を片面に当て太めくぎ (ZN65) で打ち固める。



ニ) 脚差と直交する床ばりが脚差の上側にある場合

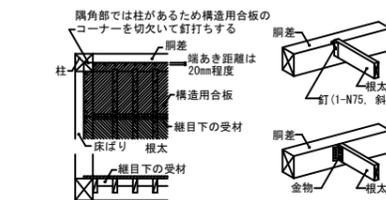
- 下階管柱の短ぼぞに脚差を差し込み、床ばりは脚差にすべりご掛け、脚差より羽子板ボルト (SB-E) で引き寄せ、上下管柱は床ばりへ短ぼぞ差しかど金物 (CP-L) を片面当て太めくぎ (ZN65) 打ち、上下管柱相互はハと同様とする。



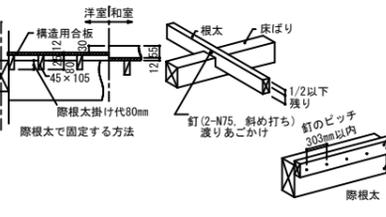
13. 床水平構面の仕様

- 種 類：厚さ12mm以上の構造用合板を用いる。そのサイズは出来るだけ大ききまとし、小間間切れにしたものは使用しない。
- 張り方：構造用合板の長手方向を根太と直交させる。構造用合板の継手は根太上で突きつけ継ぎとし、継目下に受け材 (45x45mm以上) を設ける。
- 釘打ち：構造用合板の釘打ちはN50を用い、釘打ち間隔150mm以下で床根太又は床ばり・脚差・受け材等に平打ちする。
- 床根太の寸法は45x105mmを標準とし、その根太間隔は、455mm以下とする。ただし、床ばり間隔は1,820mm以下とする。
- 床ばり、脚差の仕口補強は、金物、ボルトにより十分緊結補強する。

- 根太と床ばり、脚差の上端高さが同じ場合の施工方法
 - 構造用合板12mm以上又は構造用パネル (OSB) 2級以上、N50φ150以下 根太φ340以下落下し込み・床倍率 2.0倍 / 根太φ500以下落下し込み・床倍率 1.4倍
 根太は床ばり、脚差に大入れ落しこみくぎ (1本-N75) 斜め打ちとするか又は根太受け金物等を用いて床ばり、脚差に留めつける。構造用合板は床ばり、脚差に直打りする。ただし、隅角部は柱があるため、構造用合板のコーナーを切欠いて釘打ちする。

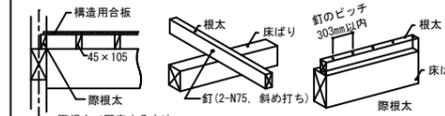


- 根太と床ばり、脚差の上端高さが異なる場合の施工方法
 - 構造用合板12mm以上又は構造用パネル (OSB) 2級以上、N50φ150以下 根太φ340以下半欠き・床倍率 1.6倍 / 根太φ500以下半欠き・床倍率 1.12倍
 床ばり、脚差に直交する根太は渡りごかけとし、釘 (2本-N75) を斜め打ちとする。また、根太に平行な床ばり脚差の際にも根太を取り付ける。原根太は床ばり脚差へN90釘打ち間隔303mmで平打ちする。



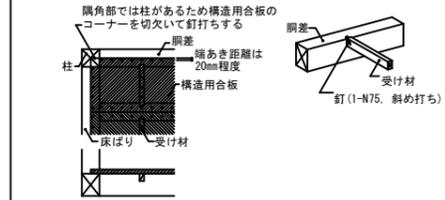
ハ) 床ばり、脚差の上に根太を転がす場合の施工方法

- 構造用合板12mm以上又は構造用パネル (OSB) 2級以上、N50φ150以下 根太φ340以下転がし・床倍率 1.0倍 / 根太φ500以下転がし・床倍率 0.7倍
- 床ばり、脚差に直交する根太は、釘 (2本-N75) を斜め打ちとする。また、根太に平行な床ばり脚差の上にも根太を取り付ける。原根太は床ばり脚差へN90釘打ち間隔303mmで平打ちする。



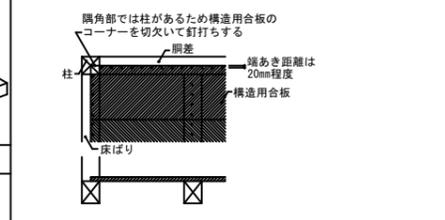
ニ) 根太なしで受け材がある場合の施工方法

- 構造用合板24mm以上又は構造用パネル (OSB) 2級以上、N75φ150以下 面材の四周の四圍をN75-150φ以下で梁及び受け材に打ちつける。根太なし、受け材45x45以上を面材の継目に沿って梁の間に落とし込み梁及び受け材間隔は1000mm以下 : 床倍率 4.0倍
- 受け材は床ばり、脚差に大入れ落しこみくぎ (1本-N75) 斜め打ちとする。



ホ) 根太なし受け材なし場合の施工方法

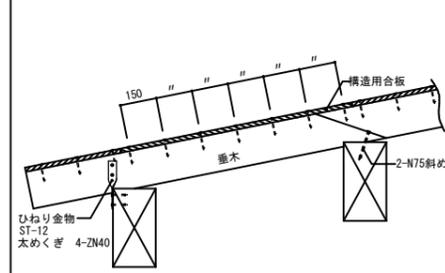
- 構造用合板24mm以上又は構造用パネル (OSB) 2級以上、N75φ150以下 面材の短辺の外周部分に各1列、その間に1列以上となるようN75-150φ以下で梁及び受け材に打ちつける。〔面材の長辺の下に梁がある場合は打ちつける。〕
- 根太なし、受け材なし、梁間隔は1000mm以下 : 床倍率 1.8倍



14. 勾配屋根水平構面の仕様

- 種 類：厚さ9mm以上の構造用合板を用いる。そのサイズは出来るだけ大ききまとし、小間間切れにしたものは使用しない。
- 張り方：構造用合板の長手方向を垂木と直交させる。構造用合板の継手は垂木上で突きつけ継ぎとし、継目下に受け材 (45x45mm以上) を設ける。
- 釘打ち：構造用合板の釘打ちはN50を用い、釘打ち間隔150mm以下で垂木又は梁・母屋・受け材等に平打ちする。
- 垂木の寸法は45x45mmを標準とし、その垂木間隔は、455mm以下とする。軒桁・母屋・棟木の上面に垂木を載せ、垂木の側面から軒桁・母屋・棟木の上面に対してN75φ2本を斜め打ちとする。

- 垂木転び止めなしの場合
 - 勾配の角度30度以下 : 倍率 0.7倍 / 勾配の角度30度超え : 倍率 0.5倍

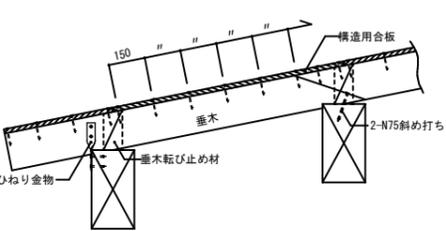


化粧垂木の場合

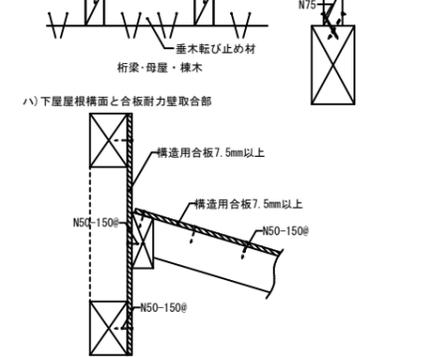


ロ) 垂木転び止めありの場合

- 勾配の角度30度以下 : 倍率 1.0倍 / 勾配の角度30度超え : 倍率 0.7倍
- 転び止めは、軒桁・母屋 (垂木の継目載る母屋) ・棟木の上面の垂木と垂木の間に、垂木と同断面の転び止め材を載せ、転び止め材の側面から軒桁・母屋・棟木の上面にN75φ4本 (表2本と裏2本を千鳥配置) を斜め打ち。

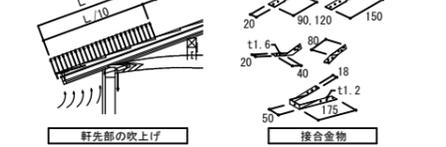
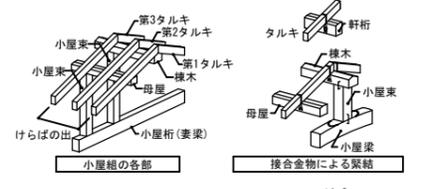


ハ) 下屋屋根構面と合板耐力壁接合部



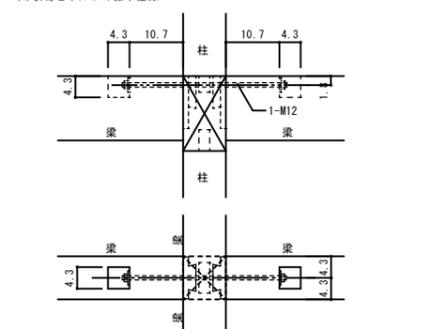
15. 屋根・小屋組の耐風対策

- 小屋火打ばり：火打ばりは耐力壁側に囲まれた隅角部には必ず設ける。
- 小屋筋及び及びけ行筋がい、揺れ止め：小屋組の一体化を図るために、小屋束相互及びはり・桁にまたがる筋がい (15x90mm以上) を、釘 (2-N50) にて固定する。
- 軒：軒先部は吹上げが大きくなるので、タルキと軒桁はくら金物等で緊結する。
- タルキ：軒先や妻側又は棟部のタルキは吹上げが力強く働くので、金物等で棟木及び母屋へ緊結する。
- 棟木母屋：棟木と第2母屋も吹上げの力が大きくなるので小屋束に十分注意して留付け。
- 小屋束：小屋束下部と小屋ばりありいは妻はり桁との留付けも同様十分注意して留付け。

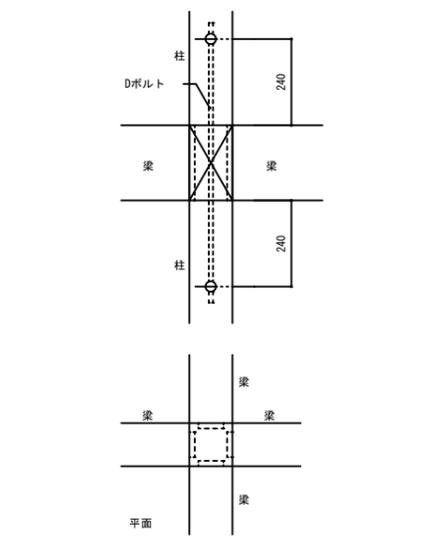


16. 引寄せボルトによる接合部仕様

- 引寄せボルトの標準仕様



(2) 四方差しの上下階柱を結合する金物方法



各項目に示された数値は参考値とする。

17. 防腐防蟻処理

- 土台
 - 防腐防蟻材はJASに定める保存処理性能区分K3相当以上のものとする。
 - 土台に接する外壁の下端には水切りを設ける。

- 土台以外の木部の防腐防蟻措置
 - 地面からの高さが1m以内の外壁の軸組 (土台を除く。室内側に露出した部分を除く。) には防腐防蟻措置を施す。

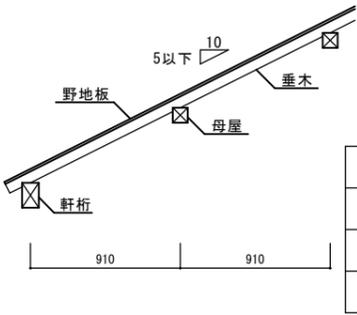
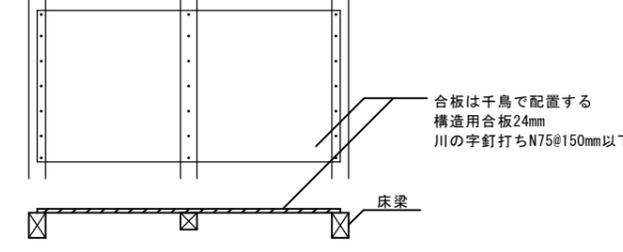
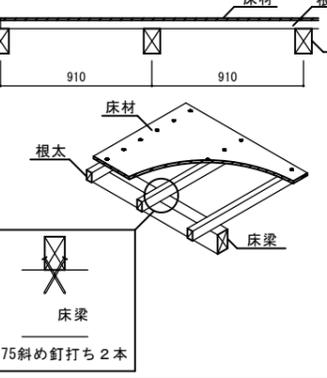
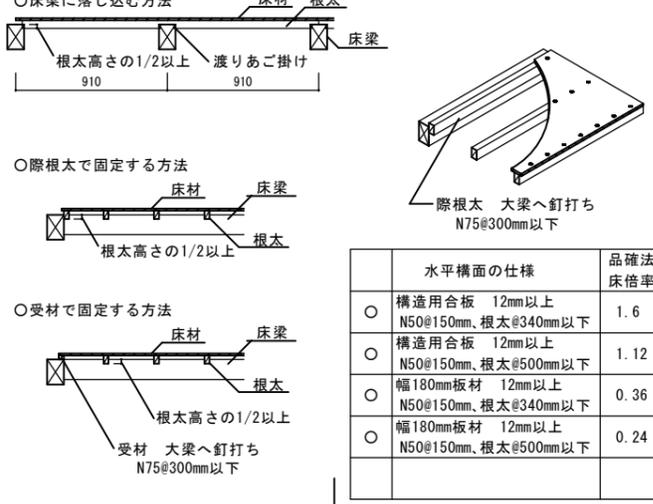
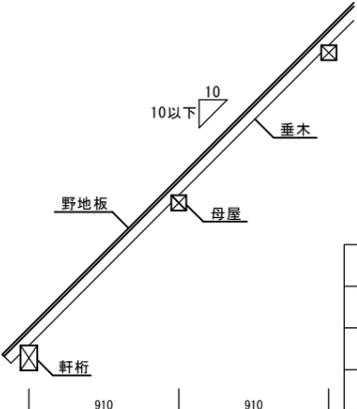
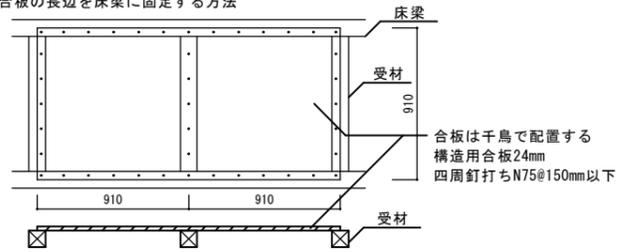
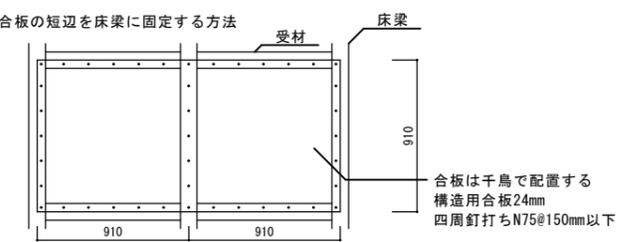
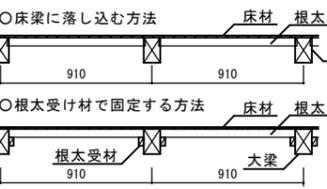
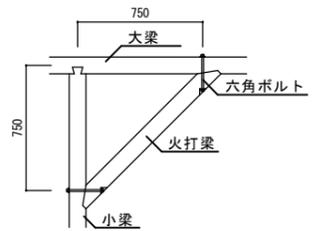
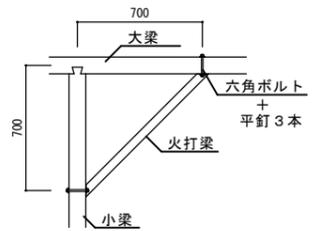
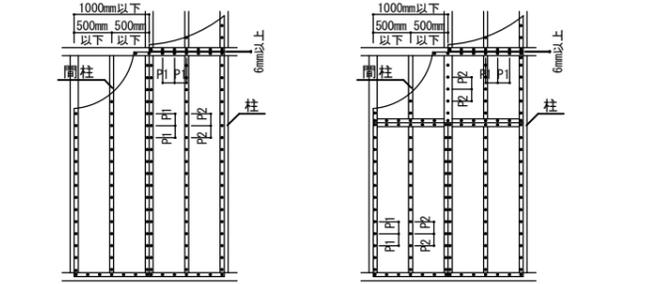
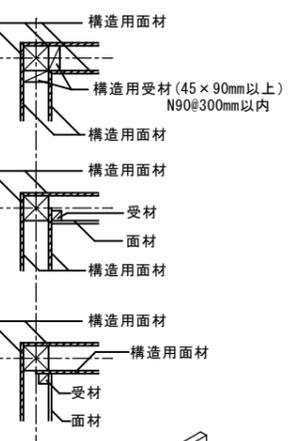
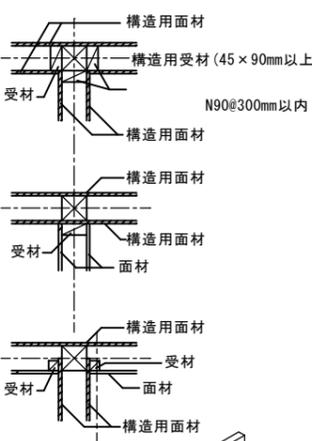
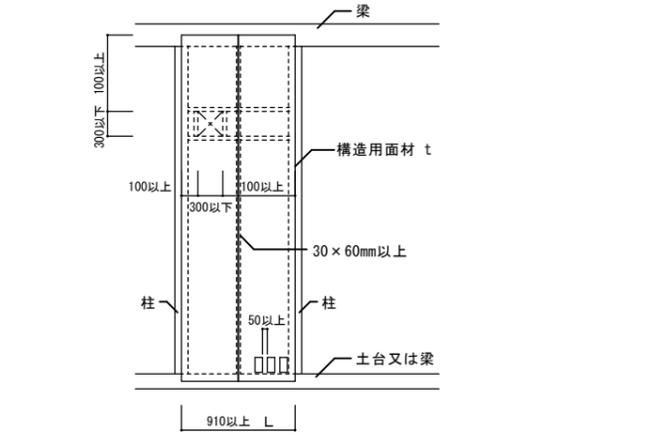
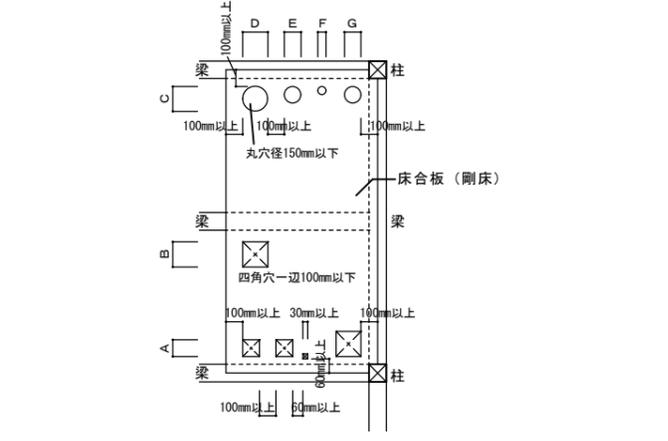
- 薬剤の品質等
 - 防腐防蟻剤を用いて工場で処理した防腐防蟻処理材
 - 薬剤等のJASの保存処理 (水を除く) の規格に適合するもの。
 - JIS K 1570 (木材保存剤) に定める加圧注入用木材保存剤を用いて JIS A 9002 (木質材料の加圧保存処理方法) による加圧保存処理を行った材料。
 - 上記以外の場合は、防腐・防蟻に有効な薬剤が、塗布、加圧注入、浸漬、吹付けられたもの又は接着剤が混入された防腐・防蟻処理材で、特記による。(ただし、集材材においては接着剤に混入されたものを除く。)
 - 薬剤による現場処理を行う場合の防腐・防蟻薬剤の品質
 - 木部の防腐措置に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、木材保存協会認定の薬剤又は JIS K 1571 (木材保存剤の性能試験方法と性能基準) によって試験し、その性能基準に適合する表面処理薬剤とする。
 - 木部の防腐措置及び防蟻措置に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、(社) 日本しるあり対策協会 (以下「しるあり協会」という。) 又は木材保存協会認定の防腐・防蟻剤とし、しるあり協会制定の標準仕様書に準ずる。

- 薬剤による現場処理を行う場合の木材の処理方法は特記による。特記がない場合は次に従う。
 - 塗布、吹付け、浸漬に使用する薬剤の量は、木材及び合板の表面積1㎡につき300mlを標準とする。
 - 処理むらが生じることのないよう上記の薬剤の範囲内の量で、2回処理以上とする。木材の木口、仕口、継手の接合箇所、き裂部分、コンクリート及びつか石などに接する部分は、特に注意して処理を行う。

- 現場の加工、切断、穿孔箇所等は、ハ) に準じて塗布あるいは吹付け処理を行う。

- クロービリーホスを追加した薬剤は使用しない。

●工事名	R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事	●図面番号	S-009	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759
●図面名	木造標準図 (2)	●縮尺	—	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

木造標準図 (3)		床組の納まり [告示第1654号]		床組の納まり [告示第1654号]		床組の納まり [告示第1654号]																																																																																						
屋根の納まり [告示第1654号] ○勾配30°以下の取合い  <table border="1" data-bbox="445 388 756 556"> <tr><th colspan="2">水平構面の仕様</th><th rowspan="2">品確法床倍率</th></tr> <tr><td>○ 構造用合板 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>○ 幅180mm板材 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下</td><td>0.2</td></tr> </table>		水平構面の仕様		品確法床倍率	○ 構造用合板 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下	0.7	○ 幅180mm板材 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下	0.2	○根太なし・直張り・川の字釘打ち・品確法床倍率1.2の取合い  <p>合板は千鳥で配置する 構造用合板24mm 川の字釘打ちN75@150mm以下</p>		○根太あり・転ばし取合い  <table border="1" data-bbox="1825 346 2151 619"> <tr><th colspan="2">水平構面の仕様</th><th rowspan="2">品確法床倍率</th></tr> <tr><td>○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下</td><td>0.2</td></tr> </table>		水平構面の仕様		品確法床倍率	○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	1.0	○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	0.7	○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	0.3	○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	0.2	○根太あり・根太高さの1/2以上落とし込みの取合い  <table border="1" data-bbox="2522 493 2849 745"> <tr><th colspan="2">水平構面の仕様</th><th rowspan="2">品確法床倍率</th></tr> <tr><td>○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下</td><td>0.36</td></tr> <tr><td>○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下</td><td>0.24</td></tr> </table>		水平構面の仕様		品確法床倍率	○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	1.6	○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	1.12	○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	0.36	○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	0.24																																																								
水平構面の仕様		品確法床倍率																																																																																										
○ 構造用合板 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下	0.7																																																																																											
○ 幅180mm板材 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下	0.2																																																																																											
水平構面の仕様		品確法床倍率																																																																																										
○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	1.0																																																																																											
○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	0.7																																																																																											
○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	0.3																																																																																											
○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	0.2																																																																																											
水平構面の仕様		品確法床倍率																																																																																										
○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	1.6																																																																																											
○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	1.12																																																																																											
○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	0.36																																																																																											
○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	0.24																																																																																											
○勾配45°以下の取合い  <table border="1" data-bbox="445 871 756 1039"> <tr><th colspan="2">水平構面の仕様</th><th rowspan="2">品確法床倍率</th></tr> <tr><td>○ 構造用合板 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>○ 幅180mm板材 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下</td><td>0.1</td></tr> </table>		水平構面の仕様		品確法床倍率	○ 構造用合板 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下	0.5	○ 幅180mm板材 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下	0.1	○根太なし・直張り・四周釘打ち・品確法床倍率3.0の取合い ○合板の長辺を床梁に固定する方法  <p>合板は千鳥で配置する 構造用合板24mm 四周釘打ちN75@150mm以下</p> ○合板の短辺を床梁に固定する方法  <p>合板は千鳥で配置する 構造用合板24mm 四周釘打ちN75@150mm以下</p>		○根太あり・根太高さ全て落とし込みの取合い ○床梁に落とし込む方法  <table border="1" data-bbox="1825 787 2151 1039"> <tr><th colspan="2">水平構面の仕様</th><th rowspan="2">品確法床倍率</th></tr> <tr><td>○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下</td><td>0.39</td></tr> <tr><td>○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下</td><td>0.26</td></tr> </table>		水平構面の仕様		品確法床倍率	○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	2.0	○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	1.4	○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	0.39	○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	0.26	○木製火打の取合い  ○火打金物 (Zマク) の取合い 																																																																				
水平構面の仕様		品確法床倍率																																																																																										
○ 構造用合板 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下	0.5																																																																																											
○ 幅180mm板材 9mm以上 N50@150mm、垂木@500mm以下	0.1																																																																																											
水平構面の仕様		品確法床倍率																																																																																										
○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	2.0																																																																																											
○ 構造用合板 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	1.4																																																																																											
○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@340mm以下	0.39																																																																																											
○ 幅180mm板材 12mm以上 N50@150mm、根太@500mm以下	0.26																																																																																											
大壁 [告示第1100号] ○構造用面材との取合い  <table border="1" data-bbox="103 1428 756 1648"> <tr><th>構造用面材の種類</th><th>厚み</th><th>釘の種類</th><th>外周釘間隔P1</th><th>内部釘間隔P2</th><th>壁倍率</th><th>特記事項</th></tr> <tr><td>○ 構造用合板</td><td>N50</td><td>N50</td><td>150mm</td><td>150mm</td><td>2.5</td><td></td></tr> <tr><td>○ パーティクルボード</td><td>N50</td><td>N50</td><td>150mm</td><td>150mm</td><td>2.5</td><td></td></tr> <tr><td>○ 構造用パネル</td><td>N50</td><td>N50</td><td>150mm</td><td>150mm</td><td>2.5</td><td></td></tr> <tr><td>○ ハードボード</td><td>N50</td><td>N50</td><td>150mm</td><td>150mm</td><td>2.0</td><td></td></tr> <tr><td>○ 硬質木片セメント板</td><td>N50</td><td>N50</td><td>150mm</td><td>150mm</td><td>2.0</td><td></td></tr> <tr><td>○ 構造用セッコウボードA種</td><td>GNF40またはGNC40</td><td>N50</td><td>150mm</td><td>150mm</td><td>1.7</td><td></td></tr> <tr><td>○ 構造用セッコウボードB種</td><td>GNF40またはGNC40</td><td>N50</td><td>150mm</td><td>150mm</td><td>1.2</td><td></td></tr> <tr><td>○ ラスシート</td><td>N38</td><td>N50</td><td>150mm</td><td>150mm</td><td>1.0</td><td></td></tr> <tr><td>○ シーディングボード</td><td>N40</td><td>N50</td><td>100mm</td><td>200mm</td><td>1.0</td><td></td></tr> <tr><td>○ 石こうボード</td><td>GNF40またはGNC40</td><td>N50</td><td>150mm</td><td>150mm</td><td>0.9</td><td></td></tr> </table> <p>注) パーティクルボード・構造用パネル・ハードボードの突合せの間隔は、調整以外の部分で2~3mmあける</p> ○木ずりの取合い  <table border="1" data-bbox="415 1753 756 1921"> <tr><th>種類</th><th>断面寸法</th><th>釘打ち</th><th>特記事項</th></tr> <tr><td>○ 木ずり</td><td></td><td>柱・間柱へそれぞれ N50、2本平打ち</td><td></td></tr> </table>		構造用面材の種類	厚み	釘の種類	外周釘間隔P1	内部釘間隔P2	壁倍率	特記事項	○ 構造用合板	N50	N50	150mm	150mm	2.5		○ パーティクルボード	N50	N50	150mm	150mm	2.5		○ 構造用パネル	N50	N50	150mm	150mm	2.5		○ ハードボード	N50	N50	150mm	150mm	2.0		○ 硬質木片セメント板	N50	N50	150mm	150mm	2.0		○ 構造用セッコウボードA種	GNF40またはGNC40	N50	150mm	150mm	1.7		○ 構造用セッコウボードB種	GNF40またはGNC40	N50	150mm	150mm	1.2		○ ラスシート	N38	N50	150mm	150mm	1.0		○ シーディングボード	N40	N50	100mm	200mm	1.0		○ 石こうボード	GNF40またはGNC40	N50	150mm	150mm	0.9		種類	断面寸法	釘打ち	特記事項	○ 木ずり		柱・間柱へそれぞれ N50、2本平打ち		○構造用面材の隅部の取合い  ○構造用面材のT字部の取合い 		開口補強 ○面材耐力壁の開口補強  <ol style="list-style-type: none"> 開口の最大寸法は300以下とする 開口位置は面材耐力壁端部より100mm以上離して設ける事 但しコンセントによる開口は50mmとする 開口部は上下両端とも補強材を設け、上下補強材は柱まで伸ばすこと 開口部の上下補強材は、面材耐力壁外周部と同様の釘ピッチで留めつける事 補強材を必要とする開口は、耐力壁910mmに1ヶ所までとする 補強材を要しない開口は、12tかつ1/6L以下で、コンセント穴程度(50×100)とし、耐力壁910mmに3ヶ所までとする 開口部の位置が100mm以下の場合、開口部に接する面材耐力壁外周部に必要な釘の本数分を、開口部を避ける面材耐力壁外周部に増打ちする事 		○剛床の開口補強  <ol style="list-style-type: none"> 開口の最大寸法は四角形で一辺が100mm以下、丸穴で直径が150mm以下とする 1枚の合板に空けられる開口部の合計面積は、その合板全体面積の20%以下とする 直線上に開口部が並ぶ場合は、その開口部幅の合計が長辺方向では600mm以下、短辺方向では300mm以下とする A+B+C ≤ 600mm以下 D+E+F+G ≤ 300mm以下 各開口の間隔は100mm以上とし、四角形で一辺が30mm以下、丸穴で直径が30mm以下の場合は30mm以上とすることができる 各開口の合板端部からの位置は100mm以上とし四角形で一辺が30mm以下の丸穴で直径が30mm以下の場合は、合板端部からの位置は60mm以上とすることができる 	
構造用面材の種類	厚み	釘の種類	外周釘間隔P1	内部釘間隔P2	壁倍率	特記事項																																																																																						
○ 構造用合板	N50	N50	150mm	150mm	2.5																																																																																							
○ パーティクルボード	N50	N50	150mm	150mm	2.5																																																																																							
○ 構造用パネル	N50	N50	150mm	150mm	2.5																																																																																							
○ ハードボード	N50	N50	150mm	150mm	2.0																																																																																							
○ 硬質木片セメント板	N50	N50	150mm	150mm	2.0																																																																																							
○ 構造用セッコウボードA種	GNF40またはGNC40	N50	150mm	150mm	1.7																																																																																							
○ 構造用セッコウボードB種	GNF40またはGNC40	N50	150mm	150mm	1.2																																																																																							
○ ラスシート	N38	N50	150mm	150mm	1.0																																																																																							
○ シーディングボード	N40	N50	100mm	200mm	1.0																																																																																							
○ 石こうボード	GNF40またはGNC40	N50	150mm	150mm	0.9																																																																																							
種類	断面寸法	釘打ち	特記事項																																																																																									
○ 木ずり		柱・間柱へそれぞれ N50、2本平打ち																																																																																										
				●工事名 R4ス林 林業労働安全実技研修施設 徳・南庄 新築他工事		●図面番号 S-010																																																																																						
				●図面名 木造標準図 (3)		●縮尺 —																																																																																						
				有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目4番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号																																																																																								